

# 大洲市障がい者計画（第6次）

（令和6年度から令和11年度）

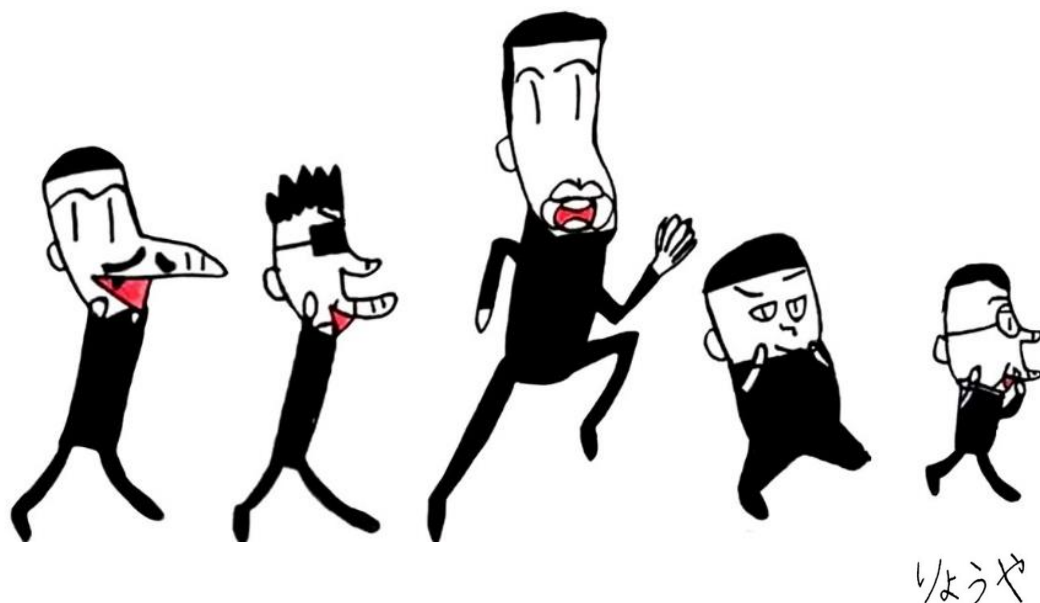
# 大洲市障がい福祉計画（第7期）

（令和6年度から令和8年度）

# 大洲市障がい児福祉計画（第3期）

（令和6年度から令和8年度）

すべての市民がともに  
つながり きらめいて暮らせるまち 大洲



令和6年3月

大洲市



## はじめに

本市では、「ふれあい きらめいて暮らせるまち 大洲」を基本理念に、「大洲市障がい者計画（第5次）」及び「大洲市障がい福祉計画（第6期）並びに障がい児福祉計画（第2期）」に基づき、障がい児・者施策の総合的・計画的な推進に取り組んでまいりました。

近年、国においては、令和3年度に「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が施行され、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備する観点から、

「重層的支援体制整備事業」が規定されました。また、令和5年度にはSDGsの視点を取り入れて、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指し、「障害者基本計画（第5次）」が施行され、地域共生社会の実現に向けた施策の基本的な方向が示されるなど、障がいのある人を取り巻く環境は大きく変化しています。

こうした情勢を踏まえ、「すべての市民がともにつながり きらめいて暮らせるまち 大洲」を理念とし、この度、「大洲市障がい者計画（第6次）」及び「大洲市障がい福祉計画（第7期）」並びに「大洲市障がい児福祉計画（第3期）」を一体的に策定しました。

今後は、本計画に基づき、障がいを理由とする不当な差別的取り扱いの禁止や、合理的配慮の提供及び雇用・就労の促進並びに障がい福祉サービスの充実に努めてまいります。なお、大洲市障がい者自立支援協議会と共に、保健・医療・福祉・教育・就労などの各関係機関・団体の皆様と更なる連携を図りながら、地域共生社会の実現に向けて取り組んでまいりますので、市民の皆様にはより一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、本計画の策定にあたりまして、大洲市障がい者自立支援協議会の皆様をはじめ、障がい福祉に関するアンケート調査等を通じて、貴重なご意見や多大なご協力をいただきました皆様に心から厚くお礼を申し上げます。

令和6年3月

大洲市長 **二宮隆久**





## 目 次

### 【総 論】

第1章 計画の策定に当たって .....	1
1 計画策定の趣旨 .....	1
2 計画の位置づけ .....	2
3 計画の期間 .....	3
第2章 国の動向・基本指針 .....	4
1 障がい児・者支援に関する国の動向 .....	4
2 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画にかかる基本指針について .....	6
第3章 障がい者等の現状 .....	9
1 総人口・障害者手帳所持者数の推移 .....	9
2 障がい別障害者手帳所持者数の推移 .....	10
3 身体障害者手帳所持者の状況 .....	11
(1) 等級別の状況 .....	11
(2) 年齢別の状況 .....	11
(3) 障がい部位別の状況 .....	12
4 療育手帳所持者の状況 .....	13
(1) 等級別の状況 .....	13
(2) 年齢別の状況 .....	14
5 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況 .....	15
6 自立支援給付の申請状況 .....	16
7 難病患者（特定疾患等医療給付受給者）の状況 .....	16
8 自立支援医療費公費負担の申請状況 .....	17
9 給付費の総額 .....	17
10 児童・生徒等の状況 .....	18
(1) 保育所・幼稚園・認定こども園 .....	18
(2) 特別支援学級 .....	18
(3) 特別支援学校 .....	18
第4章 障害福祉サービス等の取組状況 .....	19
1 障害福祉サービス等の見込値と実績値 .....	19
第5章 アンケート調査、団体・事業所調査からみた現状・意向 .....	24
1 障がい者アンケート調査の概要 .....	24
(1) 調査目的 .....	24

(2) 調査方法.....	24
(3) 調査期間.....	24
(4) 調査対象者.....	24
(5) 回収結果.....	24
2 団体・事業所調査の概要.....	25
(1) 調査目的.....	25
(2) 調査方法.....	25
(3) 調査期間.....	25
(4) 調査対象団体・事業所（17箇所）.....	25
3 アンケート調査結果の概要.....	26
(1) 同居者.....	26
(2) 将来希望する暮らし.....	27
(3) 悩みや心配ごとについて.....	28
(4) 悩みごとの相談先.....	29
(5) 平日の日中の過ごし方.....	30
(6) 保育や教育に今後必要だと思うこと.....	31
(7) 働くために重要と思われること.....	32
(8) 利用した障害福祉サービスの満足度.....	33
(9) サービス利用、福祉の相談窓口の認知状況.....	33
4 団体・事業所調査結果の概要.....	34
(1) 最近5年での障がい者の生活環境.....	34
(2) 生活環境の改善のために不足していると感じるもの.....	34
(3) 最近5年で障がい者の就労環境は改善してきたか.....	35
(4) 就労環境の改善のために不足していると感じるもの.....	35
(5) 最近5年で障がい者の権利擁護環境は改善してきたか.....	36
(6) 障がいの理解や権利擁護について不足していると感じるもの.....	36
(7) 最近5年で障がい児の保育就学環境は改善してきたか.....	37
(8) 障がい児に対する環境について不足していると感じるもの.....	37
(9) 事業所活動に特に重要と思われる項目.....	38
第6章 障がい者計画の方向性.....	45
1 計画の基本的考え方.....	45
(1) 地域社会における共生等.....	45
(2) 差別の禁止.....	46
(3) 社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上.....	46
(4) 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援.....	47
(5) 障がい特性等に配慮したきめ細かい支援.....	47
(6) 障がいのある女性、子ども及び高齢者の複合的困難に配慮したきめ細かい支援..	47
2 市の現況と課題を踏まえた施策の方向性.....	48
3 基本理念.....	52

4	計画別施策の体系 .....	53
第7章	障がい者等の推計 .....	56
1	人口推計 .....	56
2	障がい者数の推計 .....	57
【各 論】		
第1章	障がい者計画の分野別施策 .....	61
1	差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止 .....	61
	(1) 障がいを理由とする差別の解消の推進 .....	61
	(2) 権利擁護の推進、虐待の防止 .....	62
2	安全・安心な生活環境の整備 .....	63
	(1) 障がい者に配慮した住宅の確保 .....	63
	(2) 移動しやすい環境の整備等 .....	64
	(3) 利便性に配慮した施設、製品等の普及促進 .....	64
	(4) 障がい者に配慮したまちづくりの総合的な推進 .....	64
3	情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実 .....	65
	(1) 情報アクセシビリティの向上 .....	65
	(2) 情報提供の充実等 .....	66
	(3) 意思疎通支援の充実 .....	66
	(4) 行政情報の利便性の向上 .....	66
4	防災、防犯等の推進 .....	67
	(1) 防災対策の推進 .....	67
	(2) 防犯対策の推進 .....	68
	(3) 消費者トラブルの防止及び被害からの救済 .....	68
5	行政等における配慮の充実 .....	69
	(1) 司法手続等における配慮等 .....	69
	(2) 選挙における配慮 .....	69
	(3) 市職員等の障がい者理解の促進等 .....	69
6	保健・医療の推進 .....	70
	(1) 精神保健・医療の適切な提供等 .....	71
	(2) 保健・医療の充実等 .....	71
	(3) 保健・医療を支える人材の育成・確保 .....	71
	(4) 難病に関する保健・医療施策の推進 .....	71
	(5) 障がいの原因となる疾病等の予防・治療 .....	72
7	自立した生活の支援・意思決定支援の推進 .....	73

(1) 意思決定支援の推進.....	74
(2) 相談支援体制の構築.....	74
(3) 地域移行支援、在宅サービス等の充実.....	75
(4) 障がいのある子どもに対する支援の充実.....	76
(5) 障害福祉サービスの質の向上等.....	76
(6) 福祉用具の利用支援等.....	77
8 教育の振興.....	78
(1) インクルーシブ教育※システムの推進.....	78
(2) 教育環境の整備.....	79
9 雇用・就業、経済的自立の支援.....	80
(1) 総合的な就労支援.....	80
(2) 経済的自立の支援.....	81
(3) 障がい者雇用の促進.....	81
(4) 障がい特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保.....	81
(5) 福祉的就労の底上げ.....	81
10 文化芸術活動・スポーツ等の振興、国際協力の推進.....	82
(1) 文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備.....	82
(2) スポーツに親しめる環境の整備.....	82
(3) 国際協力等の推進.....	82
第2章 障がい福祉計画（第7期）.....	83
1 計画の基本的な考え方.....	83
(1) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援.....	83
(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	84
(3) 福祉施設から一般就労への移行等.....	84
(4) 発達障がい者等支援の一層の充実.....	84
(5) 地域における相談支援体制の充実・強化.....	84
(6) 障がい者等に対する虐待の防止.....	84
(7) 地域共生社会の実現に向けた取組.....	85
(8) 障害福祉サービスの質の確保.....	85
(9) 障がい福祉人材の確保・定着.....	85
(10) よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障がい（児）福祉計画の策定.....	85
(11) 障がい者による情報の取得利用・意思疎通の推進.....	85
(12) 障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化.....	85
(13) その他：地方分権提案に対する対応.....	85
2 令和8年度までの成果目標.....	86
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行.....	86
(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	86
(3) 地域生活支援の充実※.....	87
(4) 福祉施設から一般就労への移行等.....	88



(5) 相談支援体制の充実・強化等.....	89
(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築.....	89
3 障害福祉サービスの利用状況と見込量.....	90
(1) 訪問系サービス.....	90
(2) 日中活動系サービス（介護給付）.....	92
(3) 日中活動系サービス（訓練等給付）.....	93
(4) 居住系サービス.....	95
(5) 相談支援（計画相談・地域相談支援）.....	96
4 地域生活支援事業.....	97
(1) 必須事業.....	97
(2) 任意事業.....	101
(3) 利用見込量確保の方策.....	104
5 大洲市障がい者自立支援協議会.....	105
第3章 障がい児福祉計画（第3期）.....	106
1 計画の基本的考え方.....	106
(1) 切れ目のない支援体制の構築.....	106
(2) 地域支援体制の構築.....	107
(3) 保育、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援.....	107
(4) 地域社会への参加・包容の推進.....	108
(5) 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備.....	108
(6) 障害児相談支援提供体制の確保・関係機関との連携.....	109
2 令和8年度までの成果目標等.....	111
(1) 重層的な地域支援体制の構築を目指すための中核的機能を持つ場の設置及び保育所等訪問支援の拡充.....	111
(2) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保.....	112
(3) 医療的ケア児支援のための保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関の連携の充実.....	112
3 障がい児支援サービスの利用状況と見込量.....	113
第4章 推進体制.....	115
1 連携・協力の確保.....	115
2 広報・啓発活動の推進.....	115
(1) 広報・啓発活動の推進.....	115
(2) 障がい及び障がい者理解の促進.....	115
(3) ボランティア活動等の推進.....	115
3 計画の評価・管理.....	116
4 情報提供.....	116

【策定に関する資料】

大洲市障がい者自立支援協議会設置要綱 .....	117
大洲市障がい者自立支援協議会委員名簿（50音順） .....	117
計画策定の経過（障がい者自立支援協議会の開催状況等） .....	117

# 総論



# 第1章 計画の策定に当たって

## 1 計画策定の趣旨

我が国の障がい者施策は、昭和56年の「国際障害者年」とこれに続く「国連・障害者の十年」を契機として、平成5年12月には「心身障害者対策基本法」を「障害者基本法」に改正・公布し、平成7年12月に「障害者プラン～ノーマライゼーション7か年戦略～」を、平成14年12月に「障害者基本計画」を、平成25年9月に「新障害者基本計画」を策定しており、令和5年に「障害者基本計画（第5次）」の見直しを行いました。

愛媛県においては、昭和57年3月に「心身障害者福祉対策長期指針」を策定、令和2年3月に「第5次愛媛県障がい者計画」を策定し、障がい保健福祉の諸施策の基本的な取組方向を示しています。

この間、障がい者の自立意識の高揚はもとより、バリアフリー化の推進、障がい者の社会参加の促進、市民の障がい者福祉に対する理解や認識の高まりなど、障がい者福祉の着実な進展が図られてきた一方、障がいの重度化、高齢化の進行によって、そのニーズも複雑・多様化してきました。

このような状況の中、平成18年4月には、「障害者自立支援法」が施行され、これまで障がいの種別ごとにサービスを提供していた仕組みが改められ、市町村が一元的に障害福祉サービスを提供する新たな制度がスタートし、障がい者施策を改革する内容となりました。

さらに平成25年6月には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が制定され、「障害者権利条約」が平成26年1月に批准されたほか、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」や「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達に関する法律（障害者優先調達推進法）」等が施行されています。

平成27年1月には「難病の患者に対する医療等に関する法律」の施行、平成28年には4月に「障害者差別解消法」、「改正障害者雇用促進法」、8月に「改正発達障害者支援法」の施行に加えて、6月に「改正総合支援法・改正児童福祉法」が公布され、障がい者が自らの望む地域生活を営むことができるよう「生活」と「就労」に対する支援の充実や、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援拡充、サービスの質の確保・向上のための環境整備等の実施にさらに取り組んでいくことになりました。

また、平成30年6月には文化庁により「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行され、文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進が図られることになりました。

一方で、障がい者を取り巻く社会情勢では、東京パラリンピックのレガシー継承、新型コロナウイルス感染症拡大とその対応、また持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現というテーマが掲げられています。

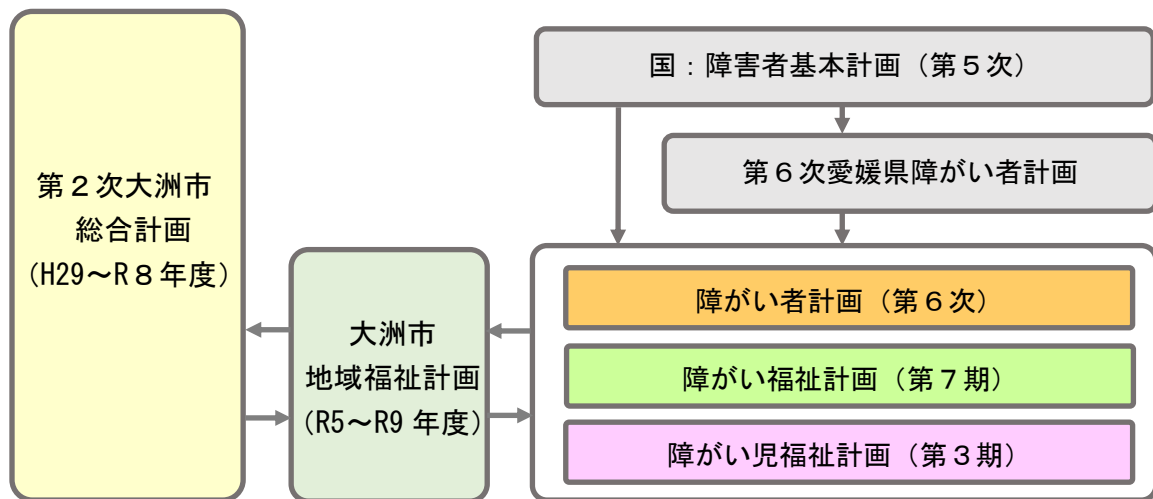
このように障がい者を取り巻く状況が大きく変化している中、大洲市においても、障がい者施策を総合的かつ計画的に推進していくため、今回、「障がい者計画（第6次）」「障がい福祉計画（第7期）」及び「障がい児福祉計画（第3期）」として改定することとしました。

## 2 計画の位置づけ

この計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」と、障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体のものとして策定します。

「市町村障害者計画」は、障がい福祉施策を総合的に推進する基本計画であり、「市町村障害福祉計画」は、障害福祉サービスや地域生活支援事業の提供体制の確保に関するより具体的な計画です。また、「市町村障害児福祉計画」は障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保やその他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画です。

そのため、国の障害者基本計画及び愛媛県障害者計画との整合性を図り、また、大洲市総合計画の部門計画の一面を持ちながら、市が策定した各種計画等と連携し、大洲市の障がい福祉施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となるものです。



### 3 計画の期間

「大洲市障がい者計画（第6次）」の期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間とし、国の「障害者基本計画（第5次）」の趣旨を踏まえ改訂するものです。

「障害者総合支援法」に基づく「大洲市障がい福祉計画」については、令和5年度に終了する第6期計画に続き、令和6年度から令和8年度を第7期として定めます。

また、「児童福祉法」に基づく「大洲市障がい児福祉計画」については、令和6年度から令和8年度を第3期として定めます。

なお、計画期間中に大幅な制度改正が行われた場合は、計画を修正する場合があります。

計画名	年度					
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
障がい者計画（第6次）						
障がい福祉計画（第7期）						
障がい児福祉計画（第3期）						

## 第2章 国の動向・基本指針

### 1 障がい児・者支援に関する国の動向

障がい児・者に対する支援については、障害者基本法施行から53年、障害者自立支援法施行から17年が経過しているにもかかわらず、一人ひとりニーズが異なる障がい児・者施策はまだまだ発展途上にあり、法制度も随時改正されています。

障がい児・者支援制度のこれまでの発展過程を総括しつつ、障害者差別解消法の施行や改正障害者総合支援法・改正児童福祉法など、最新の動向に対応する必要があります。

障がい児・者に関する国の動向一覧

年	国		
平成18年	●障害者自立支援法の施行 ●高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行	障害者基本計画 (第2次)	重点施策 実施 5か年 計画
平成19年	●障害者権利条約署名		
平成20年	●児童福祉法の改正		重点施策 実施 5か年 計画
平成22年	●障害者自立支援法の改正		
平成23年	●障害者基本法の一部を改正する法律の施行		
平成24年	●障害者虐待防止法の施行		
平成25年	●障害者総合支援法の施行 ●障害者優先調達推進法の施行	障害者基本計画 (第3次)	
平成26年	●障害者権利条約の批准 ●改正精神保健福祉法(平成26年4月施行)		
平成27年	●難病の患者に対する医療等に関する法律の施行		
平成28年	●障害者差別解消法の施行 ●障害者雇用促進法一部改正の施行 ●改正総合支援法・改正児童福祉法(平成28年6月公布) ●改正発達障害者支援法(平成28年8月施行)		
平成30年	●障害者総合支援法、児童福祉法、発達障害者支援法の改正 ●障害者雇用促進法の改正 ●障害者基本計画(第4次計画) ●障害者文化芸術活動推進法の施行	障害者基本計画 (第4次)	
令和元年	●障害者活躍推進プラン公表 ●読書バリアフリー法の施行		
令和2年	●改正児童福祉法		
令和3年	●障害者総合支援法、障害者雇用促進法の改正 ●医療的ケア児支援法の施行		
令和4年	●障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行		
令和5年	●障害者基本計画(第5次計画)	障害者基本計画 (第5次)	



法律や制度の動向

項目	内容		
<p>1 「障害者総合支援法」の施行と改正</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●平成 22 年 12 月に障がい者施策の大きな転換点となった「障害者自立支援法」が一部改正</li> <li>●平成 25 年 4 月には「障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）」が施行</li> <li>●これに先立つ、いわゆる「整備法」により、<b>障がい児への支援も強化</b></li> <li>●“共生社会の実現”のために、基本理念として <b>“社会参加の機会の確保及び地域社会における共生・社会的障壁の除去”</b>が明記</li> </ul> <p style="text-align: center;">↓</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">                 障害者総合支援法及び児童福祉法の改正 施行期日：平成 30 年 4 月 1 日             </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> <p><b>【趣 旨】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●障がい者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実</li> <li>●高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直し</li> <li>●障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充とサービスの質の確保・向上のための環境整備等の実施</li> </ul> <p><b>【概 要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 障がい者の望む地域生活の支援                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域生活への円滑な移行支援</li> <li>・障害福祉サービスから介護サービスへの移行支援</li> </ul> </li> <li>(2) 障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・第一次障がい児福祉計画の策定</li> </ul> </li> <li>(3) サービスの質の確保・向上に向けた環境整備</li> </ul> </td> </tr> </table>	障害者総合支援法及び児童福祉法の改正 施行期日：平成 30 年 4 月 1 日	<p><b>【趣 旨】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●障がい者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実</li> <li>●高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直し</li> <li>●障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充とサービスの質の確保・向上のための環境整備等の実施</li> </ul> <p><b>【概 要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 障がい者の望む地域生活の支援                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域生活への円滑な移行支援</li> <li>・障害福祉サービスから介護サービスへの移行支援</li> </ul> </li> <li>(2) 障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・第一次障がい児福祉計画の策定</li> </ul> </li> <li>(3) サービスの質の確保・向上に向けた環境整備</li> </ul>
障害者総合支援法及び児童福祉法の改正 施行期日：平成 30 年 4 月 1 日			
<p><b>【趣 旨】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●障がい者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実</li> <li>●高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直し</li> <li>●障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充とサービスの質の確保・向上のための環境整備等の実施</li> </ul> <p><b>【概 要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 障がい者の望む地域生活の支援                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域生活への円滑な移行支援</li> <li>・障害福祉サービスから介護サービスへの移行支援</li> </ul> </li> <li>(2) 障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・第一次障がい児福祉計画の策定</li> </ul> </li> <li>(3) サービスの質の確保・向上に向けた環境整備</li> </ul>			
<p>2 「障害者基本法」の一部改正</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「障害者基本法の一部を改正する法律」が平成 23 年 8 月に公布（一部を除き同日施行）</li> <li>●全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するとの目的規定の見直し、障がい者の定義の見直しや差別の禁止など規定</li> </ul>		
<p>3 「障害者差別解消法」が成立</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●国連の障害者権利条約の批准に必要な国内法として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、いわゆる「障害者差別解消法」が平成 28 年 4 月 1 日から施行</li> <li>●障がい者の要望等に応じて、国や自治体など行政機関は、日常生活や社会参加の障壁を取り除く配慮を行うことが義務化</li> </ul>		
<p>4 「障害者虐待防止法」が成立</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●虐待によって障がい者の権利や尊厳がおびやかされることを防ぐことを目的として「障害者虐待防止法」が平成 24 年 10 月 1 日から施行</li> <li>●国や自治体、障がい者福祉施設で働く者、障がい者を雇用する者は、障がい者虐待の防止等に努める。</li> <li>●障がい者虐待を発見した者には通報を義務付け</li> </ul>		
<p>5 「障害者基本計画」の策定</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「障害者基本法」に基づく計画として、国における障がい者施策の基本的方向を定める「障害者基本計画（第5次）」が策定（計画期間：令和 5～9 年度）</li> <li>●医療的ケア児支援法（令和 3 年）、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行（令和 4 年）等を踏まえ社会的障壁の除去、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指す。</li> </ul>		

## 2 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画にかかる基本指針について

国が示す「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下、「基本指針」という。）は、障害者総合支援法第 87 条第 1 項及び児童福祉法第 33 条の 19 の規定に基づき、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的としています。

令和 5 年 5 月に基本指針が改正され、下記のような改正内容が示されました。

I 「基本指針」見直しの主なポイント	
	(1) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
	(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
	(3) 福祉施設から一般就労への移行等
	(4) 障がい児のサービス提供体制の計画的な構築
	(5) 発達障がい者等支援の一層の充実
	(6) 地域における相談支援体制の充実・強化
	(7) 障がい者等に対する虐待の防止
	(8) 地域共生社会の実現に向けた取組
	(9) 障害福祉サービスの質の確保
	(10) 障がい福祉人材の確保・定着
	(11) よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障がい（児）福祉計画の策定
	(12) 障がい者による情報の取得利用・意思疎通の推進
	(13) 障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化
	(14) その他：地方分権提案に対する対応

「基本指針」見直しの主なポイントの具体的な内容として下記が示されています。

基本指針	内容
I 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重度障がい者等への支援など、地域ニーズ対応</li> <li>・ 強度行動障がいを有する者等への支援体制充実</li> <li>・ 地域生活支援拠点等の整備努力義務化</li> <li>・ 地域の社会資源の活用及び関係機関との連携も含めた効果的な支援体制の整備推進</li> <li>・ グループホームにおける一人暮らし等の希望実現に向けた支援充実</li> </ul>

基本指針	内 容
2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神障がい者等の相談支援業務に関して市町村における実施体制を整える重要性及び当該業務を通じた日頃からの都道府県と市町村の連携の必要性</li> </ul>
3 福祉施設から一般就労への移行等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般就労への移行及び定着状況に関する成果目標に設定</li> <li>・就労選択支援の創設への対応について活動目標に設定</li> <li>・一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時的な利用に係る法改正への対応</li> <li>・地域における障がいの者の就労支援に関する状況の把握や、関係機関との共有及び連携した取組</li> </ul>
4 障がい児のサービス提供体制の計画的な構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村における重層的な障がい児支援体制の整備や、それに対する都道府県における広域的見地からの支援</li> <li>・地域におけるインクルージョンの推進</li> <li>・地方公共団体における医療的ケア児等に対する総合的な支援体制の構築について成果目標に設定</li> <li>・障がい児入所支援から大人にふさわしい環境への円滑な移行推進について成果目標に設定</li> </ul>
5 発達障がい者等支援の一層の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村におけるペアレントトレーニングなど家族に対する支援体制の充実</li> <li>・市町村におけるペアレントトレーニング等のプログラム実施者養成の推進</li> <li>・強度行動障がいやひきこもり等の困難事例に対する助言を推進</li> </ul>
6 地域における相談支援体制の充実・強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基幹相談支援センターの設置及び基幹相談支援センターによる相談支援体制の充実・強化等に向けた取組推進</li> <li>・地域づくりに向けた協議会の活性化</li> </ul>
7 障がい者等に対する虐待の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害福祉サービス事業所等における虐待防止委員会や職員研修、担当者の配置の徹底、市町村における組織的対応、学校、保育所、医療機関との連携推進</li> </ul>
8 地域共生社会の実現に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉法に基づく地域福祉計画及び重層的支援体制整備事業実施計画との連携並びに市町村による包括的な支援体制構築推進</li> </ul>
9 障害福祉サービスの質の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害福祉サービスの質に係る新たな仕組みの検討を踏まえた取組</li> <li>・都道府県による相談支援専門員等の養成並びに相談支援専門員及びサービス管理責任者等の意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施</li> </ul>
10 障がい福祉人材の確保・定着	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ICT の導入等による事務負担軽減の推進</li> <li>・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加</li> </ul>

基本指針	内 容
<b>11</b> よりきめ細かい 地域ニーズを踏ま えた障がい（児）福 祉計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害福祉 DB の活用等による計画策定推進</li> <li>・ 市町村内のより細かな地域単位や重度障がい者等ニーズ把握の推進</li> </ul>
<b>12</b> 障がい者による 情報の取得利用・意 思疎通の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障がい特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設</li> </ul>
<b>13</b> 障害者総合支援 法に基づく難病患 者への支援の明確 化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障がい福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見尊重</li> <li>・ 支援ニーズの把握及び特性に配慮した体制整備</li> </ul>
<b>14</b> その他：地方分 権提案に対する対 応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画期間の柔軟化</li> <li>・ サービスの見込量以外活動指標策定を任意化</li> </ul>

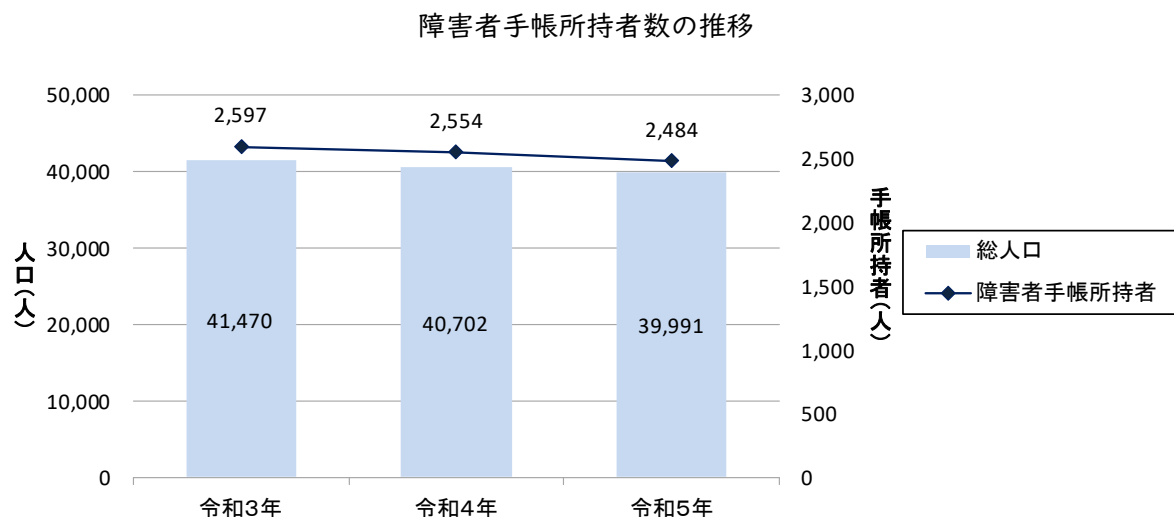
### 第3章 障がい者等の現状

#### 1 総人口・障害者手帳所持者数の推移

令和5年9月30日現在、本市の人口は、39,991人となっています。

障害者手帳の所持者数は、2,484人で、人口に占める手帳所持者の割合は、6.2%となっています。

人口については、減少傾向で推移しており、令和3年から令和5年にかけて1,479人(3.6%)減少しています。また、障害者手帳所持者数についても、令和3年から令和5年にかけて113人(4.4%)減少と、減少傾向で推移しています。



※総人口は、各年3月31日現在

※障害者手帳所持者は、各年3月31日現在

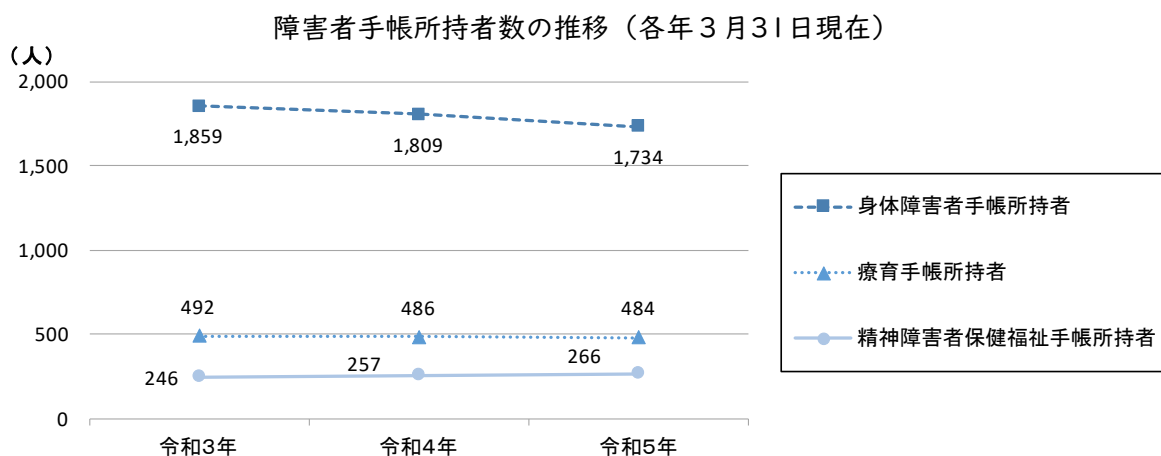
(単位：人)

	令和3年	令和4年	令和5年
総人口	41,470	40,702	39,991
障害者手帳所持者	2,597	2,554	2,484
総人口に占める障害者手帳所持者の割合	6.3%	6.3%	6.2%

## 2 障がい別障害者手帳所持者数の推移

市の障害者手帳所持者は、令和5年9月30日現在、身体障害者手帳所持者が1,734人、療育手帳所持者が484人、精神障害者保健福祉手帳所持者が266人となっています。

令和3年と比較すると、身体障害者手帳所持者は7.3%減少、療育手帳所持者は1.6%減少、精神障害者保健福祉手帳所持者は8.1%増加となっています。



障がい・年齢別障害者手帳所持者数（各年3月31日現在）

（単位：人）

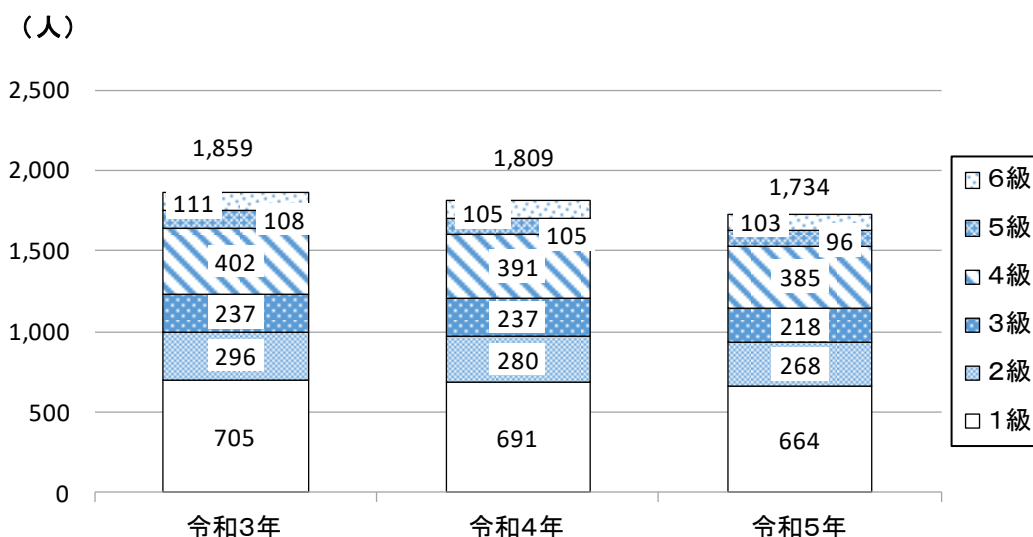
		身体障害者手帳所持者	療育手帳所持者	精神障害者保健福祉手帳所持者
令和3年	0～9歳	12	24	1
	10～17歳	14	48	1
	18～34歳	37	133	32
	35～49歳	93	120	75
	50～64歳	253	94	89
	65～74歳	447	51	41
	75歳以上	1,003	22	7
	合計	1,859	492	246
令和4年	0～9歳	10	17	1
	10～17歳	12	47	2
	18～34歳	36	131	32
	35～49歳	89	126	82
	50～64歳	244	89	92
	65～74歳	438	53	38
	75歳以上	980	23	10
	合計	1,809	486	257
令和5年	0～9歳	8	18	0
	10～17歳	11	45	3
	18～34歳	33	132	31
	35～49歳	86	123	78
	50～64歳	246	96	98
	65～74歳	409	46	46
	75歳以上	941	24	10
	合計	1,734	484	266

### 3 身体障害者手帳所持者の状況

#### (1) 等級別の状況

等級別では、令和5年の身体障害者手帳所持者1,734人のうち、1級が664人、2級が268人となっており、重度の割合が約半数を占めています。

身体障害者手帳所持者の等級別の推移（各年3月31日現在）

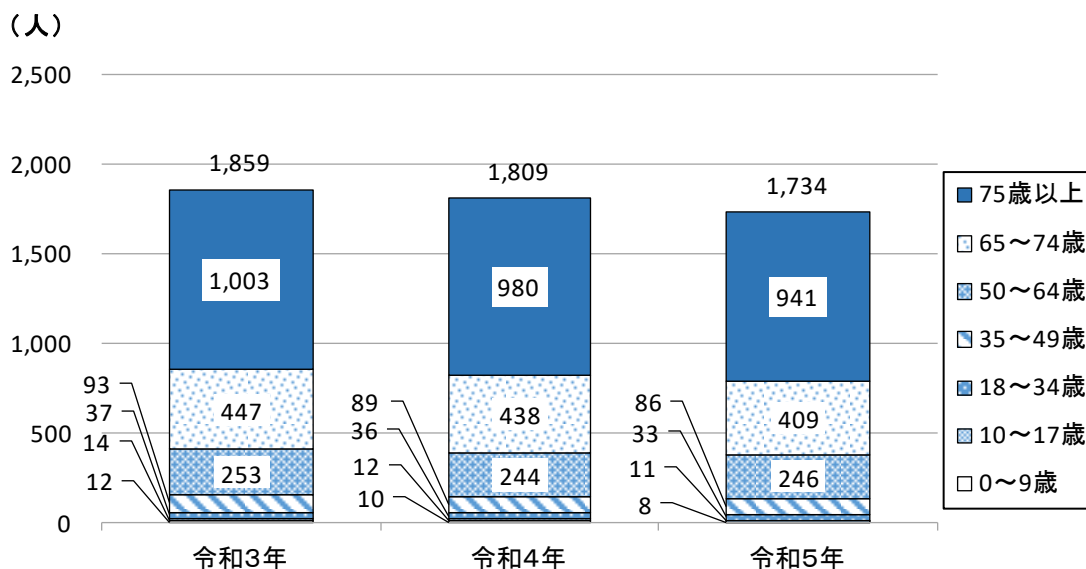


#### (2) 年齢別の状況

年齢別では、令和5年の身体障害者手帳所持者1,734人のうち、18歳以上の障がい者が1,715人(98.9%)、18歳未満の障がい児が19人(1.1%)となっています。

令和3年と比較すると、障がい者が118人(3.4%)減少、障がい児が7人(26.9%)の減少となっています。

身体障害者手帳所持者の年齢別の推移（各年3月31日現在）



身体障害者手帳所持者の年齢・等級別の推移（各年3月31日現在）

（単位：人）

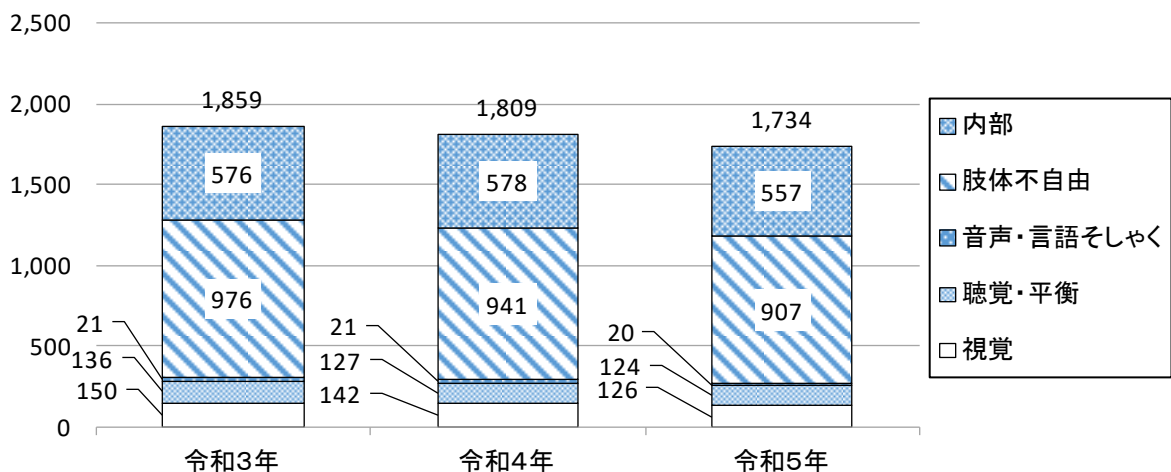
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
令和3年	0～9歳	7	2	2	0	1	0	12
	10～17歳	11	1	1	0	1	0	14
	18～34歳	15	8	3	5	2	4	37
	35～49歳	31	13	13	19	10	7	93
	50～64歳	91	49	29	43	28	13	253
	65～74歳	169	81	46	116	19	16	447
	75歳以上	381	142	143	219	47	71	1,003
	合計	705	296	237	402	108	111	1,859
令和4年	0～9歳	6	1	2	0	1	0	10
	10～17歳	10	0	1	0	1	0	12
	18～34歳	15	8	4	4	2	3	36
	35～49歳	29	14	13	15	10	8	89
	50～64歳	86	47	27	44	26	14	244
	65～74歳	172	79	47	108	18	14	438
	75歳以上	373	131	143	220	47	66	980
	合計	691	280	237	391	105	105	1,809
令和5年	0～9歳	4	1	1	0	1	0	7
	10～17歳	9	0	2	0	0	0	11
	18～34歳	14	6	4	3	3	3	33
	35～49歳	29	14	13	14	9	7	86
	50～64歳	91	50	23	46	22	14	246
	65～74歳	155	78	42	102	18	14	409
	75歳以上	362	119	133	220	43	65	942
	合計	664	268	218	385	96	103	1,734

（3）障がい部位別の状況

障がいの部位別では、令和5年3月31日現在、肢体不自由が907人（52.3%）と多く、次いで内部障がいが557人（32.1%）、視覚障がいが126人（7.2%）となっています。

身体障害者手帳所持者の障がい部位別の推移（各年3月31日現在）

（人）





身体障害者手帳所持者の年齢・障がい部位別の推移（各年3月31日現在）

（単位：人）

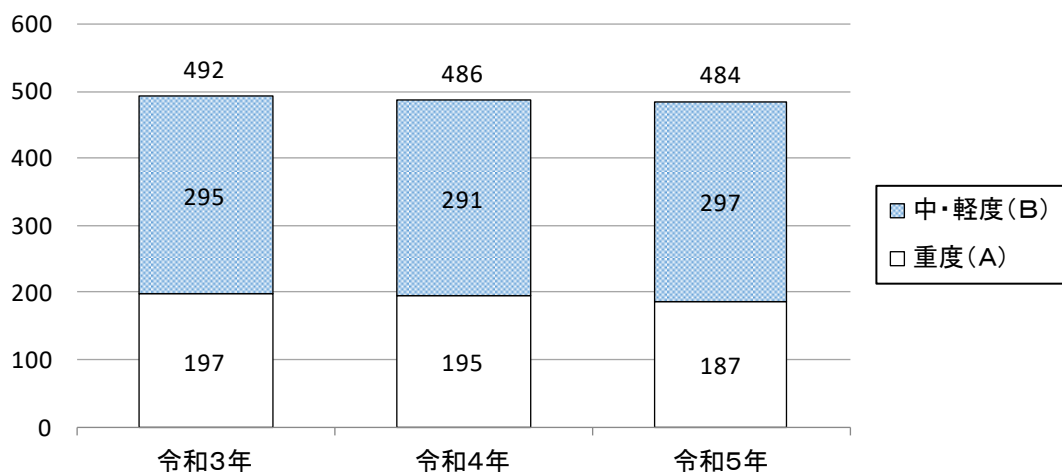
		視覚	聴覚・平衡	音声・言語 そしゃく	肢体不自由	内部	合計
令和 3年	0～9歳	1	1	0	5	5	12
	10～17歳	0	0	0	9	5	14
	18～34歳	2	8	2	17	8	37
	35～49歳	4	3	1	60	25	93
	50～64歳	16	10	6	145	76	253
	65～74歳	26	22	7	262	130	447
	75歳以上	101	92	5	478	327	1,003
	合計	150	136	21	976	576	1,859
令和 4年	0～9歳	1	1	0	4	4	10
	10～17歳	0	0	0	7	5	12
	18～34歳	3	6	2	17	8	36
	35～49歳	4	5	1	58	21	89
	50～64歳	16	8	6	140	74	244
	65～74歳	23	22	5	258	130	438
	75歳以上	95	85	7	457	336	980
	合計	142	127	21	941	578	1,809
令和 5年	0～9歳	0	1	0	5	2	8
	10～17歳	0	0	0	6	5	11
	18～34歳	2	7	1	16	7	33
	35～49歳	5	6	2	53	20	86
	50～64歳	17	8	5	142	74	246
	65～74歳	22	22	3	232	130	409
	75歳以上	80	80	9	453	319	941
	合計	126	124	20	907	557	1,734

4 療育手帳所持者の状況

（1）等級別の状況

等級別では、令和5年の療育手帳所持者484人のうち、中・軽度（B）が297人と多く、重度（A）が187人となっています。

（人） 療育手帳所持者の等級別の推移（各年3月31日現在）

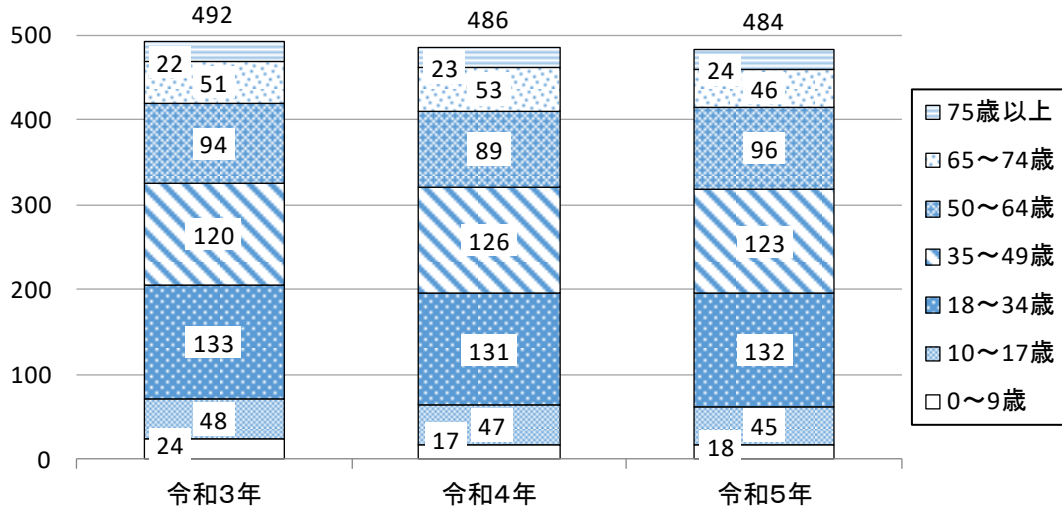


(2) 年齢別の状況

年齢別では、令和5年の療育手帳所持者 484 人のうち、18 歳以上の障がい者が 421 人（87.0%）、18 歳未満の障がい児が 63 人（13.0%）となっています。

令和3年と比較すると、障がい者は1人増加、障がい児は9人（12.5%）減少となっています。

(人) 療育手帳所持者の年齢別の推移（各年3月31日現在）



療育手帳所持者の年齢・等級別の推移（各年3月31日現在）

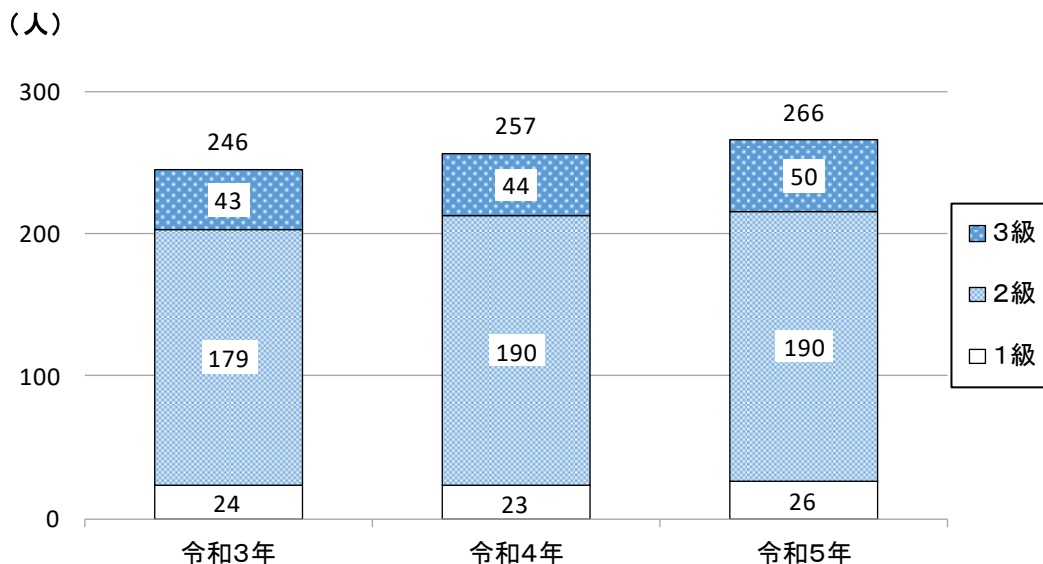
(単位:人)

		重度 (A)	中・軽度 (B)	合計
令和3年	0～9歳	9	15	24
	10～17歳	15	33	48
	18～34歳	35	98	133
	35～49歳	47	73	120
	50～64歳	43	51	94
	65～74歳	30	21	51
	75歳以上	18	4	22
	合計	197	295	492
令和4年	0～9歳	6	11	17
	10～17歳	16	31	47
	18～34歳	35	96	131
	35～49歳	50	76	126
	50～64歳	38	51	89
	65～74歳	30	23	53
	75歳以上	20	3	23
	合計	195	291	486
令和5年	0～9歳	5	13	18
	10～17歳	17	28	45
	18～34歳	34	98	132
	35～49歳	48	75	123
	50～64歳	41	55	96
	65～74歳	22	24	46
	75歳以上	20	4	24
	合計	187	297	484

## 5 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

令和5年の精神障害者保健福祉手帳所持者266人のうち、2級が190人と多く、3級が50人、1級が26人となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別の推移（各年3月31日現在）



精神障害者保健福祉手帳所持者の年齢・等級別の推移（各年3月31日現在）

(単位：人)

		1級	2級	3級	合計
令和3年	0～9歳	0	0	1	1
	10～17歳	0	1	0	1
	18～34歳	0	23	9	32
	35～49歳	3	53	19	75
	50～64歳	10	68	11	89
	65～74歳	8	30	3	41
	75歳以上	3	4	0	7
	合計	24	179	43	246
令和4年	0～9歳	0	1	0	1
	10～17歳	0	1	1	2
	18～34歳	0	26	6	32
	35～49歳	3	56	23	82
	50～64歳	10	71	11	92
	65～74歳	6	29	3	38
	75歳以上	4	6	0	10
	合計	23	190	44	257
令和5年	0～9歳	0	0	0	0
	10～17歳	0	2	1	3
	18～34歳	0	25	6	31
	35～49歳	2	52	24	78
	50～64歳	11	71	16	98
	65～74歳	9	34	3	46
	75歳以上	4	6	0	10
	合計	26	190	50	266

## 6 自立支援給付の申請状況

自立支援給付の申請状況では、令和5年度6月30日現在、申請数、受給者証交付数及び障害支援区分認定者数は46人となっています。

平成30年度から令和4年度にかけては、88人から145人と57人(39.3%)増加しており、今後も増加していくと考えられます。

自立支援給付の申請状況(各年度3月31日現在(令和5年度は8月末現在))

(単位：人)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
申請数		88	123	109	88	145	46
受給者証 交付数	17歳以下	1	0	3	2	2	0
	18歳以上	87	123	106	86	143	46
	合計	88	123	109	88	145	46
障害支援 区分認定 者数	非該当	0	0	0	0	0	0
	区分1	5	2	1	0	2	0
	区分2	24	11	26	21	21	10
	区分3	25	22	24	20	27	9
	区分4	19	31	21	20	39	5
	区分5	10	30	16	11	19	9
	区分6	5	27	21	16	37	13
	合計	88	123	109	88	145	46

<自立支援給付とは>

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスのこと、在宅で訪問によって受ける居宅介護(ヘルパー派遣)等のサービスや施設への通所や入所、また自立促進のための就労支援など、利用者のニーズに応じて個別に給付されるサービスです。

## 7 難病患者(特定疾患等医療給付受給者)の状況

難病患者数(特定疾患等医療給付受給者数)は、令和3年度の344人から令和5年度の338人と2年間で6人減少しています。

難病患者(特定疾患等医療給付受給者)の推移  
(各年度3月31日現在(令和5年度は9月30日現在))

(単位：人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
特定疾患等医療給付受給者	344	332	338

## 8 自立支援医療費公費負担の申請状況

自立支援医療費公費負担の申請状況では、令和3年から令和5年にかけて、更生医療は増加傾向にあり、育成医療はやや減少傾向で推移しています。

令和5年の申請状況は、育成医療が3人、更生医療が167人、精神通院医療が693人となっています。

自立支援医療費公費負担の申請状況（各年3月31日現在）

（単位：人）

	令和3年	令和4年	令和5年
育成医療	6	6	3
更生医療	※27	166	167
精神通院医療	※260	718	693
合計	293	890	863

※新型コロナウイルス感染症拡大への対策として、既受給者に対する1年間の受給期間延長措置があり、更新申請を受付けていないため、例年より低い数字となっています。

## 9 給付費の総額

給付費の総額では、令和5年3月31日現在、障害者自立支援給付費が10億259万円、障害児入所給付費等が1億4,476万円、地域生活支援事業給付費が5,631万円、総額12億366万円となっています。

令和元年度との比較では、障害者自立支援給付費が14.8%増加、障害児入所給付費等が42.1%増加、地域生活支援事業給付費が4.9%増加、総額が17.0%増加となっています。

給付費総額（各年度3月31日現在）

（単位：千円）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者自立支援給付費	873,323	927,667	977,794	1,002,592	未定
障害児入所給付費等	101,858	111,142	133,527	144,764	未定
地域生活支援事業給付費	53,703	56,631	52,048	56,310	未定
合計	1,028,884	1,095,440	1,163,369	1,203,666	未定

## 10 児童・生徒等の状況

### (1) 保育所・幼稚園・認定こども園

保育所・幼稚園・認定こども園に通う障害者手帳を所持している乳幼児数は、令和5年4月30日現在、保育所が17人、幼稚園が1人、認定こども園が19人となっています。

保育園・幼稚園・認定こども園に通う障害者手帳を所持している乳幼児数の推移  
(各年4月30日現在)

(単位：人)

乳幼児数	令和3年	令和4年	令和5年
保育所	15	17	17
幼稚園	1	1	1
認定こども園	15	21	19

### (2) 特別支援学級※1

特別支援学級に通う児童・生徒数は、令和5年4月30日現在、小学校が59人、中学校が18人となっています。

特別支援学級に通う児童・生徒数の推移 (各年4月30日現在)

(単位：人)

児童・生徒数	令和3年	令和4年	令和5年
小学校	60	64	59
中学校	17	15	18

### (3) 特別支援学校※2

特別支援学校へは、令和5年4月30日現在、39人の児童・生徒が通っています。

特別支援学校に通う児童・生徒数の推移 (各年4月30日現在)

(単位：人)

児童・生徒数	令和3年	令和4年	令和5年
宇和特別支援学校	31	33	35
しげのぶ特別支援学校	3	3	3
松山聾学校	0	0	1

※1 特別支援学級：特別支援学級は、障がいの種類により、知的障害学級、情緒障害学級、難聴学級、弱視学級、病弱・身体虚弱学級、肢体不自由学級などに分けられる。

※2 特別支援学校：「学校教育法」により、養護学校、盲学校、聾（ろう）学校が特別支援学校に定められている。

## 第4章 障害福祉サービス等の取組状況

### 1 障害福祉サービス等の見込値と実績値

各サービスの見込値と令和3年度～令和5年度の実績値は以下のとおりです。

実施率（実績値/見込値）の状況を見ると、いずれの年度においても、「生活介護」「就労継続支援（A型）」「施設入所支援」「放課後等デイサービス」は、第6期計画策定時の見込みを上回っています。

障害福祉サービス等の見込値と実績値

（数値はひと月当たり）

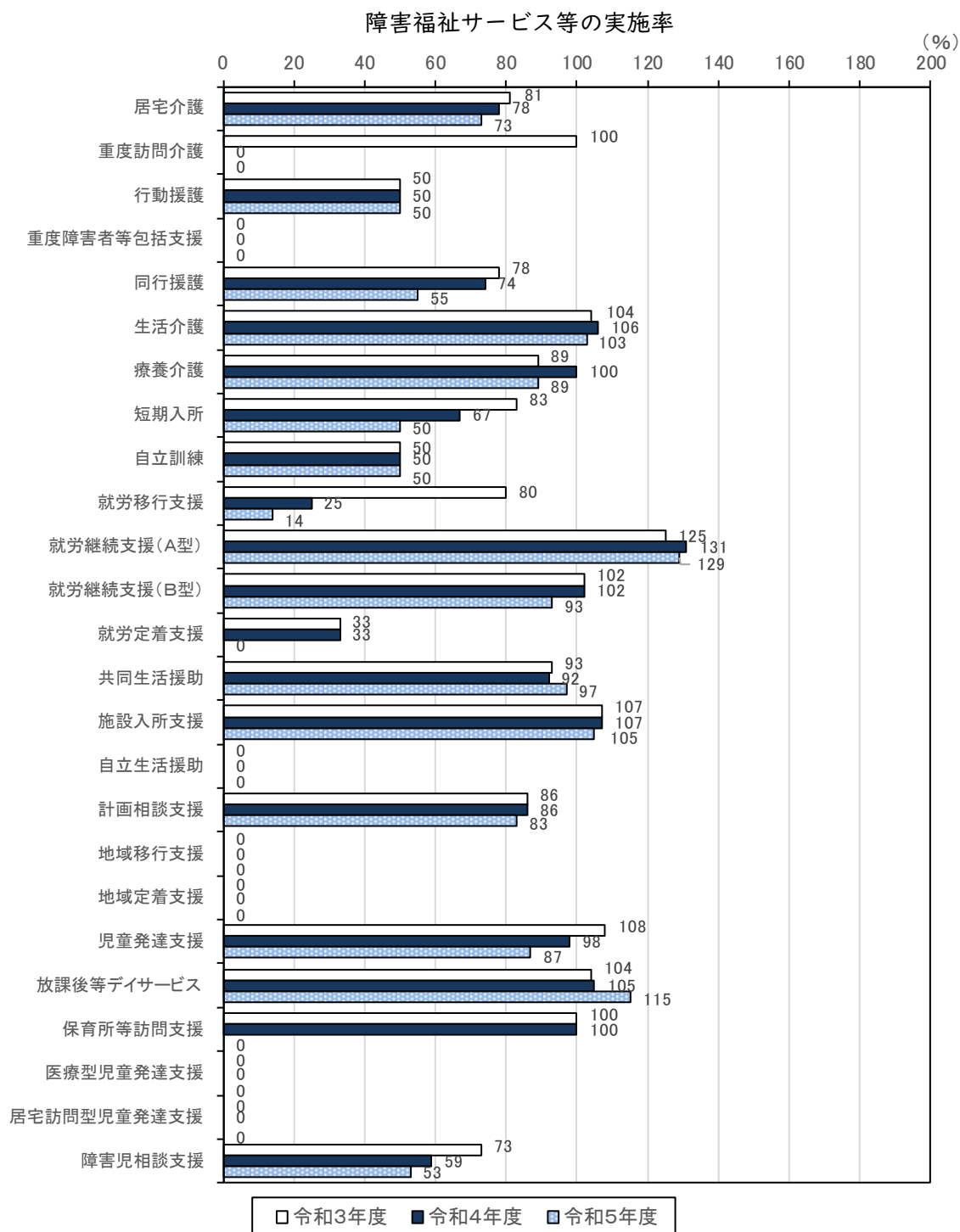
サービス種別			令和3年度	令和4年度	令和5年度		
訪問系サービス	障がい者・障がい児の合算	居宅介護	見込値	人	52	54	56
			時間分	458	475	493	
		実績値	人	42	42	41	
			時間分	359	322	338	
		重度訪問介護	見込値	人	1	1	1
			時間分	60	60	60	
		実績値	人	1	0	0	
			時間分	1	0	0	
		行動援護	見込値	人	2	2	2
			時間分	50	50	50	
		実績値	人	1	1	1	
			時間分	8	7	6	
	重度障害者等包括支援	見込値	人	1	1	1	
		時間分	60	60	60		
	実績値	人	0	0	0		
		時間分	0	0	0		
	同行援護	見込値	人	18	19	20	
		時間分	88	94	100		
	実績値	人	14	14	11		
		時間分	76	76	66		
	障がい児のみ	居宅介護	見込値	人	1	1	1
			時間分	5	5	5	
		実績値	人	0	0	0	
			時間分	0	0	0	
重度訪問介護		見込値	人	0	0	0	
		時間分	0	0	0		
実績値		人	0	0	0		
		時間分	0	0	0		
行動援護		見込値	人	0	0	0	
		時間分	0	0	0		
実績値		人	0	0	0		
		時間分	0	0	0		
重度障害者等包括支援	見込値	人	0	0	0		
	時間分	0	0	0			
実績値	人	0	0	0			
	時間分	0	0	0			

サービス種別				令和3年度	令和4年度	令和5年度		
訪問系サービス	障がい児のみ	同行援護	見込値	人	0	0	0	
				時間分	0	0	0	
			実績値	人	0	0	0	
				時間分	0	0	0	
日中活動系サービス	介護給付	生活介護	見込値	人	137	139	141	
				人日分	2,672	2,711	2,750	
			実績値	人	142	147	145	
				人日分	2,770	2,785	2,848	
			療養介護	見込値	人	142	147	145
					人分	2,770	2,785	2,848
		実績値		人	8	9	8	
				人分	215	258	245	
		短期入所【障がい者・障がい児の合算】		見込値	人	12	12	12
					人日分	114	114	114
			実績値	人	10	8	6	
				人日分	84	80	73	
		短期入所【障がい児のみ】	見込値	人	2	2	2	
				人日分	2	2	2	
			実績値	人	0	0	0	
				人日分	0	0	0	
		短期入所（ショートステイ）福祉型【障がい者・障がい児の合算】	見込値	人	12	12	12	
				人日分	114	114	114	
			実績値	人	10	7	5	
				人日分	84	75	72	
		短期入所（ショートステイ）医療型【障がい者・障がい児の合算】	見込値	人	3	3	3	
				人日分	7	7	7	
			実績値	人	0	1	1	
				人日分	0	5	1	
		短期入所（ショートステイ）福祉型【障がい児】	見込値	人	0	1	1	
				人日分	0	5	1	
			実績値	人	0	0	0	
				人日分	0	0	0	
		短期入所（ショートステイ）医療型【障がい児】	見込値	人	2	2	2	
				人日分	2	2	2	
			実績値	人	0	0	0	
				人日分	0	0	0	
訓練等給付	自立訓練（機能訓練）	見込値	人	1	1	1		
			人日分	20	20	20		
		実績値	人	1	1	1		
			人日分	19	29	21		
	自立訓練（生活訓練）	見込値	人	1	1	1		
			人日分	20	20	20		
		実績値	人	0	0	0		
			人日分	0	0	0		



サービス種別				令和3年度	令和4年度	令和5年度	
日中活動系サービス	訓練等給付	就労移行支援	見込値	人	10	12	14
				人分	200	240	280
			実績値	人	8	3	2
				人分	135	56	36
		就労継続支援(A型)	見込値	人	12	13	14
				人分	240	260	280
			実績値	人	15	17	18
				人分	292	338	358
		就労継続支援(B型)	見込値	人	140	145	150
				人日分	2,746	2,846	2,946
			実績値	人	143	148	140
				人日分	2697	2783	2639
就労定着支援	見込値	人	3	3	3		
		人日分	12	12	12		
	実績値	人	1	1	0		
		人日分	1	1	0		
居住系サービス	共同生活援助+基準該当共同生活援助	見込値	人	60	62	64	
			人分	1,710	1,770	1,830	
		実績値	人	56	57	62	
			人分	1,660	1,702	1,868	
		施設入所支援	見込値	人	101	100	99
				人分	3,060	3,030	3,000
	実績値		人	108	107	104	
			人分	3,252	3,217	3,165	
	自立生活援助	見込値	人	1	1	1	
			人分	5	5	5	
		実績値	人	0	0	0	
			人分	0	0	0	
相談支援(計画相談・地域相談支援)	計画相談支援	見込量	人	101	111	121	
		実績値	人	87	95	101	
	地域移行支援	見込量	人	2	2	2	
		実績値	人	0	0	0	
	地域定着支援	見込量	人	2	2	2	
		実績値	人	0	0	0	
児童福祉法に基づく障がい児を対象としたサービス	児童発達支援	見込値	人	51	53	55	
			人日分	110	115	119	
		実績値	人	55	52	48	
			人日分	107	94	88	
	放課後等デイサービス	見込値	人	70	75	80	
			人日分	980	1,050	1,120	
		実績値	人	73	79	92	
			人日分	1,010	1,067	1,217	
	保育所等訪問支援	見込値	人	1	1	1	
			人日分	2	2	2	
		実績値	人	1	1	0	
			人日分	1	1	0	
	医療型児童発達支援	見込値	人	0	0	0	
			人日分	0	0	0	
実績値		人	0	0	0		
		人日分	0	0	0		

サービス種別				令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童福祉法に 基づく障がい 児を対象とし たサービス	居宅訪問型児童発 達支援	見込値	人	0	0	0
		実績値	人日分	0	0	0
	障害児相談支援	見込値	人	44	54	64
		実績値	人	32	32	34



※実施率＝実績値/見込値

※「訪問系サービス」「短期入所」の障がい児のみ、「短期入所（ショートステイ）福祉型」「短期入所（ショートステイ）医療型」「自立訓練（機能訓練）」「自立訓練（生活訓練）」は、見込値を前期計画時に算出していないため、実施率から除いています。

## 第5章 アンケート調査、団体・事業所調査からみた現状・意向

### 1 障がい者アンケート調査の概要

#### (1) 調査目的

本調査は、障がい者施策の指針となる大洲市障がい者計画（第6次）、大洲市障がい福祉計画（第7期）、大洲市障がい児福祉計画（第3期）を策定するにあたり、障がいのある方の状況やご意見等を把握し計画を策定するための基礎資料として実施しました。

#### (2) 調査方法

調査票の配布・回収は、郵送により実施しました。

#### (3) 調査期間

令和5年6月

#### (4) 調査対象者

障害者手帳所持者（0歳～64歳）、障害児通所支援サービス利用児のうち、無作為抽出で700人を対象としました。

#### ア 障害者手帳所持者（令和5年5月1日現在）

手帳別	手帳所持者	うち0～64歳	抽出者数（発送者）	構成率
身体障害者手帳	1,771人	388人	200人	33.3%
療育手帳	485人	415人	200人	33.3%
精神障害者保健福祉手帳	270人	213人	200人	33.3%
自立支援医療（精神医療）	584人	438人		
合計	3,110人	1,454人	600人	100.0%

#### イ 障害児通所支援サービス利用児（令和5年5月1日現在）

サービス別	利用児数	抽出者数（発送者）	構成率
児童発達支援	44人	25人	70.0%
放課後等デイサービス	90人	45人	
身体障害者手帳	19人	10人	30.0%
療育手帳	61人	10人	
精神障害者保健福祉手帳他	15人	10人	
合計	229人	100人	100.0%

#### (5) 回収結果

抽出者数（発送者）	回収者数	回収率
700人	304人	43.4%

## 2 団体・事業所調査の概要

### (1) 調査目的

本調査は、障がい者施策の指針となる大洲市障がい者計画（第6次）、大洲市障がい福祉計画（第7期）、障がい児福祉計画（第3期）を策定するにあたり、市内の団体や事業所へ調査シートにより意見等を把握し、計画の基礎資料として実施しました。

### (2) 調査方法

大洲市の団体・事業所へ電子メール等による調査シートの配布・回収により実施しました。

### (3) 調査期間

令和5年8月

### (4) 調査対象団体・事業所（17箇所）

団体・事業所名	法人種別	主な対象者※
大洲市身体障がい者協議会	その他（身体障がい者の会）	身体
大洲手をつなぐ育成会	その他（知的障がい者親の会）	知的
大洲喜多家族会	その他（精神障がい者親の会）	精神
大洲愛育ホーム	その他（大洲市）	障がい児
大洲ホーム（三善会）	社会福祉法人	身体
大洲育成園	社会福祉法人	知的
大洲市社会福祉協議会	社会福祉法人	身体、知的、精神
あいわ苑（肱友会）	社会福祉法人	知的
Sa.おいでや（宗友福祉会）	社会福祉法人	身体、知的、精神
あゆむ、あゆむ苑（歩）	NPO 法人	知的、障がい児
凜心叶（ワーカーズコープ）	NPO 法人	身体、知的、精神
夢.たまご	株式会社	身体、知的、精神
ゼロベース	株式会社	身体、知的、精神
ほのぼーの（長浜リハビリテーションサービス）	株式会社	障がい児
なないろの羽 東大洲ルーム（きくぞのケアパーク）	株式会社	障がい児
Aile 学舎 東大洲ルーム（きくぞのケアパーク）	株式会社	障がい児
グループホームなないろ（Rei）	合同会社	精神

※主な対象者欄 身体:身体障がい者、知的:知的障がい者、精神:精神障がい者

### 3 アンケート調査結果の概要

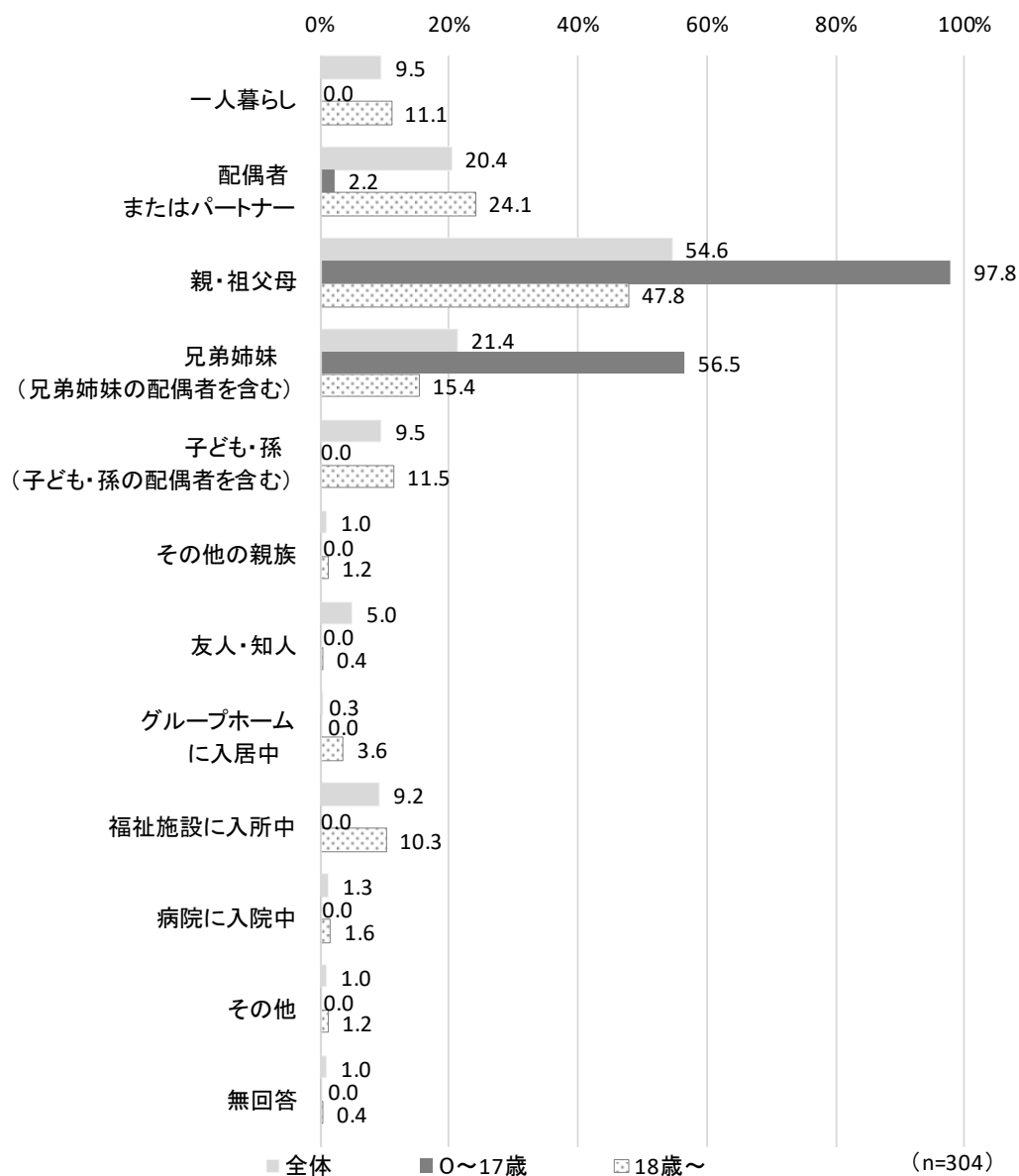
#### (1) 同居者

(あてはまるものすべてに○)

「全体」では「親・祖父母」の割合が最も高く 54.6%となっています。次いで「兄弟姉妹(兄弟姉妹の配偶者を含む)」(21.4%)、「配偶者またはパートナー」(20.4%)となっています。

「0～17歳」では「親・祖父母」の割合が最も高く 97.8%となっています。次いで「兄弟姉妹(兄弟姉妹の配偶者を含む)」(56.5%)、「配偶者またはパートナー」(2.2%)となっています。

「18歳～」では「親・祖父母」の割合が最も高く 47.8%となっています。次いで「配偶者またはパートナー」(24.1%)、「兄弟姉妹(兄弟姉妹の配偶者を含む)」(15.4%)となっています。

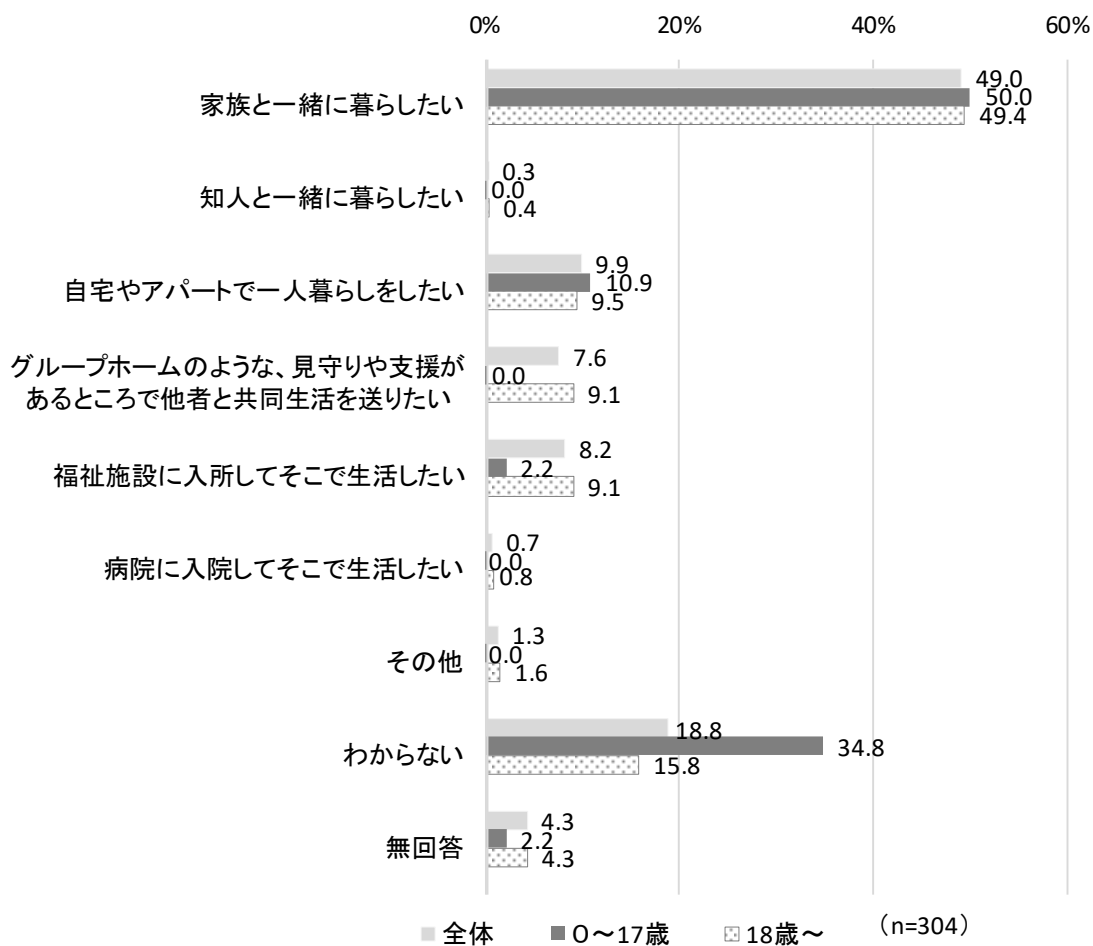


(2) 将来希望する暮らし

「全体」では「家族と一緒に暮らしたい」の割合が最も高く 49.0%となっています。次いで「わからない」(18.8%)、「自宅やアパートで一人暮らしをしたい」(9.9%)となっています。

「0～17歳」では「家族と一緒に暮らしたい」の割合が最も高く 50.0%となっています。次いで「わからない」(34.8%)、「自宅やアパートで一人暮らしをしたい」(10.9%)となっています。

「18歳～」では「家族と一緒に暮らしたい」の割合が最も高く 49.4%となっています。次いで「わからない」(15.8%)、「自宅やアパートで一人暮らしをしたい」(9.5%)となっています。



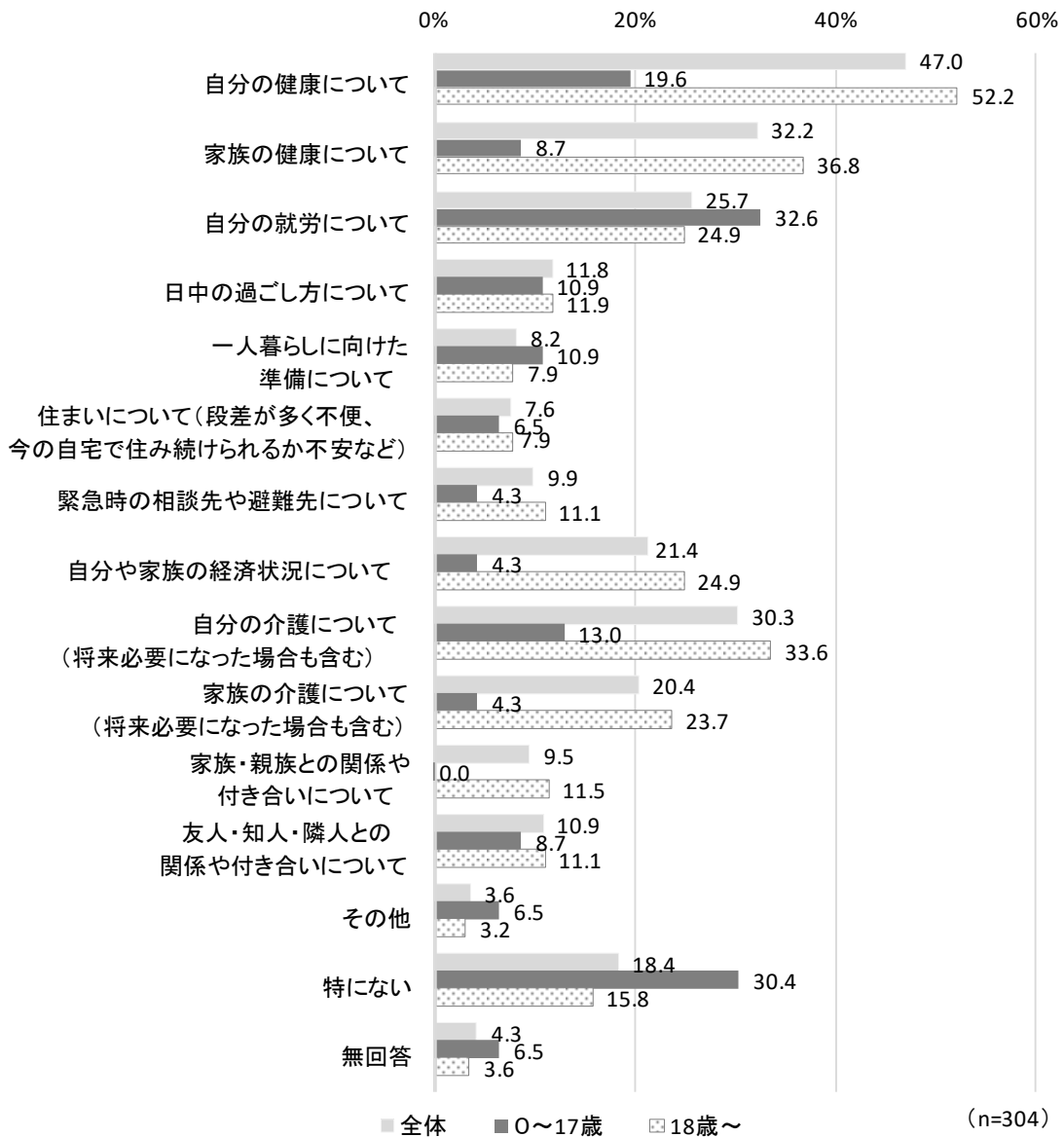
(3) 悩みや心配ごとについて

(あてはまるものすべてに○)

「全体」では「自分の健康について」の割合が最も高く 47.0%となっています。次いで「家族の健康について」(32.2%)、「自分の介護について(将来必要になった場合も含む)」(30.3%)となっています。

「0～17歳」では「自分の就労について」の割合が最も高く 32.6%となっています。次いで「特にない」(30.4%)、「自分の健康について」(19.6%)となっています。

「18歳～」では「自分の健康について」の割合が最も高く 52.2%となっています。次いで「家族の健康について」(36.8%)、「自分の介護について(将来必要になった場合も含む)」(33.6%)となっています。





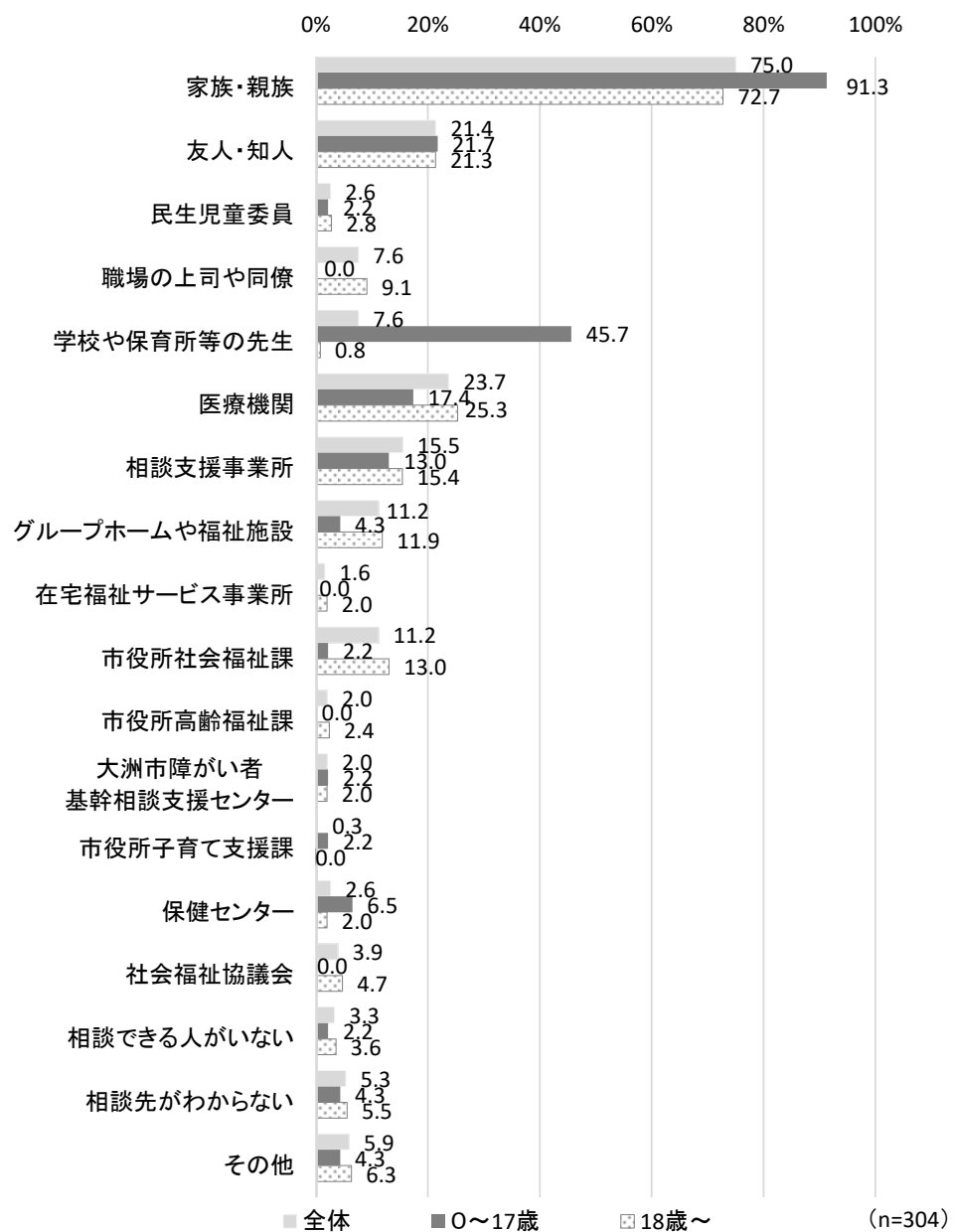
(4) 悩みごとの相談先

(あてはまるものすべてに○)

「全体」では「家族・親族」の割合が最も高く75.0%となっています。次いで「医療機関」(23.7%)、「友人・知人」(21.4%)となっています。

「0～17歳」では「家族・親族」の割合が最も高く91.3%となっています。次いで「学校や保育所等の先生」(45.7%)、「友人・知人」(21.7%)となっています。

「18歳～」では「家族・親族」の割合が最も高く72.7%となっています。次いで「医療機関」(25.3%)、「友人・知人」(21.3%)となっています。

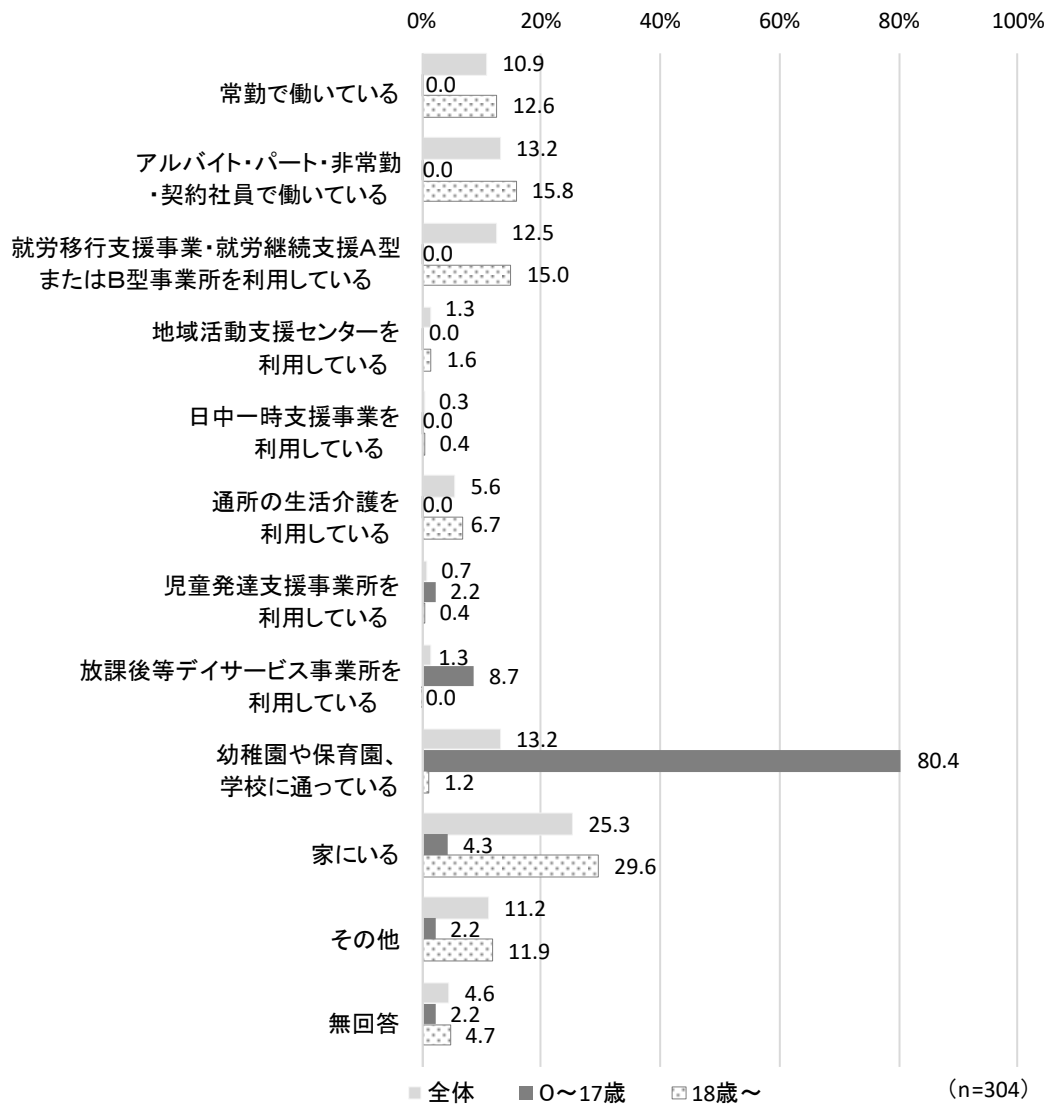


(5) 平日の日中の過ごし方

「全体」では「家にいる」の割合が最も高く 25.3%となっています。次いで「アルバイト・パート・非常勤・契約社員で働いている」、「幼稚園や保育園、学校に通っている」（ともに 13.2%）となっています。

「0～17歳」では「幼稚園や保育園、学校に通っている」の割合が最も高く 80.4%となっています。次いで「放課後等デイサービス事業所を利用している」（8.7%）、「家にいる」（4.3%）となっています。

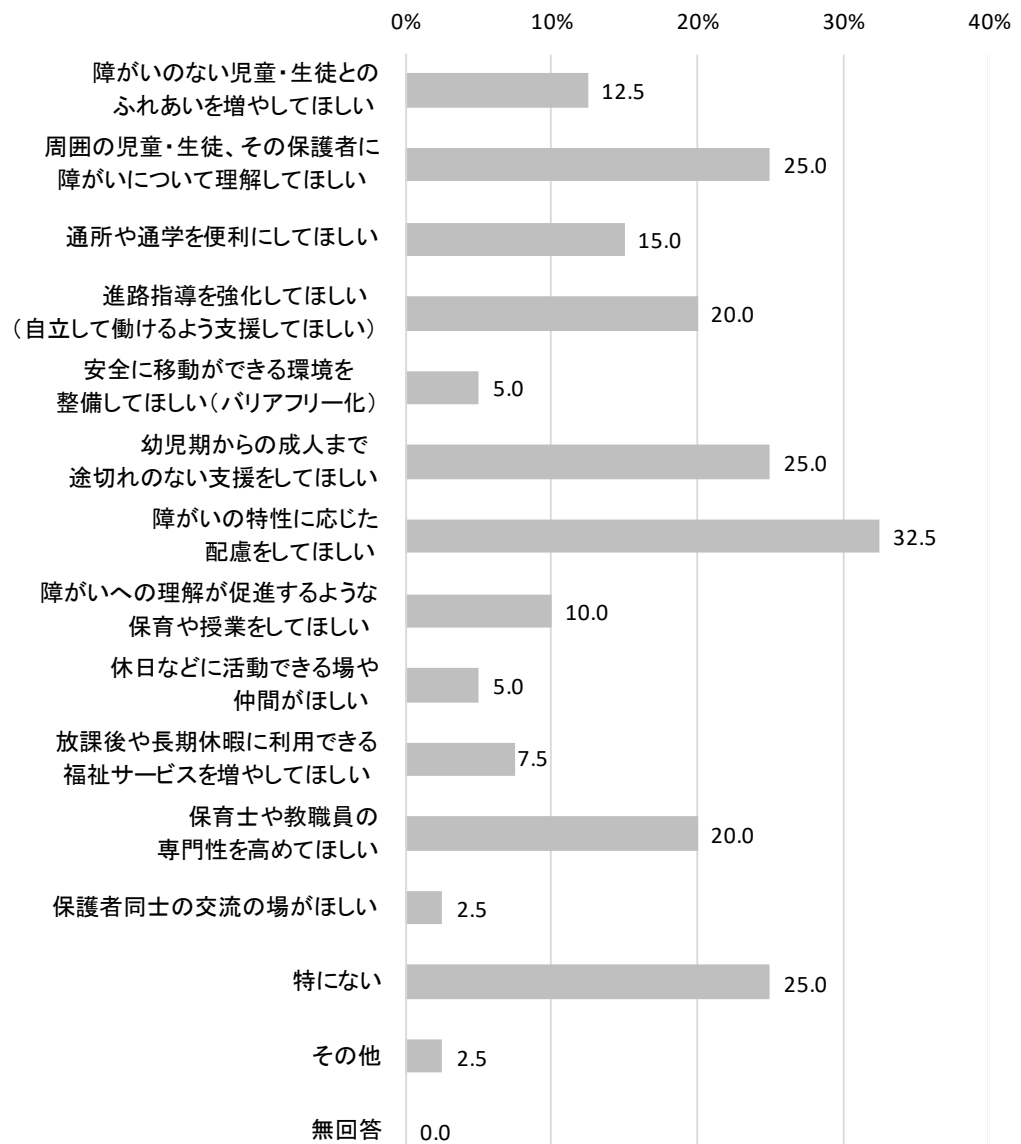
「18歳～」では「家にいる」の割合が最も高く 29.6%となっています。次いで「アルバイト・パート・非常勤・契約社員で働いている」（15.8%）、「就労移行支援事業・就労継続支援A型またはB型事業所を利用している」（15.0%）となっています。



(6) 保育や教育に今後必要だと思うこと

(あてはまるものすべてに○)

「障がいの特性に応じた配慮をしてほしい」の割合が最も高く 32.5%となっています。次いで「周囲の児童・生徒、その保護者に障がいについて理解してほしい」、「幼児期からの成人まで途切れのない支援をしてほしい」、「特にない」(ともに 25.0%)となっています。

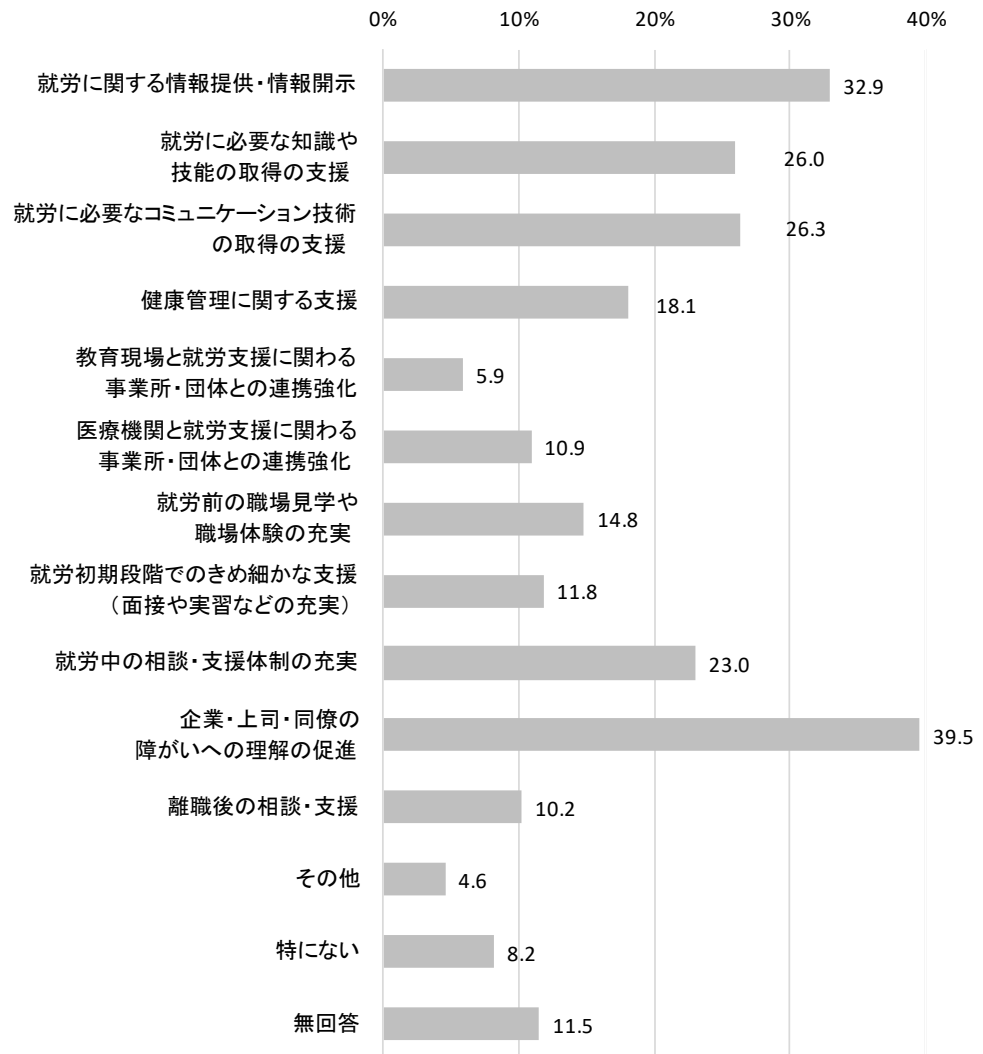


(n=40)

(7) 働くために重要と思われること

(あてはまるものすべてに○)

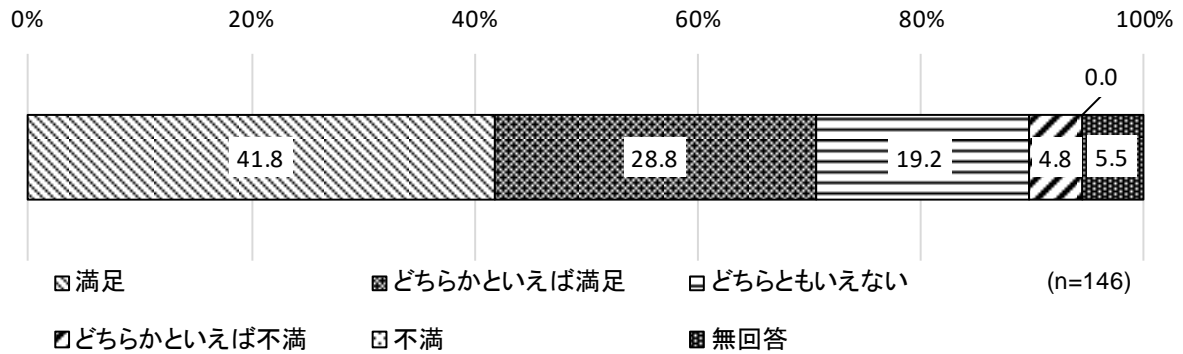
「企業・上司・同僚の障がいへの理解の促進」の割合が最も高く 39.5%となっています。次いで「就労に関する情報提供・情報開示」(32.9%)、「就労に必要なコミュニケーション技術の取得の支援」(26.3%)となっています。



(n=304)

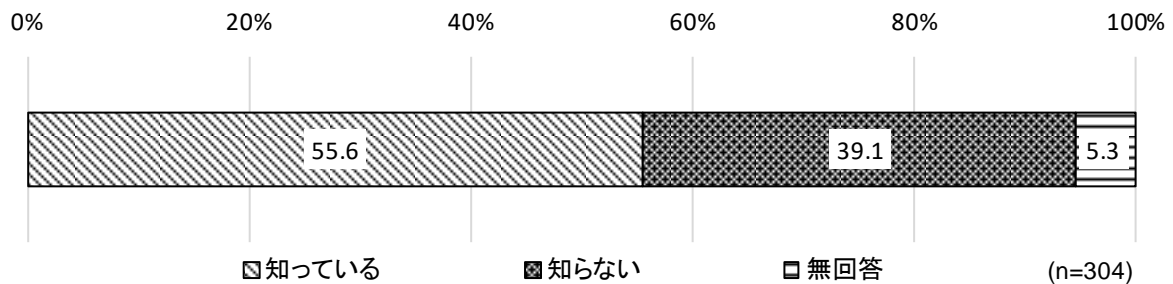
(8) 利用した障害福祉サービスの満足度

「満足」の割合が最も高く 41.8%となっています。次いで「どちらかといえば満足」(28.8%)、「どちらともいえない」(19.2%)となっています。



(9) サービス利用、福祉の相談窓口の認知状況

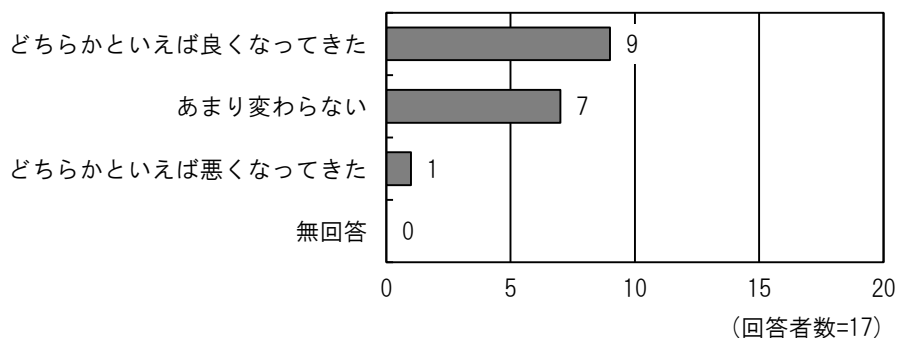
「知っている」の割合の方が高く 55.6%となっています。次いで「知らない」(39.1%)となっています。



#### 4 団体・事業所調査結果の概要

##### (1) 最近5年での障がい者の生活環境

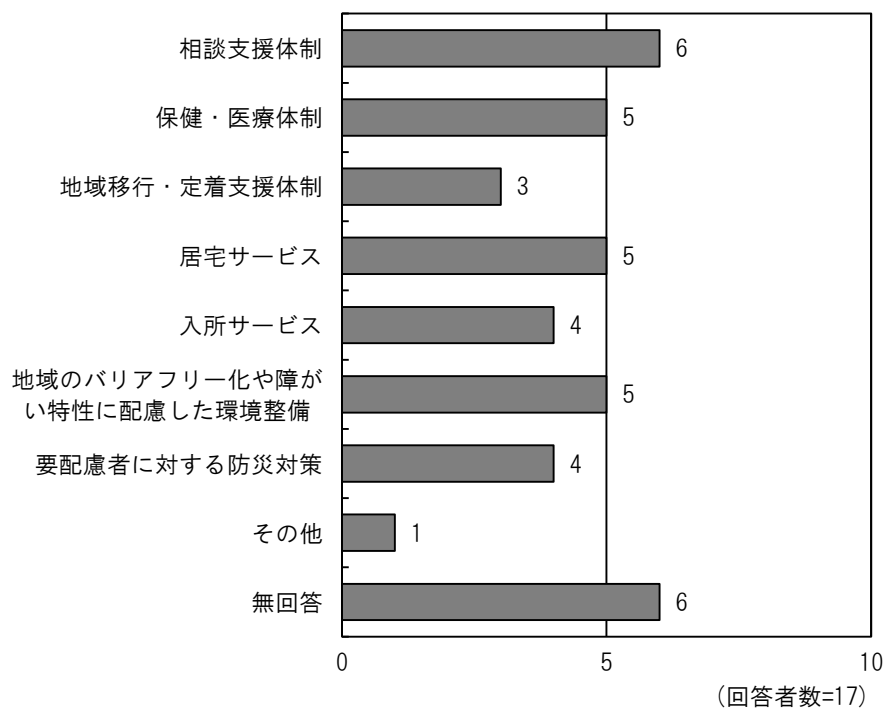
「どちらかといえば良くなってきた」が最も多く9件となっています。次いで「あまり変わらない」が7件、「どちらかといえば悪くなってきた」は1件となっています。



##### (2) 生活環境の改善のために不足していると感じるもの

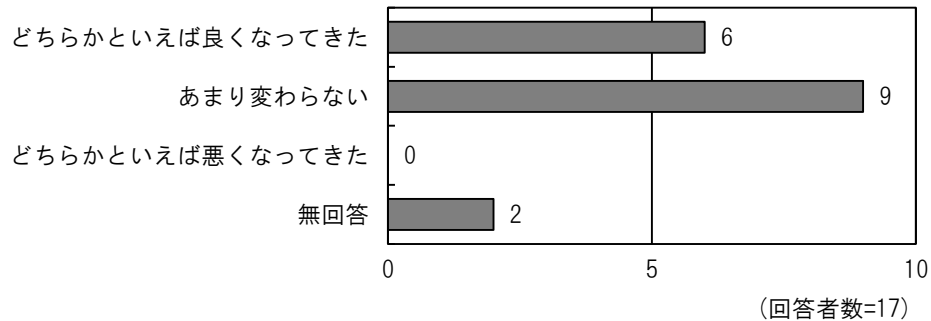
(複数回答可)

「相談支援体制」が最も多く6件となっています。次いで「保健・医療体制」「居宅サービス」「地域のバリアフリー化や障がい特性に配慮した環境整備」がともに5件となっています。



(3) 最近5年で障がい者の就労環境は改善してきたか

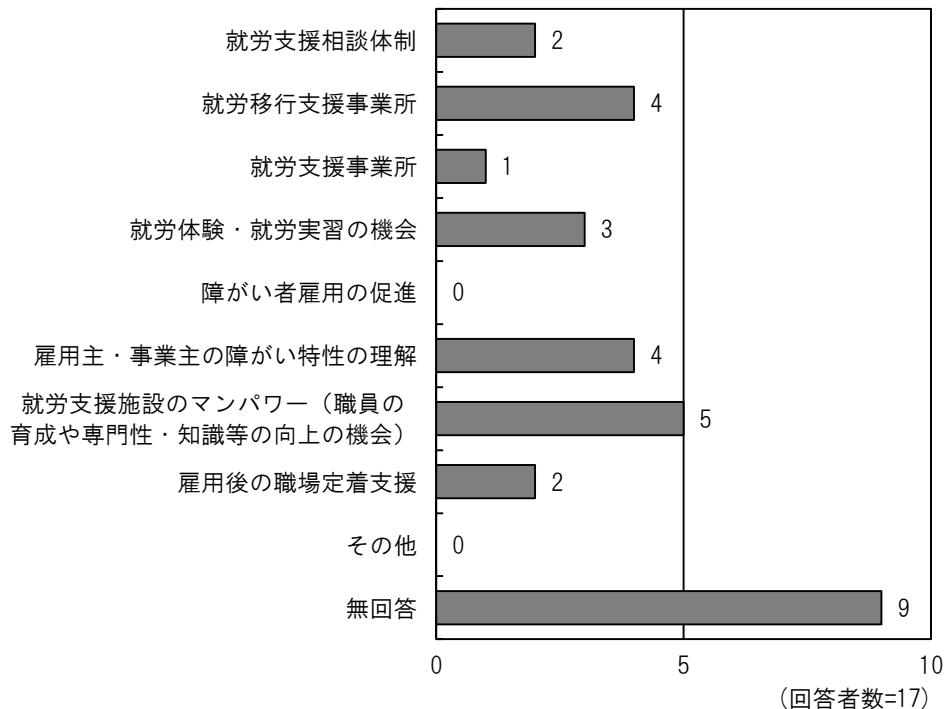
「あまり変わらない」が最も多く9件となっています。次いで「どちらかといえば良くなってきた」が6件、「どちらかといえば悪くなってきた」はありませんでした。



(4) 就労環境の改善のために不足していると感じるもの

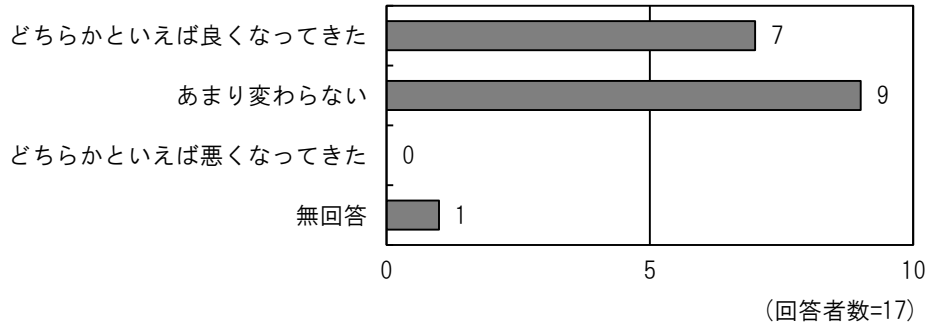
(複数回答可)

「就労支援施設のマンパワー（職員の育成や専門性・知識等の向上の機会）」が最も多く5件となっています。次いで「就労移行支援事業所」「雇用主・事業主の障がい特性の理解」がともに4件となっています。



(5) 最近5年で障がい者の権利擁護環境は改善してきたか

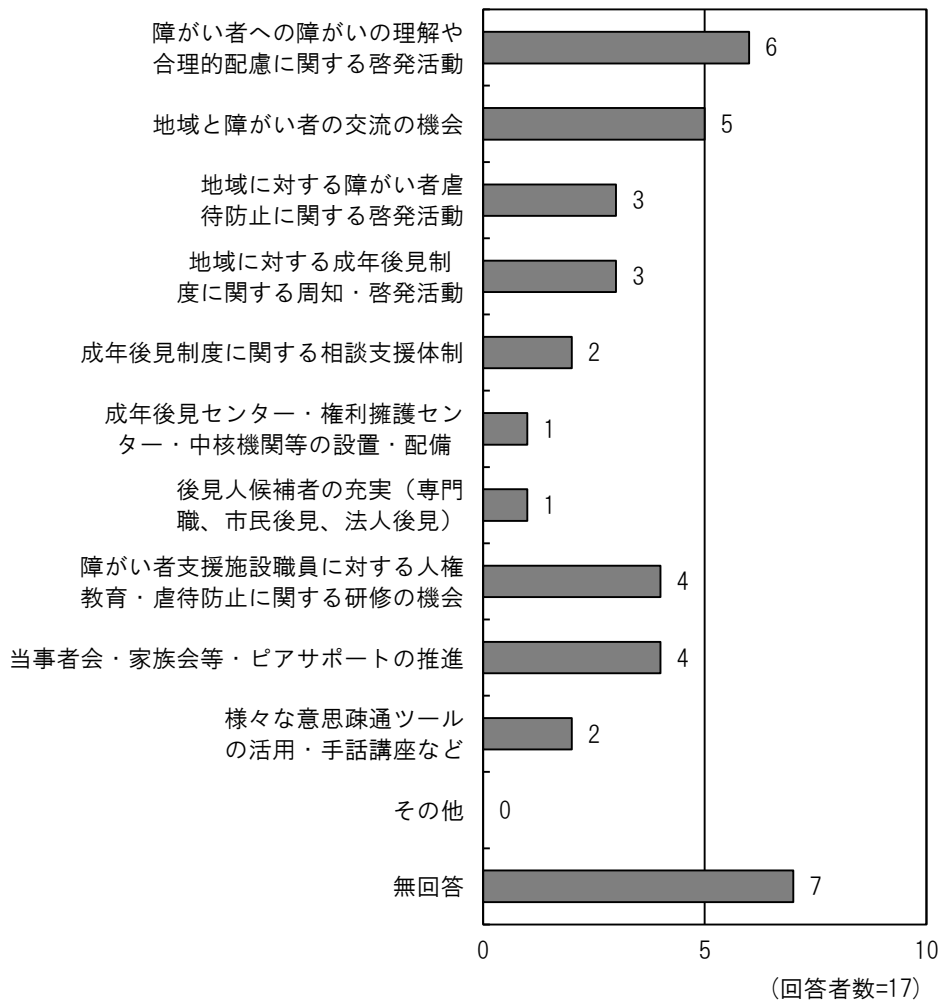
「あまり変わらない」が最も多く9件となっています。次いで「どちらかといえば良くなってきた」7件、「どちらかといえば悪くなってきた」はありませんでした。



(6) 障がいの理解や権利擁護について不足していると感じるもの

(複数回答可)

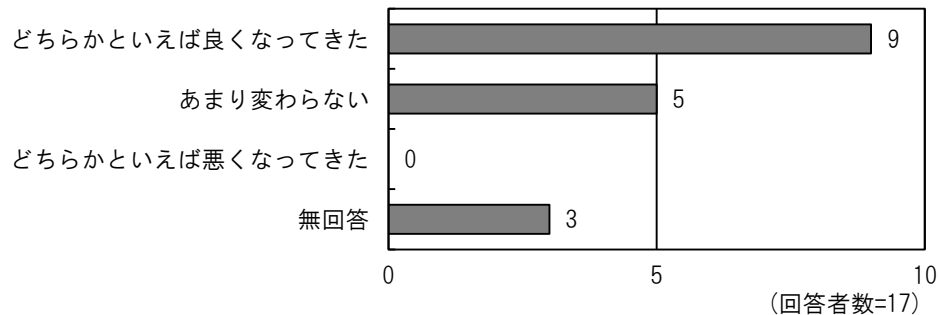
「障がい者への障がいの理解や合理的配慮に関する啓発活動」が最も多く6件となっています。次いで「地域と障がい者の交流の機会」が5件、「障がい者支援施設職員に対する人権教育・虐待防止に関する研修の機会」「当事者会・家族会等・ピアサポートの推進」がともに4件となっています。





(7) 最近5年で障がい児の保育就学環境は改善してきたか

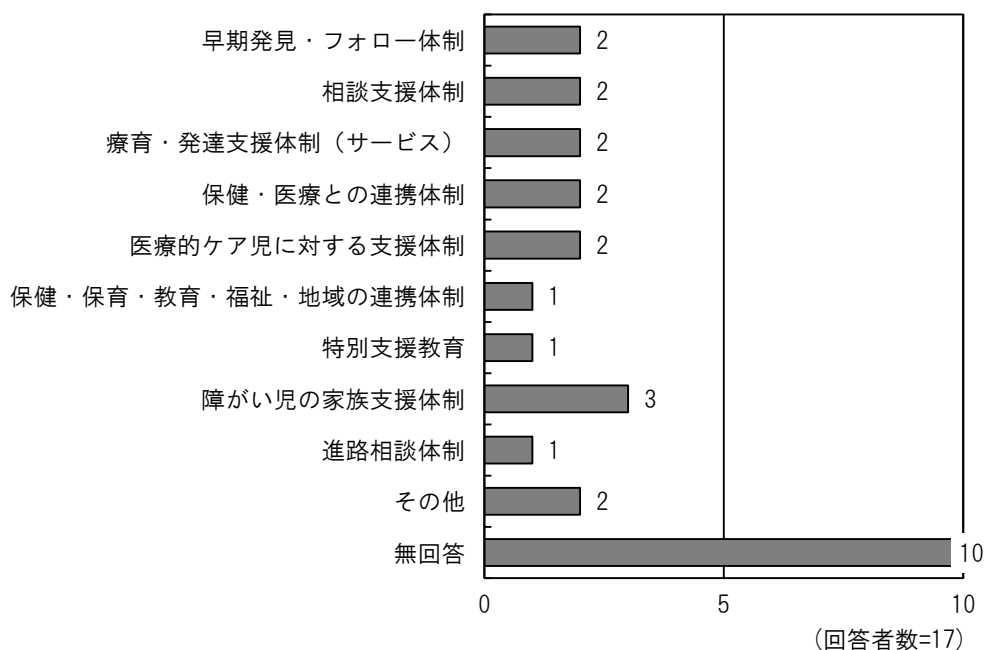
「どちらかといえば良くなってきた」が最も多く9件となっています。次いで「あまり変わらない」が5件、「どちらかといえば悪くなってきた」はありませんでした。



(8) 障がい児に対する環境について不足していると感じるもの

(複数回答可)

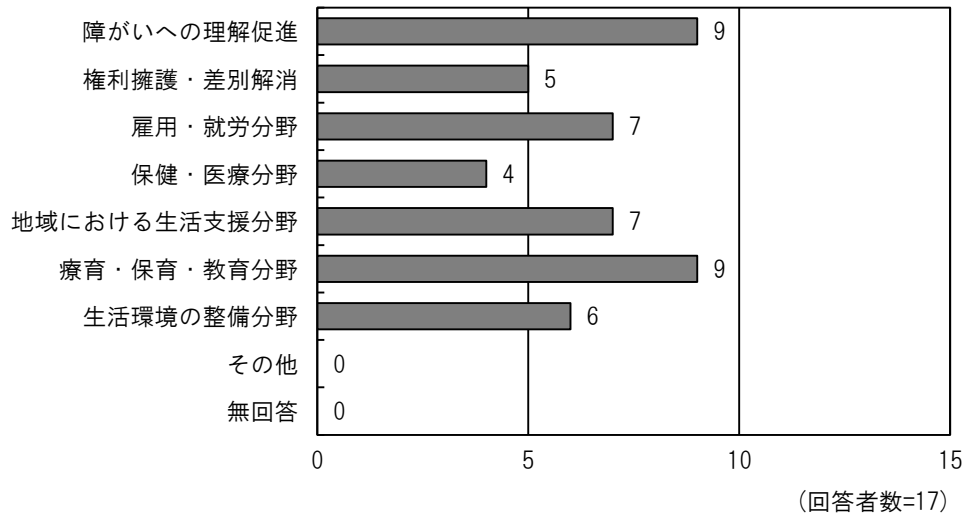
「障がい児の家族支援体制」が最も多く3件となっています。次いで「早期発見・フォロー体制」「相談支援体制」「療育・発達支援体制（サービス）」「保健・医療との連携体制」「医療的ケア児に対する支援体制」「その他」がともに2件となっています。



(9) 事業所活動に特に重要と思われる項目

(3つまで選んで回答)

「障がいへの理解促進」「療育・保育・教育分野」が最も多く9件となっています。次いで「雇用・就労分野」「地域における生活支援分野」がともに7件となっています。



団体・事業所からの主な意見については、以下のとおりです。

分野別項目	具体的な意見等
生活環境について	<p><b>【改善されたと思う点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・放課後等デイサービス事業所がふえたこと、こども発達支援室が出来たことで、切れ目のない支援が出来るようになってきた。</li> <li>・少しずつ障害福祉サービスは、充実してきていると感じています。</li> <li>・就労支援事業所が増え、障がいのある方の選択肢が増えた。</li> <li>・障害福祉サービスを利用する障害者が増え、支援の手が入る障がい者が増えた。</li> <li>・精神障がい者を受け入れ、対応できる就労事業所が出来てきた。</li> <li>・地域や関係機関との連携が取りやすくなった。（障がい者・児理解が進んだ）</li> <li>・令和元年から実施している「障がい児の理解を深める研修会」の効果として相互理解が進み、福祉と教育の連携が取りやすくなっている。</li> <li>・放デイ利用時児の学校との連携会の開催をお願いしてもスムーズに受け入れていただくようになった。（担任の先生とコーディネーター、相談支援専門員と児童発達管理責任者で行う機会が増えた。）</li> <li>・また発達支援事業を利用している児について保育所の様子を確認する際も担任の保育士さんから園での様子を聞きやすくなった。</li> <li>・就労を諦めかけていらした方が、事業所を利用し就労することにより、社会との関係性が少しずつ広がってきている。</li> <li>・事業所を変わることで、今まで経験したことのない施設外の作業をすることで、新たな経験と視野が広がってきている。</li> <li>・体を動かすことで、体力や精神力が鍛え始められている。</li> <li>・過去に比べると地域社会のかたの理解が深まったと思う。</li> <li>・障がい者雇用の仕事も増えてきている。</li> <li>・コロナの自粛がなくなってきたから</li> </ul> <p><b>【改善が求められる点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当法人に置いては利用者の高齢化も進んでおり、ここ3年は新型コロナウイルス蔓延の影響等が強く外出等ができない状況がある。</li> <li>・しかしながら、障がい特性に応じた自立（就労などを含む。）を図るうえでは、サービスの担い手や就労環境などが十分とは言えない部分もあるように感じています。</li> <li>・民生児童委員さん、主任児童委員さん、地域の婦人会の方から事業所の見学や一緒に活動をさせて欲しいと要望があった。</li> </ul>
重度障がい者の受入れについて	<p><b>【改善が求められる点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関との連携及び在宅生活が困難にあった場合の受け皿の確保。※病院がすぐに対応してくれる体制(入院させてくれるなど)だと支援し易い。受け皿については南予には入所できる施設が少なく、中予圏域でも医療的ケアが必要な方の入所先は限られてしまうのが課題だと感じる。</li> <li>・医療的ケアに関しては看護師数の確保が難しく、受け入れが難しい。</li> </ul>

分野別項目	具体的な意見等
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新聞等でも報道されていますがヘルパーの人員が減少してきており、新たなヘルパーの確保も困難な状況となっています。ニーズに対して今後のサービス維持が非常に難しい状況となっています。</li> <li>・B型事業所の場合、強行の方と就労が目的で来られている方とのゾーンを分ける事が難しく、安心して就労できる環境を提供できない。</li> <li>・高次脳機能障害の方については過去に受け入れた事が有ったが今は辞められた。今後も相談が有れば受け入れは可能と考えている。</li> <li>・医療的ケアを必要とする等の重度障がい者の受け入れは、医療スタッフ等の加算が無い場合受け入れ体制を整える事が出来ないため現状では無理と考えている。</li> <li>・①職員不足②直接支援を行っている指導員への強度行動障害者への支援について学べていない。</li> <li>・手厚い支援が必要なため、研修や人員が必要です。報酬などで評価していただけると助かります。</li> <li>・事業所の広さ、設備、適切な就労内容、職員不足、経営難等</li> <li>・受け入れ態勢としては知識のある職員の配置と、その方たちを見守れるだけの職員の数が必要だと思う。どこの事業所でもそうだと思うが、どこも人件費を削りたいと持っている中、多くの人員配置は難しいと思う。また、このような方たちを受け入れするには、とにかく職員の人数の確保が多くなれば一人にかかる負担が大変大きくなり、結果それらに耐えられず退職する職員が増えてくるのだと思う。職員が少ない中では十分なケアができないことと、事故につながる可能性が高いことを考えるとより多くの人員が配置できるような仕組みが必要になると思う。</li> </ul>
就労環境について	<p><b>【改善されたと思う点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就労継続支援事業所などのサービスは増えてきて、ある一定は就労環境の整備は進んできているかと思います。</li> <li>・就労継続支援B型事業所が増え、障がいのある方の選択肢が増えた。</li> <li>・B型事業所についての感想、現在、大洲市の委託を受けて「だんだん収集」と公共施設のトイレ清掃を実施中です。「だんだん収集」については複数年契約（5年間）なので、長期に請負えるという安心感が有り、職員の確保や必要な資材等を計画的に準備が出来、スムーズに業務にあたっていますが、公共施設の清掃については、複数の課との単年度契約のため、職員の確保や資材等の準備に不安定な状況で業務を遂行しているのが現状です。以前から、この業務の契約については窓口の一本化と、複数年の契約をお願いしてきていますが何も改善していません。私達、弱小のB型事業所にとっては、年間数十万円の収入の有無が経営に大きく影響するため計画的な工賃向上計画がたてられません。国からの訓練等給付費の支給額が工賃の支給額によって大きく左右されている現状を考えると、事業所の作業収入の安定こそが利用者</li> </ul>

分野別項目	具体的な意見等
	<p>の工賃のアップにつながり、ひいては、障がい者の生活の安定が図られるのではないかと考えています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・過去と比べると、障がいに対する認識が高くなったおかげと、福祉的就労場所も少しずつ増えてきているため良くなってきているのではないかと思います。</li> <li>・就労支援事業所が少しずつ増えてきているのではないかと</li> </ul> <p>【改善が求められる点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・しかし、就労継続支援 A や一般就労となるとまだまだハードルが高いような印象を受けています。就労による自立を実現していくことには、まだまだ課題が多いような気がしています。</li> <li>・特に発達障がいに関する就労支援については、課題が多く残っている印象を受けています。</li> <li>・市内の就労支援事業所においては就労継続支援利用者 B 型から A 型になる人がいない。市外においては 1 名いる。課題だと考える。</li> <li>・就労移行支援事業所が市内にない。高校卒業後に就労を希望される人は直 B の利用になる。</li> <li>・高学年と関わる施設なので、就労に関する悩みや相談を受けることもありますが、私自身が大洲市内の就労環境の知識がないため、もっと知りたいなと感じています。</li> <li>・でもまだ障がいをお持ちの方にとったら働きやすい環境は少ないと思う。</li> </ul>
<p>権利擁護環境について</p>	<p>【改善されたと思う点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発達障がいについてネットやテレビなどから知識を得ることが多くなり、保護者の療育への勧めなどについての受け入れが良くなってきた。</li> <li>・テレビや SNS 等により、障がいに関する知識が全体的に向上傾向にあると感じる。</li> <li>・成年後見制度利用促進事業（サポートセンター）も本会で受託し実施をされており、一定程度権利擁護・意思決定支援の促進に貢献できているのではないかと認識しています。</li> <li>・地域の方からの清掃等の委託に伺う機会が増え、就労の状態を直接目にされることで、理解が高まり認めていただいている。</li> <li>・私はまだ障がいの世界の経験が少ないため全体を把握しきれていないが、障がいを理解してもらうような交流会やイベントも増えてきているため改善されてきているのではないかと思います。</li> </ul> <p>【改善が求められる点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・権利擁護について課題がある意識は、一部の関係者の中で感じられてきている。地域での展開や仕組みづくり、部門を超えた横のつながりを作るのはこれからだと思われる。</li> <li>・平成 23 年 6 月に虐待防止法が施行された時期は虐待防止の周知徹底も含めて地域の民生児童委員さんを対象に研修会などを行っていた。民生児童委員</li> </ul>

分野別項目	具体的な意見等
	<p>さんや主任児童委員さん、在宅福祉推進員さんなど任期で交代もあるので、定期的に障がい者の理解を深めるために研修会や虐待防止に関する研修会などを実施する必要はあると思う。</p>
<p>保育就学・障がい児に対する環境について</p>	<p>【改善されたと思う点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発達支援室や放課後等デイサービス事業所が出来、保護者にも認知されてきたことで、就学後の保護者の不安が軽減されたように思う。</li> <li>・先日開催された、子ども福祉サービス部会主催の“令和5年障がい児の理解を深める研修会”に参加し、障がい児の分野において大洲市では学校関係者や福祉関係者が顔の見える関係性を築き、活発に意見交換を行っているのを拝見した為、環境は改善されていると思う。</li> <li>・児童発達支援なども設置されて相談支援などの体制はある一定すすんでいるかとは思いますが</li> <li>・児童発達支援、放課後等デイにより、早期の介入、継続した専門職の関りが充実されてきたのではないかと。</li> <li>・学校、保育、家族、専門職との横の連携が以前よりも整ってきている。</li> <li>・「障がい児の理解を深める研修会」の開催や利用児に関して学校や保育所へのモニタリングの実施、また放課後デイサービスと連携して関係機関との連携会議等で直接学校に出向いたり、事業所に来てもらったりして先生たちと顔を合わせて話す機会が増えている。</li> <li>・事業所が増えてきている。</li> <li>・事業所数が増え利用者の選択肢が増えた。</li> <li>・保育園での補助員の導入など手厚く対応されている所があると聞いている。</li> <li>・過去の比べると、障がい児に対する理解は深まってきており、近年障がい児の数も増えてきているためそれに関心がある方も多くなってきていると思う。</li> </ul> <p>【改善が求められる点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・まだ、十分に関係機関の連携が取りにくいと感じる。</li> <li>・現在は、学ぶ環境も増えてきているので以前よりは良くなってきているが、障がいがあっても集団の環境に馴染めず、不登校に繋がっている児童たちは「学校に行けない理由など」学校に理解してもらえず苦しい思いをしていることが多い気がする。また、中学生になると下校時間等の変更も多くなる。支援クラス担任と連絡が取れるが、普通学級にいる児童は、連絡等がなく、保護者も仕事で連絡に気づかない等で送迎時に困ることが多い。連携が取りにくいと感じることがある</li> </ul>
<p>事業所活動に対する支援等について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般企業への障がい理解を求める活動</li> <li>・医療機関を利用する際に差別を感じる。医療機関に対して差別解消についての取り組みを進めて頂きたい。</li> <li>・啓蒙活動などは、地域に出向いて、地域で展開していく。民生委員や区長さ</li> </ul>

分野別項目	具体的な意見等
	<p>ん等を通じて実態把握を行い情報を集約する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就労継続支援B型事業所の立場からの意見として、もう少し市町村からの仕事の提供をお願いしたい。安全に作業が出来そうな場所の草刈り等</li> <li>・定期的に地域に出向いて障がい者（児）理解のための研修会などの開催を実施。（まずは民生児童委員、主任児童委員、在宅福祉推進員さんなどに対して）入り変わりがあるので定例化しては？</li> <li>・福祉サービスの情報をより積極的に発信していただき、市民へ理解頂けるようお願い致します。</li> <li>・一般の方が障がい者を理解する機会が非常に少なく感じる。障がいを持つ児、者との交流の場を多くすることで、理解や接し方を知ってもらえるのではないかと思う。</li> <li>・小さな施設でもスロープ、手すり等あればよい。</li> <li>・当事者が集まって話す機会が増えれば、自分たち自身の理解が深まってどんどん先に進めるのではないか。</li> <li>・市営住宅を建設する。（もちろんバリアフリーで車椅子の方でも入居できる市営住宅）</li> <li>・就労による自立を促進するために、一般就労ができる雇用の場の確保が必要だと思われます。そういった一般就労を受け入れていただける企業の確保や特性を理解したうえで雇用をしてもらえる環境整備にも取り組んでいただけると幸いです。</li> <li>・地域の企業等に向け、障がい者への雇用促進の活動を行う。雇用後のフォロー体制について、雇用後の失敗事例、成功事例などを報告する場を自立支援協議会で作る。ネットワークジョイから大洲市の実績や傾向など、報告機会を作り、関心を持って貰う。福祉的就労の支援者に対し、研修の機会を作る。</li> <li>・当事業所を利用されて居る居ないに関わらず、休みの日の過ごし方が分からなかったり、そういう方の受け皿がないため、充実した生活が送れていない方が多数いらっしゃいます。地域共生社会とうたっていても、休みの有効な過ごし方がわからず、家に引きこもったりされているのが現状です。障がいのある方やその方達のサポートをしたいと考えておられる方達が集って、楽しく有意義な休日を過ごせる何かを提供して欲しいと思います。</li> <li>・就労継続支援B型からの一般就労の機会が少なすぎるよう感じている。就労先の紹介などをもっとして欲しい。</li> <li>・当事者の集まりとかが増えたら理解も進んで差別とか少なくなっていくのではないか。</li> <li>・飲食店や野外施設等を使用する際、バリアフリー化が進んでおらず、特にトイレは古いものが多いため利用しづらい。</li> <li>・発達障がいを抱えられている方の相談や就労支援を早い段階から継続して支援・フォローできる体制が今後構築されてくると良いかと思われます。</li> <li>・行政が主体となり、今あるサービスや団体などの活動を把握して、地域で広</li> </ul>

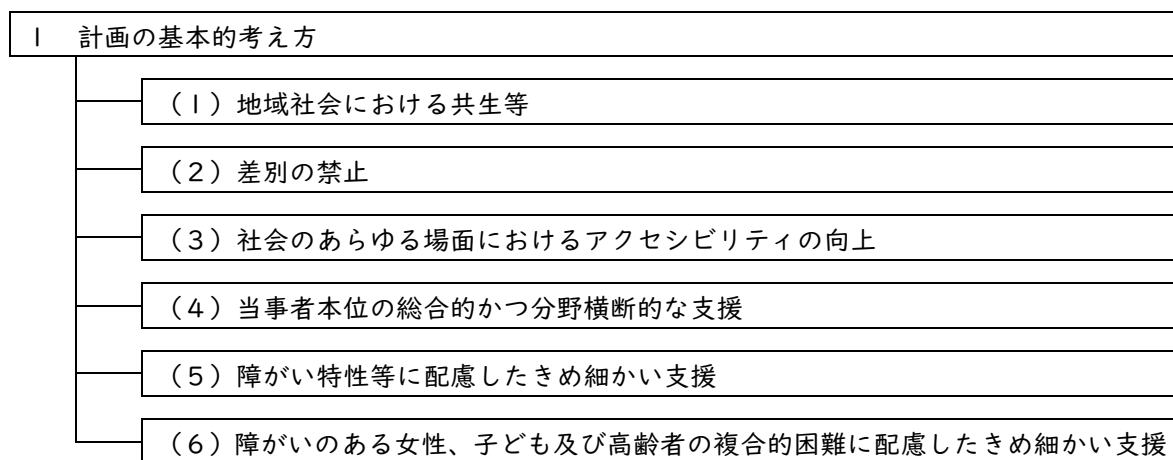
分野別項目	具体的な意見等
	<p>く利用しやすい形にして、障がい者が利用しやすいように広報を工夫する。 障がい者向けにスポーツレクレーション等を行っているが、障がい者を受け入れ活動を行う団体には、支援金などを支給し経済的な支援を行う。（保険や備品費等）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・療育手帳等を持っている成人の医療費無料を推進して欲しい。</li> <li>・市で使えるサービスが増えると嬉しい。</li> </ul>



## 第6章 障がい者計画の方向性

### 1 計画の基本的考え方

障がい者を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえた上で、国は障害者権利条約の理念に即した以下の障害者基本法の各基本原則等にとり、当該理念の実現に向けた障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施することとしており、「大洲市障がい者計画（第6次）」においてもその原則にとり推進するものとします。



#### (1) 地域社会における共生等

障害者権利条約は、「全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進すること」を目的としています。

「大洲市障がい者計画（第6次）」に関しても、全ての障がい者が基本的人権を享有する個人として、障がい者でない者と平等にその尊重が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる機会の適切な確保・拡大を図るため、障がい者施策を実施するものとします。

- ① 社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会の確保を図ります。
- ② 障がい者の地域生活への移行を促進するための基盤整備を進め、地域社会において他の人々と共生することを妨げられず、どこで誰と生活するかについての選択する機会の確保を図ります。
- ③ 言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段について選択する機会の確保を図ります。
- ④ 情報の取得又は利用のための手段について選択する機会の拡大を図ります。

## (2) 差別の禁止

障害者権利条約第5条において、障がいに基づくあらゆる差別を禁止するとともに、合理的配慮の提供が確保されるための適当な措置をとることが求められています。また、障害者基本法第4条及び障害者差別解消法においてその趣旨が具体化されていることから、障がい者差別その他の権利利益を侵害する行為を禁止し、社会的障壁を除去するための合理的配慮を提供する必要があります。

国においては、令和3年6月に障害者差別解消法の改正法が公布され、事業者に対し合理的配慮の提供を義務づけるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、障がいを理由とする差別を解消するための支援措置が強化されました。今後、本市としても改正法に示された主旨の実現に向け、市民全体への周知啓発等含め取組を進めていきます。

## (3) 社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上

障がい者を「障害がある者であって、障害と社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と障害者基本法第2条においても定義しており、障がい者が経験する困難や制限が障がい者個人の障がいと社会的な要因の双方に起因するという視点が示されています。

こうした視点に照らして、障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している事物、制度、慣行、観念等の社会的障壁の除去を進めることにより、障がい者の社会への参加を実質的なものとし、障がいの有無にかかわらず、その能力を最大限に発揮しながら安心して生活できるようにする必要があることから、社会的障壁の除去を進めるに当たっては、障がい者の参加を確保し、障がい者の意見を施策に反映させるとともに、障がい者・行政機関・事業者・地域住民といった様々な関係者が、障がいのある人と障がいのない人が同じ地域社会でともに暮らし、学び、働く共生社会（インクルーシブな社会）という共通の目標の実現に向け、協力して取組を進めていける体制の構築を目指します。

そのためには、バリアフリー法に基づく公共施設等のバリアフリー化や障がい者による円滑な情報の取得・利用・発信のための情報アクセシビリティの向上、意思表示・コミュニケーションを支援するためのサービス・介助者等の人的支援等による環境整備と、障害者差別解消法に基づく合理的配慮の提供を両輪として障がい者のアクセシビリティの向上を図ることが必要となっており、社会的障壁の除去に向けた各種の取組をより強力に推進していくため、社会のあらゆる場面でアクセシビリティ向上の視点を取り入れて、環境整備の充実を図ります。

近年、画像認識、音声認識、文字認識等のAI技術が進展し、自分に合った方法（音声、ジェスチャー、視線の動き等）でデジタル機器・サービスが利用可能となっている。こうした新たな技術を用いた機器やサービスは、アクセシビリティとの親和性が高いという特徴があり、社会的障壁の除去の観点から、障がい者への移動の支援や情報の提供、意思疎通、意思決定支援等様々な場面でアクセシビリティに配慮したICTを始めとする新たな技術の利活用について検討を行い、積極的な導入を推進します。

あわせて、社会のあらゆる場面における利便性の向上と心のバリアフリーを推進する観点から、積極的な広報・啓発活動に努めるとともに、企業・住民団体等の取組を積極的に支援します。なお、新たな技術を用いた機器やサービスの利活用に当たっては、これらの機器・サービスが新たな社会的障壁となる可能性があることにも留意し、取り組むものとします。

#### (4) 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援

障がい者の尊厳、自立及び自立の尊重を目指す障害者権利条約の趣旨を踏まえ、障がい者が各ライフステージを通じて適切な支援を受けられるよう、教育、福祉、医療、雇用等の各分野の有機的な連携の下、施策を総合的に展開し、切れ目のない支援を行います。

支援に当たっては、障害者基本法第2条の障がい者の定義を踏まえ、展開する施策は、障がい者が日常生活又は社会生活で直面する困難に着目して講じられるとともに、障がい者が直面するそのときどきの困難の解消だけに着目するのではなく、障がい者の自立と社会参加の支援という観点に立って行われること、また障がい者の家族やヤングケアラーを含む介助者など関係者への支援も重要であることに留意します。

#### (5) 障がい特性等に配慮したきめ細かい支援

障がい者一人ひとりの固有の尊厳を重視する障害者権利条約の理念を踏まえ、障がい者施策は、障がい特性、障がいの状態、生活の実態等に応じた障がい者の個別的な支援の必要性を踏まえ、策定及び実施します。その際、外見からは分かりにくい障がいを持つ特有の事情を考慮するとともに、障がいの程度を適切に把握することが難しい点に留意します。

また、知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病、高次脳機能障がい、盲ろう・重症心身障がいその他の重複障がい等について、障がい特性等の社会全体のさらなる理解の促進に向けた広報・啓発活動を行うとともに、施策の充実を図る必要があります。

#### (6) 障がいのある女性、子ども及び高齢者の複合的困難に配慮したきめ細かい支援

障害者権利条約第6条、第7条等の趣旨を踏まえ、障がいのある女性をはじめ、複合的に困難な状況に置かれた障がい者に対するきめ細かい配慮が求められていることを踏まえ、障がい者施策を策定し、実施する必要があります。

障がいのある女性は、障がいに加えて女性であることにより、さらに複合的に困難な状況に置かれている場合があることから、こうした点も念頭に置いて障がい者施策を策定し、実施することが重要です。

また、障がいのある子どもは、「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」（令和3年12月21日閣議決定）において、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えて（「こどもまんなか社会」）、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を後押しすることとされています。障がいのある子どもに対しても、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する観点等を踏まえた、子どもと家族に対する妊娠期からの切れ目のない継続支援を早期から行うことが必要であり、この場合、成人の障がい者とは異なる支援を行う必要があることに留意し、取り組むものとします。

さらに、障がいのある高齢者に係る施策については、障害者権利条約の理念も踏まえつつ、高齢者施策との整合性に留意して実施していく必要があります。

## 2 市の現況と課題を踏まえた施策の方向性

本市の現況と課題、市民の意向や団体・事務所の意見、制度改正等を踏まえ、施策の方向性を示します。

現況と課題、市民の意向、団体・事業所等の意見
<p>【市の現状より】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・市の障害者手帳所持者は、令和3年と比較すると、身体障害者手帳所持者で7.3%減少、療育手帳所持者で1.6%減少する一方で、精神障害者保健福祉手帳所持者は8.1%増加となっています。</li><li>・自立支援給付の申請状況では、平成30年度から令和4年度にかけては、88人から145人と57人(39.3%)増加しています。</li><li>・給付費の総額では、令和元年度との比較では、障害者自立支援給付費、障害児入所給付費等、地域生活支援事業給付費の総額が増加傾向となっています(174,782千円17.0%増)。</li><li>・(障がい児)保育所・幼稚園・認定こども園に通う支援を必要としている乳幼児数は、令和3年から令和5年にかけて増加傾向となっています(7人19.4%増)。</li><li>・(障がい児)特別支援学校に通う児童・生徒数は、令和3年から令和5年にかけて増加傾向となっています(4人15.0%増)。</li><li>・障害福祉サービスで第6期のサービス見込量を上回る実績(令和4年度)となったサービスは、生活介護、就労継続支援(A型)、就労継続支援(B型)、施設入所支援、計画相談支援、放課後等デイサービスであり、特に就労継続支援(A型)(計画比131%)の実績が見込量を大きく上回っています。</li></ul> <p>【障がい者アンケート調査結果より】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・将来希望する暮らしでは、「家族と一緒に暮らしたい」、「自宅やアパートで一人暮らしをしたい」、「グループホームのような、見守りや支援があるところで他者と共同生活を送りたい」等の地域における希望が合計で約7割を占めており、今後も地域で安心して暮らす体制が求められています。一方で、「福祉施設に入所してそこで生活したい」、「わからない」との回答も約3割あるため、地域移行に対する不安や課題について検討する必要があります。</li><li>・悩みや心配ごとについては、全体では、「自分の健康について」や、「家族の健康について」が多くみられ、家族全体を支援する体制が求められています。また、「0～17歳」では、「自分の就労について」(32.6%)の割合が最も高く、就労支援に対するニーズが大きくなっています。</li><li>・悩みごとの相談先では、全体で「家族・親族」(75.0%)の割合が最も高い一方、少数ながら「相談先が分からない」(5.3%)、「相談できる人がいない」(3.3%)もいるため、相談体制や告知に向けた取組が求められています。</li><li>・平日の日中の過ごし方では、「18歳～」は、「家にいる」(29.6%)の割合が最も高く、「0～17歳」は、「幼稚園や保育園、学校に通っている」(80.4%)の割合が最も高くなっています。18歳以上になっても、主体的に地域での活動や外出ができるような支援を行う体制が求められています。</li></ul>

- ・(障がい児) 保育や教育に今後必要だと思ふことでは、「障がいの特性に応じた配慮をしてほしい」の割合が最も高く 32.5%となっています。次いで「周囲の児童・生徒、その保護者に障がいについて理解してほしい」、「幼児期から成人まで途切れのない支援をしてほしい」(25.0%)となっています。保育園や学校における職員のスキルアップ等や地域における継続した支援体制の構築が求められています。
- ・働くために重要と思われることでは、「企業・上司・同僚の障がいへの理解の促進」の割合が最も高く 39.5%となっており、就業支援にあつては、さらに企業等に対する啓発等の取組が求められています。
- ・利用した障害福祉サービスの満足度では、「満足」「どちらかといえば満足」と答えた方は、70.6%と概ね現状の障害福祉サービスに満足している状況である一方、「不満」「どちらかといえば不満」も 4.8%となっており、今後もさらにニーズに対応したサービス提供に努めるなど、満足度の維持と向上が求められます。
- ・サービス利用、福祉の相談窓口の認知状況では、「知っている」の割合の方が高く 55.6%となっていますが、「知らない」(39.1%)が約4割となっています。「知らない」人の減少に向けて、さらなる周知や案内等が求められます。

【団体・事業所調査結果より】

- ・最近5年間の状況については、「生活環境」「保育就学」の項目において、「どちらかといえば良くなってきた」が最も多くなっていました。また、「就労環境」「権利擁護」の項目では、「あまり変わらない」が最も多くなっていました。一方、「どちらかと言えば悪くなってきた」は「生活環境」で1件のみであり、全体としては、これまでの取組の効果が表れていると考えられます。
- ・生活環境で不足しているものとして「相談支援体制」が最も多くあがっており、次いで「保健・医療体制」、「居宅サービス」、「地域のバリアフリー化や障がい特性に配慮した環境整備」となっています。障がい者の地域における自立的な活動を支える機能が求められています。
- ・就労環境の改善のために不足していると感じるものとして、「就労支援施設のマンパワー（職員の育成や専門性・知識等の向上の機会）」が最も多く、職員の人材育成や人材確保等が求められています。
- ・障がい児に対する環境について不足しているものとして、「障がい児の家族支援体制」が最も多くあがっており、子どもだけでなく、保護者を含めた家族に対する視点が求められています。
- ・医療的ケア児等の受け入れ体制として、医療機関との連携（入院対応）への要望がありました。
- ・強度行動障がいへの対応については、人員数と受け入れスキルの課題に加え、事業所の設備、レイアウト等も課題となっています。
- ・就業支援にあつては、発達障がい、精神障がい、それぞれの特性に応じた対応が求められることが課題となっています。



## 施策の方向性・取組

### ◆入所施設から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・国の示す第7期障害福祉計画の基本指針改正（令和5年5月19日）でも、「入所施設から地域生活への移行、地域生活の継続の支援」が示されており、第6期障害福祉計画から継続し、地域移行が求められています。障がい者アンケート結果からも、多くの障がい者が将来的に地域で継続して暮らすことを望んでいます。
- ・団体・事業者調査からの意見では、地域での生活において通所事業のない休日に引きこもる場合への対応などが課題として挙がっており、生活全体をとらえ支援する体制の構築を進めます。
- ・さらなる地域移行の推進にあたって、ニーズに対応した共同生活援助の見込量の設定と確保を進めます。

### ◆「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・「地域共生社会」の実現に向けた取組は、国の示す第5期障害福祉計画の基本指針からの継続であるだけでなく、上位計画である地域福祉計画及び高齢福祉計画・介護保険事業計画等にも求められる、地域の福祉課題を丸ごと支える社会です。
- ・「地域共生社会」では、「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参加することが求められています。そのために、地域におけるお互いが意思疎通を図る手段、機会を広めることが重要であると考えられます。また、そのためのしくみづくりとして重層的支援体制の構築に向けた検討を進めます。

### ◆福祉施設から一般就労への移行

- ・国の示す第6期障害福祉計画では、「福祉施設から一般就労への移行等」に対しては、成果目標として3つの目標を設定し、重点的に成果を求めていました。第7期障害福祉計画の基本指針においては、本項目には、4つの成果目標が設定されています。特に、就労移行した人数だけでなく、就労が定着しているかという点も取組の成果となります。
- ・「地域共生社会」や「地域移行」を実現するために、福祉施設から一般就労への移行も大きな要素となります。親なき後も、地域での暮らしを継続するためには、収入を得る手段を確保することが望まれます。一般就労への移行にあたっては、就労継続、就労移行、就労定着へとトータル的な支援が必要となるため、ニーズに対応した見込量の設定と確保を進めます。また、就労支援に対しては、新たに就労選択支援も創設されました。本人の特性、意向に沿った就労支援を推進します。

### ◆相談支援体制の充実・強化等

- ・「相談支援体制の充実・強化」については、第6期障害福祉計画の基本指針において、新規に成果目標が設定され、第7期障害福祉計画においても継続して重点的に取り組みます。
- ・障がい者アンケート調査結果は、「相談できる人がいない・分からない」との回答が約1割となっており、
- ・サービス利用、福祉の相談窓口の認知状況では、障がい者の約4割が「知らない」と回答しており、「相談できる人がいない・分からない」との回答も約1割となっていました。今後は相談窓口の周知に努めるとともに、受け入れ体制の確保も進めます。

#### 施策の方向性・取組

・障害福祉サービスの利用者増加に伴い、計画相談支援また、障害児相談支援の利用者も大幅な増加傾向にあります。増加に対応した見込量の設定と確保を進めます。

#### ◆障害児通所支援等の充実

- ・国の示す第3期障害児福祉計画の基本指針では、児童発達支援センターを重層的な地域支援体制の構築のために、設置目標と機能強化を掲げています。障がい児、発達障がい等の早期の相談、サービス利用につなげ、切れ目ない支援に向けた体制の構築を推進します。
- ・児童発達支援については、見込量は確保できていますが、増加傾向が継続しているため、それに対応した見込量の設定と確保に取り組みます。
- ・放課後等デイサービスについては、第2期障がい児福祉計画期間中にも大幅に利用者が増加しましたが、増加傾向が継続しており、さらなる見込量を設定し、確保を進めます。
- ・団体・事業所からの意見では、医療的ケア児への支援体制を求める意見が多くあがっているため、引き続き必要な体制の構築を進めます。

### 3 基本理念

平成26年1月20日に障害者権利条約の批准書を国連事務総長に寄託し、同年2月19日に効力が生じた障害者権利条約は、障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利の実現のための措置等について定めています。

こうした障害者権利条約の理念に即して改正された障害者基本法第1条に規定されるように、障がい者施策は、全ての国民が障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるという理念にのっとり、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して講じられる必要があります。

障がいの有無や、年齢・状態等の違いにかかわらず、大洲市のすべての市民が、地域とともに暮らしながら、手助けを必要としている方への地域でのサポートに努めることが重要になっています。

第2次大洲市総合計画では、[きらめくおおず ～みんな輝く肱川流域のまち～]をまちづくりの将来像として、また、基本目標の「安心きらめくまちづくり」において、「保健・医療の充実」「福祉の充実」の2つを施策の大綱として設定しています。また、本計画の上位計画である大洲市地域福祉計画では、「つながりと支え合い 幸せを実感して暮らせるまち 大洲」を基本理念とし、「ともに支え合う地域コミュニティづくりと生きがいづくり」「安全・安心な暮らしづくり」「重層的支援の体制づくり」「福祉サービスの充実と利用しやすい仕組みづくり」の4つを基本目標に定めています。

この「大洲市障がい者計画（第6次）」においては、基本理念を「すべての市民がともに つながり きらめいて暮らせるまち 大洲」とし、地域共生社会の実現に向けて、障がい者が、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、障がい者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため、本市が取り組むべき障がい者施策の基本的な方向を定めるものとします。

#### 大洲市障がい者計画（第6次）の基本理念

すべての市民がともに

つながり きらめいて暮らせるまち 大洲



#### 4 計画別施策の体系

第1章 障がい者計画の分野別施策	1 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	(1) 障がいを理由とする差別の解消の推進
		(2) 権利擁護の推進、虐待の防止
	2 安全・安心な生活環境の整備	(1) 障がい者に配慮した住宅の確保
		(2) 移動しやすい環境の整備等
		(3) 利便性に配慮した施設、製品等の普及促進
		(4) 障がい者に配慮したまちづくりの総合的な推進
	3 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	(1) 情報アクセシビリティの向上
		(2) 情報提供の充実等
		(3) 意思疎通支援の充実
		(4) 行政情報の利便性の向上
4 防災、防犯等の推進	(1) 防災対策の推進	
	(2) 防犯対策の推進	
	(3) 消費者トラブルの防止及び被害からの救済	
5 行政等における配慮の充実	(1) 司法手続等における配慮等	
	(2) 選挙における配慮	
	(3) 市職員等の障がい者理解の促進等	
6 保健・医療の推進	(1) 精神保健・医療の適切な提供等	
	(2) 保健・医療の充実等	
	(3) 保健・医療を支える人材の育成・確保	
	(4) 難病に関する保健・医療施策の推進	
	(5) 障がいの原因となる疾病等の予防・治療	
7 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	(1) 意思決定支援の推進	
	(2) 相談支援体制の構築	
	(3) 地域移行支援、在宅サービス等の充実	
	(4) 障がいのある子どもに対する支援の充実	
	(5) 障害福祉サービスの質の向上等	
	(6) 福祉用具の利用支援等	
8 教育の振興	(1) インクルーシブ教育システムの推進	
	(2) 教育環境の整備	
9 雇用・就業、経済的自立の支援	(1) 総合的な就労支援	
	(2) 経済的自立の支援	
	(3) 障がい者雇用の促進	
	(4) 障がい特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保	
	(5) 福祉的就労の底上げ	
10 文化芸術活動・スポーツ等の振興、国際協力の推進	(1) 文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備	
	(2) スポーツに親しめる環境の整備	
	(3) 国際協力等の推進	

第2章 障がい福祉計画(第7期)	1 計画の基本的な考え方	(1) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
		(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
		(3) 福祉施設から一般就労への移行等
		(4) 障がい児のサービス提供体制の計画的な構築
		(5) 地域における相談支援体制の充実・強化
		(6) 障がい者等に対する虐待の防止
		(7) 地域共生社会の実現に向けた取組
		(8) 障害福祉サービスの質の確保

		(9) 障害福祉人材の確保・定着	
		(10) よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障がい（児）福祉計画の策定	
		(11) 障がい者による情報の取得利用・意思疎通の推進	
		(12) 障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化	
		(13) その他：地方分権提案に対する対応	
	2 令和8年度までの成果目標	福祉施設から一般就労への移行等	(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行
			(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
			(3) 地域生活支援の充実
			① 福祉施設から一般就労への移行者数
			② 福祉施設から一般就労へ移行した者の割合
			③ 就労定着支援事業所の利用率
	④ 就労定着支援事業所の就労定着率		
	3 障害福祉サービスの利用状況と見込量		(4) 相談支援体制の充実・強化等
			(5) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築
			(1) 訪問系サービス
			① 障がい者・障がい児の合算
			② 障がい児のみ
			(2) 日中活動系サービス（介護給付）
	(3) 日中活動系サービス（訓練等給付）		
	4 地域生活支援事業	(1) 必須事業	(4) 居住系サービス
(5) 相談支援（計画相談・地域相談支援）			
① 理解促進研修・啓発事業			
② 自発的活動支援事業			
③ 相談支援事業			
④ 成年後見制度利用支援事業			
⑤ 成年後見制度法人後見支援事業			
⑥ 意思疎通支援事業			
⑦ 日常生活用具給付等事業			
⑧ 手話奉仕員養成研修事業			
⑨ 移動支援事業			
⑩ 地域活動支援センター機能強化事業			
(2) 任意事業		① 日中一時支援事業	
		② 軽度生活援助事業	
	③ 社会参加促進事業		
	④ 地域移行のための安心生活支援事業		
	⑤ 障害者虐待防止対策支援事業		
	⑥ 発達障害児者及び家族等支援事業		
	⑦ 障害支援区分認定等事務（認定審査会）		
(3) 利用見込量確保の方策			
5 大洲市障がい者自立支援協議会			

第3章 障がい児福祉計画(第3期)	1 計画の基本的考え方	(1) 切れ目のない支援体制の構築
		(2) 地域支援体制の構築
		(3) 保育、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
		(4) 地域社会への参加・包容の推進
		(5) 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備
		(6) 障害児相談支援の提供体制の確保、関連機関との連携
	2 令和8年度までの成果目標	(1) 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置検討及び保育所等訪問支援の充実
		(2) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保
		(3) 医療的ケア児支援のための保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関の連携の充実
3 障がい児支援サービスの利用状況と見込量		

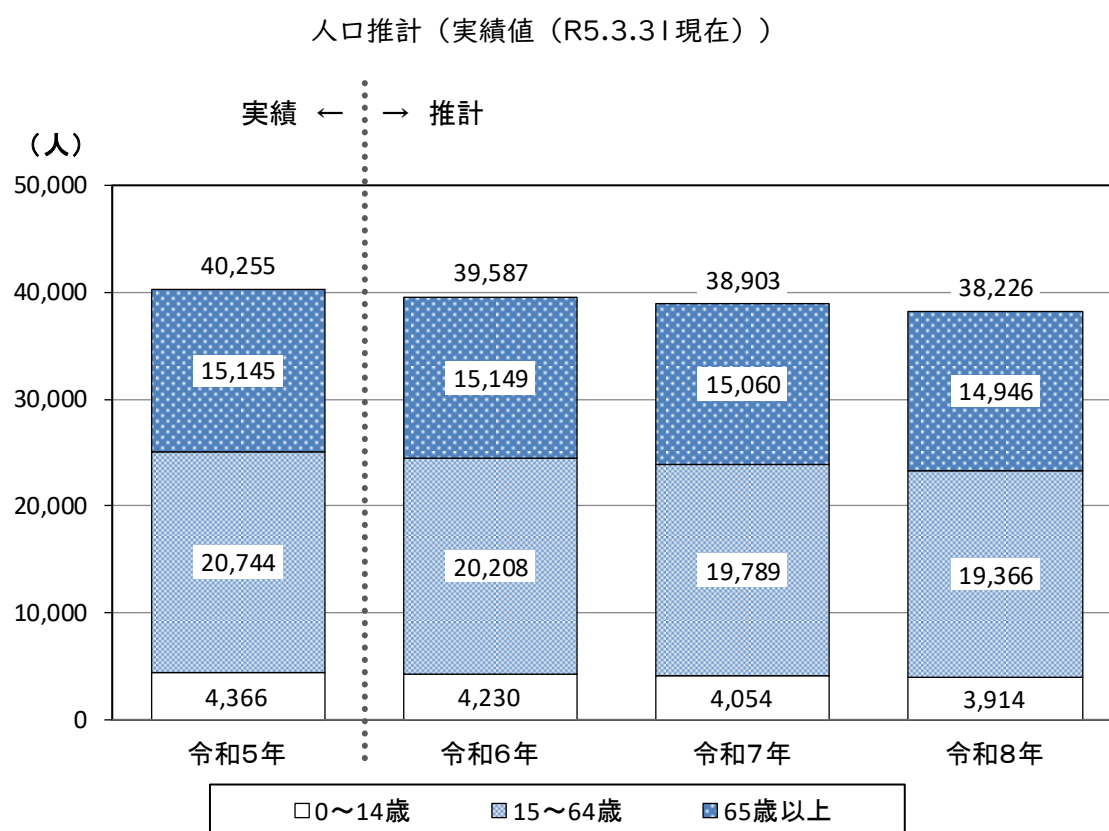
第4章 推進体制	1 連携・協力の確保	
	2 広報・啓発活動の推進	(1) 広報・啓発活動の推進
		(2) 障がい及び障がい者理解の促進
		(3) ボランティア活動等の推進
	3 計画の評価・管理	
4 情報提供		

## 第7章 障がい者等の推計

### 1 人口推計

人口推計は、令和3年から令和5年の各年3月末の住民基本台帳を用いて、コーホート変化率法により行いました。（コーホートとは、同年に出産した集団のことをいい、コーホート変化率法とは、性別・年齢別変化率等を用いて将来の人口予測を計算する方法です。）

人口推計によると、減少傾向で推移していき、令和5年との比較では、令和7年には38,903人（1,352人減少）、令和8年には38,226人（2,029人減少）になると推計されます。



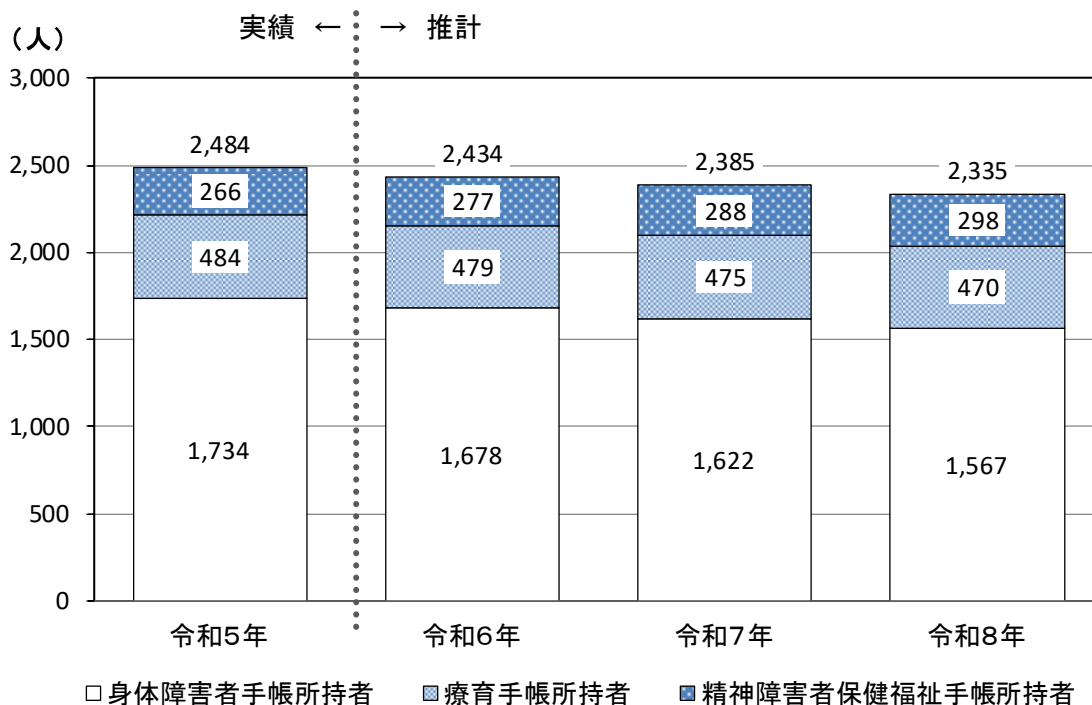
（単位：人）

	実績		推計	
	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
0～14歳	4,366	4,230	4,054	3,914
15～64歳	20,744	20,208	19,789	19,366
65歳以上	15,145	15,149	15,060	14,946
総人口	40,255	39,587	38,903	38,226

## 2 障がい者数の推計

障害者手帳の所持者数は、令和5年以降、精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向で推移し、身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者は減少傾向で推移していき、令和8年は、身体障害者手帳所持者が1,567人（167人減少）、療育手帳所持者が470人（14人減少）、精神障害者保健福祉手帳所持者が298人（32人増加）になると推計されます。

障がい者数の推計（各年3月31日現在）



(単位：人)

	実績		推計	
	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
身体障害者手帳所持者	1,734	1,678	1,622	1,567
療育手帳所持者	484	479	475	470
精神障害者保健福祉手帳所持者	266	277	288	298
合計	2,484	2,434	2,385	2,335



# 各論





## 第1章 障がい者計画の分野別施策

この計画は、国の障害者基本計画（第5次）における障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策である「分野別施策の基本的方向」に基づき、以下の10項目の分野別施策を推進します。

### I 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

#### 【基本的方向】

##### I 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

###### (1) 障がいを理由とする差別の解消の推進

- ① 差別解消に向けて着実に取組。事業者が適切に対応できるよう必要な支援
- ② ハード面でのバリアフリー化、情報の取得・利用・発信における利便性向上、職員に対する研修等環境の整備の施策の推進。
- ③ 障害者差別解消法の一層の浸透に向けた各種の広報・啓発活動を展開
- ④ 必要に応じて指導等。第三者による調停等の紛争解決援助
- ⑤ 医療観察法対象者に対する差別の解消

###### (2) 権利擁護の推進、虐待の防止

- ① 障がい者虐待の防止及び養護者に対する支援
- ② 成年後見制度の適切な利用の促進に向けた取組
- ③ 障がい者の権利擁護のための取組を支援
- ④ 相談・紛争解決等を実施する体制の充実等に向けた取組
- ⑤ 後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図る研修

#### (1) 障がいを理由とする差別の解消の推進

- ① 障害者差別解消法並びに同法に基づく基本方針、対応要領及び対応指針に基づき、障がいを理由とする不当な差別的取り扱いの禁止や、障がい者に対する必要かつ合理的な配慮（合理的配慮）の提供を徹底するなど、障がいを理由とする差別の解消に向けて着実に取組を進めるとともに、事業者が適切に対応できるよう必要な支援を行います。障がい者連絡協議会において、民間事業主も同法が義務化になる旨を告知しています。
- ② 障害者差別解消法及び同法に基づく基本方針に基づき、社会的障壁の除去の実施についての合理的配慮を的確に行うため、技術進歩の動向を踏まえつつ、ハード面でのバリアフリー化施策、情報の取得・利用・発信における利便性向上のための施策、職員に対する研修等の環境の整備の施策を着実に進めます。
- ③ 障害者差別解消法の意義や趣旨について市民の理解を深めるため、国、県、事業者、障がい者団体等の多様な主体との連携により、同法の一層の浸透に向けた各種の広報・啓発活動を展開します。
- ④ 雇用の分野における障がい者に対する差別の禁止及び合理的配慮の提供に係る相談・通報等があった場合は、必要に応じて指導等を行うとともに、当事者からの求めに応じ、第

三者による調停等の紛争解決援助を行います。

- ⑤ 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の対象者の社会復帰の促進を図るため、同法対象者に対する差別の解消を進めます。

## (2) 権利擁護の推進、虐待の防止

- ① 障害者虐待防止法に関する積極的な広報・啓発活動を行うとともに、同法の適切な運用を通じ、大洲市障がい者虐待防止センターにおいて、障がい者虐待の防止及び養護者に対する支援に取り組みます。
- ② 障がい者本人の自己決定の尊重と本人の保護の調和に留意しつつ、成年後見制度の適切な利用の促進に向けた取組を進めます。
- ③ 当事者等により実施される障がい者の権利擁護のための取組を支援します。
- ④ 障がい者に対する差別及びその他の権利侵害を防止し、その被害からの救済を図るため、相談・紛争解決等を実施する体制の充実等に取り組むとともに、その利用の促進を図ります。
- ⑤ 知的障がい又は精神障がい（発達障がいを含む。）により判断能力が不十分な者による成年後見制度の適正な利用を促進するため、必要な経費について助成を行うとともに、後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための研修を行います。市では、令和4年度から中核機関となる成年後見サポートセンターを立ち上げ、運営を社会福祉協議会に委託しています。

## 2 安全・安心な生活環境の整備

### 【基本的方向】

2 安全・安心な生活環境の整備
(1) 障がい者に配慮した住宅の確保 ① 市営住宅のバリアフリー化の改修を促進。公共賃貸住宅の供給を推進 ② 日常生活用具の給付及び住宅改修に対する支援 ③ グループホームの整備を促進。地域生活支援拠点等の整備 ④ 非常災害時における消防や近隣住民との連携を促進。建築基準法、消防法の基準に基づく防火安全体制の強化 ⑤ 住宅の改修、入居者負担の軽減等を実施。民間賃貸住宅等への円滑な入居
(2) 移動しやすい環境の整備等 ① 公共交通機関のバリアフリー化を推進 ② 障がい者の特性に配慮した案内表示や情報提供の充実を推進 ③ 福祉タクシー車両等の普及促進
(3) 利便性に配慮した施設、製品等の普及促進 ① 建築物移動等円滑化基準に適合するバリアフリー化を促進 ② 新築・改修等を通じて、バリアフリー化を推進 ③ 安全・安心に利用できるよう整備 ④ 障がい者の利用に配慮した製品、設備等の普及
(4) 障がい者に配慮したまちづくりの総合的な推進 ① 高齢者、障がい者等の社会参画の拡大の推進。地域連携の強化。ハード・ソフト一体となった取組の推進 ② 障がい者が安心・快適に暮らせるまちづくりを推進 ③ 公共交通機関等のバリアフリー化と連携。幅の広い歩道の整備や歩道の段差・傾斜・勾配の改善、無電柱化、視覚障がい者誘導用ブロックの整備等を推進。歩道や交通安全施設の整備。全ての人に優しい道づくりを推進

#### (1) 障がい者に配慮した住宅の確保

- ① 市営住宅を新たに整備する際にはバリアフリー対応を原則とするとともに、既存の市営住宅のバリアフリー化の改修を促進し、障がい者向けの公共賃貸住宅の供給を推進します。
- ② 障がい者の日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具の給付及び住宅改修に対する支援を行います。
- ③ 障がい者が日常生活上の相談援助等を受けながら共同生活を行うグループホームの整備を促進するとともに、重度障がい者にも対応した体制の充実を図ります。また、地域で生活する障がい者の支援の拠点となる地域生活支援拠点等の整備を図ります。こうした取組とあわせて、精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築を進めます。

- ④ グループホームに入居する障がい者が安心して生活ができるよう、非常災害時における消防や近隣住民との連携を促進するとともに、施設の耐震化やスプリンクラー等の設置については社会福祉施設等施設整備費国庫補助金の活用を促し、建築基準法、消防法の基準に基づく防火安全体制の強化を図ります。
- ⑤ 民間賃貸住宅の空き室及び空き家の活用や、入居者負担の軽減等を実施することにより、民間賃貸住宅等への円滑な入居を促進します。

## (2) 移動しやすい環境の整備等

- ① 駅等の旅客施設における段差解消やスロープ、視覚障がい者誘導用ブロックの設置、ホームドア等の転落防止設備の導入、障がい者の利用に配慮した車両の整備のより一層の促進等とあわせて、人的な対応の充実を図ることで、公共交通機関のバリアフリー化を推進します。平成30年度には運行事業者に対する補助により、市内循環バス車両として乗降しやすいノンステップバス2台を導入しました。
- ② 公共交通機関の旅客施設等において、障がい者の特性に配慮した案内表示や情報提供の充実を推進します。令和6年度以降に観光施設の公共交通案内板や時刻表等にピクトグラム表示等の案内改善を実施予定しています。
- ③ 障がい者に対し個別的な輸送を提供するため、支援制度の活用等により福祉タクシー車両等の普及促進を図ります。国土交通省の補助制度「地域公共交通バリア解消促進等事業」を活用するために必要な生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）を令和3年度大洲市公共交通活性化協議会で策定し、同制度を活用して市内2事業者に福祉タクシー車両計2台を導入しました。

## (3) 利便性に配慮した施設、製品等の普及促進

- ① バリアフリー法に基づき、不特定多数の者や、主として高齢者、障がい者が利用する一定の公共的施設等建築物の新築時等には、建築物移動等円滑化基準に適合するバリアフリー化を促進します。
- ② 市有建築物については、新築・改修等を通じて、バリアフリー化を推進します。
- ③ 市道や特定公園施設については、「大洲市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例」や「大洲市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例」に基づき、安全・安心に利用できるよう整備します。
- ④ 日常生活製品等のユニバーサルデザイン化に関し、障がい者の利用に配慮した製品、設備等の普及に向けて、啓発に努めます。

## (4) 障がい者に配慮したまちづくりの総合的な推進

- ① バリアフリー法及び関連施策の在り方について、高齢者、障がい者等の社会参画の拡大の推進、バリアフリーのまちづくりに向けた地域連携の強化及びハード・ソフト一体となった取組の推進という3つの視点に留意して必要な見直しを行います。
- ② 福祉・医療施設の適正かつ計画的な立地の推進等により、障がい者が安心・快適に暮らせるまちづくりを推進します。
- ③ バリアフリー新法や愛媛県の「人にやさしいまちづくり条例」などに基づき、市街地を通る主要な道路において、公共交通機関等のバリアフリー化と連携しつつ、幅の広い歩道の整備や歩道の段差・傾斜・勾配の改善、無電柱化、視覚障がい者誘導用ブロックの整備

等を推進します。また、見やすく分かりやすい道路標識等の整備を推進する等、歩道や交通安全施設の整備を図り、安全な歩行者空間をつくり、障がいの有無にかかわらず、全ての人に優しい道づくりを推進します。

### 3 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

#### 【基本的方向】

3 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	
	<p>(1) 情報アクセシビリティの向上</p> <p>① 点字版及び音声テープ・CD版の「広報大洲」等の提供</p> <p>② 障がい者のICT（情報通信技術）の向上</p>
	<p>(2) 情報提供の充実等</p> <p>① 利便性に配慮された電子出版の普及に向けた取組。</p> <p>② 字幕入り映像ライブラリーの活用の促進。ICTの発展に伴うニーズの変化も踏まえつつ、その整備を促進</p>
	<p>(3) 意思疎通支援の充実</p> <p>① 人材の育成・確保</p> <p>② 日常生活用具の給付又は貸与</p> <p>③ 絵記号等の普及及び理解の促進</p>
	<p>(4) 行政情報の利便性の向上</p> <p>① ホームページ等の利便性の向上等に向けた取組を推進</p> <p>② 障がい特性に配慮した情報伝達の体制の整備を促進</p> <p>③ 知的障がい者等にも分かりやすい情報の提供</p>

#### (1) 情報アクセシビリティの向上

- ① 視覚障がい者に対し、点字版及び音声テープ・CD版の「広報大洲」や「議会だより」等を提供します。
- ② 愛媛県障がい者ICTサポートセンター等を活用し、障がい者のICTの向上を図ります。

## (2) 情報提供の充実等

- ① 視覚障がい者に対し、点字版及び音声テープ・CD版の「広報大洲」や「議会だより」等を提供します。また、利便性に配慮された電子出版の普及に向けた取組を進めるとともに、教育における活用を図ります。
- ② 聴覚障がい者に対し、愛媛県視聴覚福祉センターが行う字幕入り映像ライブラリーの活用の促進を図ります。また、手話通訳者や要約筆記者の派遣、相談等を行う聴覚障がい者情報提供施設について、ICTの発展に伴うニーズの変化も踏まえつつ、その整備を促進します。

## (3) 意思疎通支援の充実

- ① 障がいのため意思疎通を図ることに支障がある障がい者に対して、手話通訳者、要約筆記者を派遣したり、市役所社会福祉課窓口到手話通訳者を配置し支援するほか、手話奉仕員等の養成研修の実施により人材の育成・確保を図り、コミュニケーション支援を行います。
- ② 情報やコミュニケーションに関する支援機器を必要とする障がい者に対する日常生活用具の給付又は貸与を行います。
- ③ 意思疎通に困難を抱える人が自分の意思や要求を的確に伝え、正しく理解してもらうことを支援するための絵記号等の普及及び理解の促進を図ります。

## (4) 行政情報の利便性の向上

- ① 障がい者を含む全ての人の利用しやすさに配慮した、行政情報の電子的提供の充実に努めるとともに、各関係機関におけるホームページ等の利便性の向上等に向けた取組を推進します。
- ② 災害発生時、又は災害が発生するおそれがある場合に障がい者に対して適切に情報を伝達できるよう、民間事業者等の協力を得つつ、障がい特性に配慮した情報伝達の体制の整備を促進します。
- ③ 障がい者や障がい者施策に関する情報提供及び緊急時における情報提供等を行う際には、知的障がい者等にも分かりやすい情報の提供に努めます。

## 4 防災、防犯等の推進

### 【基本的方向】

#### 4 防災、防犯等の推進

##### (1) 防災対策の推進

- ① 災害に強い地域づくりを推進
- ② ハード・ソフト一体となった土砂災害対策を重点的に推進
- ③ 障がい特性に配慮した情報伝達の体制の整備を推進
- ④ 障がい者に対する適切な避難支援及び必要な体制整備を推進
- ⑤ 避難所、応急仮設住宅等のバリアフリー化及び必要な体制整備を推進
- ⑥ 障がい者支援施設・医療機関等との連携
- ⑦ FAX 等による通報を可能とする体制の充実
- ⑧ 避難確保計画の作成及び訓練の実施を促進

##### (2) 防犯対策の推進

- ① 緊急時の連絡体制の充実
- ② 犯罪被害の防止及び早期発見
- ③ 防犯に係る安全確保のための施設整備や防犯に係る職員の対応に関する点検等の取組を促進

##### (3) 消費者トラブルの防止及び被害からの救済

- ① 障がい者の消費者トラブルの防止及び被害からの救済
- ② 障がい者の消費者トラブルの防止及び早期発見
- ③ 障がい者等に対する消費者教育を推進

#### (1) 防災対策の推進

- ① 障がい者や福祉関係者等の参加及び防災関係部局と福祉関係部局の連携の下での防災訓練の実施等に取り組み、災害に強い地域づくりを推進します。福祉施設に対しては、毎年シェイクアウトえひめ(愛媛県民地震防災訓練)への参加協力を依頼しています。また、浸水想定区域・土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に対して避難訓練の実施についても依頼しています。
- ② 自力避難の困難な障がい者等が利用する要配慮者利用施設が立地する土砂災害のおそれのある箇所において、砂防堰堤等の施設整備等及び危険な区域の明示等のハード・ソフト一体となった土砂災害対策を重点的に推進します。
- ③ 災害発生時、又は災害が発生するおそれがある場合に障がい者に対して適切に情報を伝達できるよう、民間事業者等の協力を得つつ、障がい特性に配慮した情報伝達の体制の整備を推進します。
- ④ 災害発生時、又は災害が発生するおそれがある場合に避難行動要支援者名簿等を活用した障がい者に対する適切な避難支援や、その後の安否確認を行うことができるよう、必要な体制整備を推進します。消防署・消防団・警察署・社会福祉協議会・民生児童委員・自主防災組織に対しては、申請に基づき名簿を提供しています。また、令和4年3月に要綱を改正し、前記組織に対し名簿と併せ個別避難計画を提供しました。

- ⑤ 避難所、応急仮設住宅等のバリアフリー化を推進するとともに、避難所等において障がい者が、必要な物資を含め、障がい特性に応じた支援を得ることができるよう、必要な体制の整備を推進します。現在、21施設を指定福祉避難所として指定しています。（令和5年9月現在）
- ⑥ 災害発生後にも継続して福祉・医療サービスを提供することができるよう、障がい者支援施設・医療機関等との連携を図ります。具体的には、医療機関、自治体、消防署等で構成する大洲・喜多災害医療担当者打合せ会、また、八幡浜・大洲圏域災害医療対策会議に参加し、意見交換・協議を行います。
- ⑦ 火事や救急時におけるFAX等による通報を可能とする体制の充実を図ります。
- ⑧ 水害・土砂災害時に要配慮者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び訓練の実施を促進します。

## （2）防犯対策の推進

- ① 在宅の障がい者等に対して、愛媛県警察の障がい者用メール110番やFAX110番の利用を周知することにより、緊急時の連絡体制の充実を図ります。
- ② 警察と地域の障がい者団体、福祉施設等との連携により、犯罪被害の防止及び早期発見に努めます。
- ③ 平成28年7月に発生した障がい者支援施設における殺傷事件を踏まえ、障がい者支援施設等を利用する障がい者が安心して生活できるように、防犯に係る安全確保のための施設整備や防犯に係る職員の対応に関する点検等の取組を促進するとともに、関係機関や地域住民等と連携し安全確保体制の構築を図ります。

## （3）消費者トラブルの防止及び被害からの救済

- ① 消費者トラブルに関する情報の収集・発信を行い、障がい者の消費者トラブルの防止を図るとともに、相談時には必要な情報提供を行うなど、消費者トラブル被害からの救済を図ります。市広報やホームページにおいて、国民生活センターより提供される消費者トラブルの情報を発信しています。
- ② 福祉関係団体等と連携し、障がい者の消費者トラブルの防止及び早期発見に取り組みます。令和4年度には、消費者安全確保地域協議会を設置し、福祉関係団体等との連携強化を図っています。



## 5 行政等における配慮の充実

### 【基本的方向】

5 行政等における配慮の充実
(1) 司法手続等における配慮等 ① 障がい者の意思疎通等に関して適切な配慮 ② 再犯防止の観点からの社会復帰支援の充実
(2) 選挙における配慮 ① 障がいの特性に応じた選挙に関する情報の提供 ② 投票環境の向上。代理投票の適切な実施等の取組 ③ 不在者投票の適切な実施の促進。投票機会の確保
(3) 市職員等の障がい者理解の促進等 ① 合理的配慮を的確に行うために必要な環境の整備等 ② 利便性に配慮した情報提供

#### (1) 司法手続等における配慮等

- ① 被疑者あるいは被告人となった障がい者がその権利を円滑に行使することができるよう、刑事事件における手続の運用において、障がい者の意思疎通等に関して適切な配慮を行います。
- ② 弁護士、弁護士会、日本弁護士連合会、日本司法支援センター（法テラス）等の連携の下、罪を犯した知的障がい者等の社会復帰の障がいとなり得る法的紛争の解決等に必要な支援を行うなど、再犯防止の観点からの社会復帰支援の充実を図ります。

#### (2) 選挙における配慮

- ① 点字による候補者情報の提供等、障がいの特性に応じた選挙に関する情報の提供に努めます。今後は、投票所においてコミュニケーションボードの設置を検討しています。
- ② 移動に困難を抱える障がい者等に配慮した投票所のバリアフリー化や投票設備の設置等、投票所における投票環境の向上に努めるとともに、障がい者等が自らの意思に基づき円滑に投票できるよう代理投票の適切な実施等の取組を促進します。具体的には、投票所へのスロープ設置や、人的補助により環境の向上に努めています。代理投票については、秘密の保持・意思の確認など事務従事者へ説明を行っています。
- ③ 指定病院等における不在者投票、郵便等による不在者投票の適切な実施の促進により、選挙の公正を確保しつつ、投票所での投票が困難な障がい者の投票機会の確保に努めます。不在者投票制度については、ホームページに掲載しているほか、市内 21 の病院等不在者投票施設に対し、適切な実施のため選挙ごとに説明会を開催しています。

#### (3) 市職員等の障がい者理解の促進等

- ① 事務・事業の実施に当たっては、障害者差別解消法施行に伴い、平成 28 年 4 月に策定した障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領及び障がいのある方への対応

のしおりに基づき、障がい者が必要とする社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を行うとともに、ソフト・ハードの両面にわたり、合理的配慮を的確に行うために必要な環境の整備等を着実に進めます。

② 行政情報の提供等に当たっては、利便性に配慮した情報提供に努めます。

## 6 保健・医療の推進

### 【基本的方向】

6 保健・医療の推進
<p>(1) 精神保健・医療の適切な提供等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 訪問系サービスの充実や地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の利用促進</li> <li>② 心の健康づくり対策を推進。精神疾患の早期発見の機会の確保・充実</li> <li>③ 多様な相談体制の構築</li> <li>④ 精神保健医療の提供</li> <li>⑤ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築</li> <li>⑥ 退院後の支援に係る取組</li> </ul>
<p>(2) 保健・医療の充実等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 地域医療体制等の充実。障がいの重度化・重複化の予防及びその対応</li> <li>② 医療費の助成</li> </ul>
<p>(3) 保健・医療を支える人材の育成・確保 職員の技術の向上。保健・医療・福祉事業従事者間の連携</p>
<p>(4) 難病に関する保健・医療施策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 生活の質の向上</li> <li>② 様々なニーズに対応した相談や支援</li> <li>③ 地域の実情に応じた相談支援等の充実</li> <li>④ 難病等の特性（病状の変化や進行、福祉ニーズ等）に配慮</li> </ul>
<p>(5) 障がいの原因となる疾病等の予防・治療</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 疾病等の早期発見及び治療、早期療養</li> <li>② 健康の増進、医療連携体制の推進、健康診査・保健指導の実施等</li> <li>③ 予防や治療に関する正しい知識の普及</li> </ul>

#### (1) 精神保健・医療の適切な提供等

- ① 精神障がい者への医療の提供・支援を可能な限り地域において行うとともに、入院中の精神障がい者の早期退院（入院期間の短縮）及び地域移行を推進するため、居宅介護など訪問系サービスの充実や地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の利用促進を図ります。推進に向けて専門部会（地域移行部会）や精神保健福祉連絡会等において地域課題の協議や研修会等を実施しています。
- ② 学校、職域及び地域における心の健康に関する相談、カウンセリング等の機会の充実により、市民の心の健康づくり対策を推進するとともに、精神疾患の早期発見の機会の確保・充実を図ります。
- ③ 精神障がい者及び家族のニーズに対応した多様な相談体制の構築を図るとともに、当事者組織や家族会等からの相談や支援を行います。
- ④ 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に基づき、同法対象者に対する精神保健医療の提供に努めます。
- ⑤ 精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。
- ⑥ 精神障がい者の地域への円滑な移行・定着を進められるよう、精神障がい者の退院後の支援に係る取組を行います。取組においては、専門部会（地域移行部会）や精神保健福祉連絡会等で地域課題の協議や研修会等を実施しています。

#### (2) 保健・医療の充実等

- ① 障がい者が身近な地域で必要な医療やリハビリテーションを受けられるよう、地域医療体制等の充実に努めます。その際、特に、高齢化等による障がいの重度化・重複化の予防及びその対応に留意します。
- ② 障害者総合支援法に基づき、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な身体の障がいを軽減又は除去するための医療について、医療費の助成を行います。

#### (3) 保健・医療を支える人材の育成・確保

地域において相談等を行う職員の技術の向上を図るとともに、地域の保健・医療・福祉事業従事者間の連携を図ります。

#### (4) 難病に関する保健・医療施策の推進

- ① 難病患者に対し、総合的な相談・支援をするとともに、在宅療養上の適切な支援を行うことにより、安定した療養生活の確保と難病患者及びその家族の生活の質の向上を図ります。
- ② 難病患者及び家族の安定した療養生活の確保と生活の質の向上を図るために、要支援難病患者等に対して様々なニーズに対応した相談や支援を行います。
- ③ 幼少期から慢性疾病に罹患しているため、学校生活での教育や社会性のかん養に遅れがみられ、自立を阻害している児童等に対して、地域の実情に応じた相談支援等の充実を図る必要があります。そのため、必要に応じ相談や訪問を行うとともに、県の「小児慢性特定疾病児童等自立支援事業」を周知するなど、対象児の自立促進の支援に努めます。
- ④ 難病患者等に対する障害福祉サービス等の提供に当たっては、難病等の特性（病状の変化や進行、福祉ニーズ等）に配慮します。

(5) 障がいの原因となる疾病等の予防・治療

- ① 妊産婦健康診査、乳幼児に対する健康診査及び児童に対する健康診断、保健指導の適切な実施、周産期医療・小児医療体制の充実等に努めるとともに、これらの機会の活用により、疾病等の早期発見及び治療、早期療養を図ります。令和4年度からは、3歳児健診時にS V S機器※を活用した屈折検査を導入することで、視力検査の実施体制を強化し治療が必要となる幼児の早期発見・早期治療に向けた取組を行っています。また、令和3年度に「子育て世代包括支援センター」を保健センター内に設置し、障がいのある、又は疑いのある妊産婦や、育てにくさのある乳幼児への育児支援を強化、関係機関と情報共有できる体制づくりを行っています。
- ② 糖尿病等の生活習慣病を予防するとともに、合併症の発症や症状の進展等を予防するため、栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣の改善による健康の増進、医療連携体制の推進、健康診査・保健指導の実施等に取り組みます。市民に対して健康状態の評価及び疾患の予防をするための生活習慣を見直すことを目的に健診と早期発見早期治療を目的としたがん検診を実施しています。
- ③ 障がいの原因となる精神疾患、難病、外傷等について、市民等に対して、その予防や治療に関する正しい知識の普及を図ります。また、自殺予防対策として、①人材育成としてのゲートキーパー養成講座を実施。②若年層への取り組みとして、成人式対象者、39歳以下健診受診者、乳幼児健診受診者の保護者に、メンタルヘルスケアのリーフレットやこころの相談窓口のチラシ配布。③心の健康づくり講演会の開催。④その他として「あなたのお元気ですか？」のチラシ全世帯配布を実施しています。令和2年度からは、大洲図書館において「こころの健康に関するコーナー」を1か月間設置しています。

※弱視の危険因子となる斜視および屈折異常をスクリーニングする機器

## 7 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

### 【基本的方向】

#### 7 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

##### (1) 意思決定支援の推進

- ① 必要な支援等が行われることを推進。成年後見制度の適切な利用の促進
- ② 必要な経費について助成。人材の育成及び活用を図るための研修

##### (2) 相談支援体制の構築

- ① 総合的な相談支援の充実
- ② 当事者の支援の必要性に応じた適切な支給決定
- ③ 関係機関との連携の緊密化
- ④ 必要な経費の助成
- ⑤ 障がい者及び障がい児並びにその家族に対する相談支援。地域療育及び地域生活支援体制の充実
- ⑥ 個別相談・指導及び適切なフォローの実施
- ⑦ 相談支援や関係機関との連携・調整等。情報発信の充実
- ⑧ 難病患者の様々なニーズに対応したきめ細やかな相談等の支援
- ⑨ 障がい者虐待の防止及び養護者に対する相談等の支援
- ⑩ 相談業務の質の向上。ネットワークの形成及びその活用を推進
- ⑪ 障がい者の家庭や家族を支援。相談活動の充実。当事者による相談活動の拡充

##### (3) 地域移行支援、在宅サービス等の充実

- ① 在宅サービスの量的・質的充実
- ② 医療的ケアを含む支援の充実。社会資源の整備
- ③ 身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を提供
- ④ 地域生活支援事業の充実
- ⑤ 居住支援、サービスの提供体制の確保及び専門的ケアの支援を行う機能を強化
- ⑥ 入所者の地域生活移行支援や地域で生活する障がい者の支援を推進。グループホームの整備を促進
- ⑦ 障がい者の地域生活への移行を推進
- ⑧ 「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築

##### (4) 障がいのある子どもに対する支援の充実

- ① 「優先利用」の対象として周知するなど必要な支援
- ② 障がい児の保育所での受入を促進
- ③ 療育方法等に関する情報提供やカウンセリング等の支援
- ④ 発達障がいの診療・支援ができる医師等の情報収集
- ⑤ 適切な支援を提供、保健・医療・福祉等の関係機関の連携促進
- ⑥ 障がい児の家庭や家族を支援、在宅支援の充実
- ⑦ 専門的機能の強化、体制整備の検討

(5) 障害福祉サービスの質の向上等

- ① サービス等を提供する者等への必要な指導・助言
- ② サービス提供事業者に対する適切な苦情解決の推進、第三者評価の適切な実施。障害福祉サービス等情報公開制度の活用。
- ③ 意思決定についての必要な支援等。成年後見制度の適切な利用の促進に向けた取組
- ④ 障害福祉サービス等を提供するための体制づくり
- ⑤ 適切な支給決定
- ⑥ 難病等の特性（病状の変化や進行、福祉ニーズ等）に配慮
- ⑦ 障害福祉サービスのさらなる充実等を図るための方策

(6) 福祉用具の利用支援等

- ① 福祉用具に関する情報提供
- ② 身体障がい者補助犬に関する広報・啓発

(1) 意思決定支援の推進

- ① 自ら意思を決定することが困難な障がい者が障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、本人の自己決定を尊重する観点から、意思決定の支援に配慮しつつ、必要な支援等が行われることを推進します。また、成年後見制度の適切な利用の促進に向けた取組を進めます。
- ② 知的障がい又は精神障がい（発達障がいを含む。）により判断能力が不十分な者による成年後見制度の適正な利用を促進するため、必要な経費について助成を行うとともに、後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための研修を行います。本市では、令和4年度から中核機関となる成年後見サポートセンターを立ち上げ、運営を社会福祉協議会に委託しています。

(2) 相談支援体制の構築

- ① 障がい者が自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることができる体制を構築するため、様々な障がい種別に対応し、総合的な相談支援の充実をめめます。現在、基幹相談支援および市民に身近な相談支援事業所（4箇所）において、専門性を活かした相談支援を実施しています。
- ② 各々の障がい者の心身の状況、サービス利用の意向、家族の状況等を踏まえたサービス等利用計画案の作成の促進等、当事者の支援の必要性に応じた適切な支給決定に努めます。
- ③ 本市が業務委託している相談支援事業所（4事業所）を中心に、関係機関との連携の緊密化を図るとともに、大洲市障がい者自立支援協議会においても地域課題について協議を行い、支援の充実を図ります。令和5年度より障がい者自立支援協議会の専門部会に相談支援部会を追加し、4相談支援事業所との連携や地域課題等について協議する場としています。
- ④ 知的障がい又は精神障がいにより判断能力が不十分な者に対する成年後見制度の適正な利用を促進するため、身寄りがない者について市長申し立てを行うとともに、必要な経費

を助成します。

- ⑤ 愛媛県立子ども療育センターや愛媛県発達障害者支援センター「あい・ゆう」をはじめ、地域の医療、保健、福祉、教育、雇用等の関係機関と連携して、障がい者及び障がい児並びにその家族に対して相談支援を行うとともに、地域療育及び地域生活支援体制の充実を図ります。令和5年度よりこども発達支援室と連携し、ペアレントプログラム等を実施しています（地域生活支援事業）。
- ⑥ 発達の気になる子どもについて、保健センター等において、乳幼児期の相談の場を確保し、心理相談員、保健師、保育士による個別相談・指導を行うとともに、適切なフォローに努めます。
- ⑦ 交通事故や病気などが原因で脳への損傷に伴う後遺症により、記憶、注意、遂行機能、社会的行動などの認知機能（高次脳機能）が低下する高次脳機能障害についての相談支援や関係機関との連携・調整等を行います。また、高次脳機能障害に関する情報発信の充実を図ります。
- ⑧ 難病患者の日常生活上での悩みや不安等の解消を図るため、要支援難病患者等に対して訪問や電話による、難病患者の様々なニーズに対応したきめ細やかな相談等の支援を行います。
- ⑨ 障害者虐待防止法に関する積極的な広報・啓発活動を行うとともに、大洲市障がい者虐待防止センターにおいて同法の適切な運用を通じ、障がい者虐待の防止及び養護者に対する相談等の支援を行います。
- ⑩ 相談支援に従事する職員に対する研修等の実施により、相談業務の質の向上を図るとともに、児童相談所、更生相談所、保健所等の関係機関間のネットワークの形成及びその活用を推進し、障がい者が身近な地域で相談ができるよう関係機関との連携を図ります。
- ⑪ 情報提供や相談支援等により、障がい者の家庭や家族を支援するとともに、相談支援に従事する職員による相談活動の充実を図ります。また、ピアカウンセリング等の障がい者同士が行う援助として有効かつ重要な手段である当事者による相談活動の拡充を図ります。保健センターでは、精神障がい者家族教室や当事者の集いへ参加し、情報提供や相談支援等を実施しています。

### (3) 地域移行支援、在宅サービス等の充実

- ① 障がい者が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、個々の障がい者のニーズ及び実態に応じて、在宅の障がい者に対する日常生活又は社会生活を営む上での、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護等の支援を行うとともに、短期入所及び日中活動の場の確保等により、在宅サービスの量的・質的充実を図ります。
- ② 常時介護を必要とする障がい者が、自らが選択する地域で生活できるよう、日中及び夜間における医療的ケアを含む支援の充実を図るとともに、体調の変化等に応じて一時的に利用することができる社会資源の整備に努めます。
- ③ 自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練（機能訓練及び生活訓練）を提供します。
- ④ 外出のための移動支援、日中一時支援、創作的活動や生産活動、地域活動支援センター等の地域生活支援事業の充実を図ります。
- ⑤ 地域で生活する障がい者の支援を進めるために、地域生活支援拠点等の整備を図り、障

がいの重度化・高齢化にも対応できるよう、居住支援、サービスの提供体制の確保及び専門的ケアの支援を行う機能を強化します。

- ⑥ 障がい者支援施設においては、入所者の地域生活移行支援や地域で生活する障がい者の支援を推進し、また、障がい者の地域における居住の場の一つとして、グループホームの整備を促進するとともに、重度障がい者にも対応した体制の充実を図ります。
- ⑦ 障がい者の一人暮らしを支える新たなサービスである自立生活援助を導入することにより、障がい者の地域生活への移行を推進します。
- ⑧ 精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築を進めます。

#### (4) 障がいのある子どもに対する支援の充実

- ① 障がい児やその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象として、身近な地域において、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく給付、その他の支援を可能な限り講じるとともに、障がい児が円滑に同法に基づく教育・保育等を利用できるようにするために「優先利用」の対象とするなど必要な支援を行います。
- ② 障がい児を受け入れる保育所等の施設・設備の充実、障がい児保育を担当する職員の確保や専門性向上を図るための研修の実施等により、障がい児の受け入れに努めます。
- ③ 障がい児の発達を支援する観点から、障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を地域の身近な場所で提供する体制の構築を図り、療育方法等に関する情報提供やカウンセリング等の支援を行います。保健センターやこども発達支援室、相談支援事業所等と連携しながら支援を実施しています。
- ④ 発達障がいの早期発見、早期支援の重要性にかんがみ、発達障がいの診療・支援ができる医師等の情報収集に努めます。
- ⑤ 障がい児が身近な地域で必要な支援を受けられるよう、指導訓練等の支援を行う児童発達支援等や居宅介護、短期入所、障がい児を一時的に預かって見守る日中一時支援等を提供します。また、障がい児の発達段階に応じて、保育所等訪問支援及び放課後等デイサービス等の適切な支援を提供します。さらに、医療的ケアが必要な障がい児については、地域において包括的な支援が受けられるように、保健・医療・福祉等の関係機関の連携促進に努めます。
- ⑥ 情報提供や相談支援等により、障がい児の家庭や家族を支援するとともに、在宅で生活する重度心身障がい児（者）について、短期入所や居宅介護、児童発達支援等により在宅支援の充実に努めます。
- ⑦ 児童発達支援センター及び障害児入所施設について、障がいの重度化・重複化や多様化を踏まえ、その専門的機能の強化を図るとともに、これらの機関を地域における中核的支援施設と位置づけ、地域や障がい児の多様なニーズに対応する療育機関としての役割を担うため、必要な体制整備に努めます。

#### (5) 障害福祉サービスの質の向上等

- ① 障害福祉サービス又は相談支援が円滑に実施されるよう、これらのサービス等を提供する者又はこれらの者に対し、必要な指導・助言を行います。
- ② 障害福祉サービス等の質の向上を図るため、障害福祉サービス等を提供する事業者に対する適切な苦情解決の推進、事業者に対する第三者評価の適切な実施及び評価結果の公表



の促進等に努めます。また、障害福祉サービス等情報公表制度の活用により、障害福祉サービス等を利用する障がい者等が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上を図ります。

- ③ 知的障がい者又は精神障がい者が障害福祉サービスを適切に利用できるよう、本人の自己決定を尊重しつつ、意思決定についての必要な支援等を行います。また、成年後見制度の適切な利用の促進に向けた取組を進めます。
- ④ 大洲市障がい福祉計画の策定及び管理に当たっては、国の基本指針を参考に、本市の実情を踏まえながら、障害福祉サービス等を提供するための体制について計画的に取り組みます。
- ⑤ 長時間サービスを必要とする重度訪問介護利用者等に対して、国及び県との連携のもと適切な支給決定を行います。
- ⑥ 難病患者等に対する障害福祉サービス等の提供に当たっては、難病等の特性（病状の変化や進行、福祉ニーズ等）に配慮します。
- ⑦ 障がい福祉計画や障がい児福祉計画に基づく業務の実施状況等を踏まえながら、障がい者の生活ニーズを踏まえた障害福祉サービスのさらなる充実等を図るための方策について、継続的な検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じます。令和5年度より重度心身障がい者の訪問入浴サービス、在宅医療機器使用者への非常用電源等の補助を実施しています。

#### (6) 福祉用具の利用支援等

- ① 補装具・日常生活用具の給付等により、身体障がい者等の日常生活の利便性の向上を図るとともに、福祉用具に関する情報提供などにより、その普及を促進します。
- ② 身体障がい者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）を使用する身体障がい者の施設等の利用の円滑化を図るため、広報・啓発に努めます。

## 8 教育の振興

### 【基本的方向】

8 教育の振興
(1) インクルーシブ教育システムの推進 ① 「学びの場」を変更できることについて、関係者へ周知 ② 障がいのある児童生徒に対する合理的配慮 ③ 「多様な学びの場」の充実 ④ 多様なニーズに応じた支援を提供 ⑤ 早期からの教育相談・就学相談の実施 ⑥ 個別の教育支援計画の策定・活用 ⑦ 専門性の向上 ⑧ キャリア教育や就労支援の充実
(2) 教育環境の整備 ① 教育環境の整備 ② 学校施設のバリアフリー化を推進 ③ 中核的支援機関の整備を推進 ④ 専門性のある指導体制の確保

#### (1) インクルーシブ教育※システムの推進

- ① 障がいの有無によって分け隔てられることなく、市民が相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現に向け、本人・保護者に対する十分な情報提供の下、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とし、最終的に市教育委員会が就学先を決定することが適当とされています。また、障がいのある児童生徒の発達程度、適応の状況等に応じて、柔軟に「学びの場」を変更できることについて、関係者へ周知します。
- ② 障がいのある児童生徒に対する合理的配慮については、児童生徒一人ひとりの障がいの状態や教育的ニーズ等に応じて設置者・学校と本人・保護者間で可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供するよう努めます。
- ③ 障がいの有無にかかわらず、可能な限り共に教育を受けられるような条件整備に努めるとともに、合理的配慮を含む必要な支援を受けながら、同じ場でともに学ぶことを追求の上、個別の教育的ニーズのある子どもに対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応えた指導を提供できるよう、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校という連続性のある「多様な学びの場」の充実を図ります。

※インクルーシブ教育：

あらゆる人が孤立や排除されたりしないよう援護し、地域社会の構成員として、地域社会への参加と包容を目指し、障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に学び、共に育成ができるように、最初から分けずに包みこもうという概念に立った教育。

- ④ 学校長のリーダーシップの下、特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制を確立するとともに、特別支援教育巡回相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家及び特別支援教育支援員の活用を図ることで、学校が組織として、障がいのある児童生徒の多様なニーズに応じた支援を提供できるよう促します。また、障がいのある児童生徒本人だけでなく、家族支援も行います。
- ⑤ 発達障がいなどを早期に発見し適切な支援につなげるため、医療、保健、福祉等との連携の下、乳幼児期を含め早期からの教育相談・就学相談の実施を推進します。
- ⑥ 障がい者が就学前から卒業後まで切れ目ない指導・支援を受けられるよう、子どもの成長記録や指導内容等に関する情報を、情報の取り扱いに留意しながら、必要に応じて関係機関の間で共有・活用するとともに、保護者の参画を得つつ、医療、保健、福祉、労働等の連携の下、個別の教育支援計画の策定・活用を促します。
- ⑦ 障がいのある児童生徒への支援に関する先進的な事例の収集を行うとともに関係者に対して情報提供や研修会を開催し、専門性の向上を図ります。
- ⑧ 福祉、労働分野等との連携の下、障がいのある児童生徒のキャリア教育や就労支援の充実を図ります。

## (2) 教育環境の整備

- ① 障がいのある児童生徒一人ひとりの障がいの状態や教育的ニーズに応じて、施設・設備の整備や人的配置、教材の提供等、教育環境の整備に努めます。
- ② 災害発生時における利用者等の観点も踏まえつつ、学校施設のバリアフリー化を推進します。
- ③ 障がいや発達に心配のある子どもとその保護者を対象として、子どもの相談や心身の発達の支援を行う中核的支援機関の整備を推進します。
- ④ 障がいのある児童生徒に対する指導方法に関する調査・研究を推進し、専門性のある指導体制の確保に努めます。

## 9 雇用・就業、経済的自立の支援

### 【基本的方向】

9 雇用・就業、経済的自立の支援
(1) 総合的な就労支援 ① 関係機関との連携の緊密化 ② 事業主の障がい者雇用への理解の促進 ③ 積極的な企業での実習や求職活動の支援（施設外支援）等の推進 ④ 就労支援の担い手の育成と専門性の向上
(2) 経済的自立の支援 ① 雇用・就業の促進に関する施策や年金及び諸手当の給付並びに各種の優遇措置に関する情報提供 ② 将来的な生活の安定や現在の経済的負担の軽減等
(3) 障がい者雇用の促進 ① 障がい者雇用の促進 ② 制度の啓発 ③ 個別の相談等への対応
(4) 障がい特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保 ① 精神障がい者の雇用拡大と定着促進。「医療」から「雇用」への流れを促進 ② 優先購入（調達）を推進 ③ 農業分野での障がい者就労
(5) 福祉的就労の底上げ 就労継続支援B型事業所等における工賃の向上

#### (1) 総合的な就労支援

- ① 福祉、教育、医療等から雇用への一層の推進を図るため、職場実習や雇用前の雇い入れ支援から雇用後の職場定着支援までの一貫した支援が行われるよう、ハローワークや障がい者就業・生活支援センターをはじめとする関係機関との連携の緊密化を図ります。
- ② 愛媛労働局等と連携し、障がい者雇用への不安を解消するためのトライアル雇用の推進等に取り組み、事業主の障がい者雇用への理解の促進を図ります。
- ③ 愛媛障害者職業センター、障がい者就業・生活支援センター、県下高等技術専門学校等の就労支援施設による、当該施設の周知・広報を行うことで、その利用促進を図ります。また、一般就労をより促進するため、積極的な企業での実習や求職活動の支援（施設外支援）等の推進を図ります。
- ④ 地域における障がい者の就労支援の担い手の育成と専門性の向上を図ります。

## (2) 経済的自立の支援

- ① 障がい者が地域で質の高い自立した生活を営むことができるよう、雇用・就業の促進に関する施策や年金及び諸手当の給付並びに各種の優遇措置に関する情報提供を行います。
- ② 心身障害者扶養共済制度への加入促進や各種手当等の給付等により、障がい者の将来的な生活の安定や現在の経済的負担の軽減等を図ります。

## (3) 障がい者雇用の促進

- ① 障害者雇用率制度をはじめ各種制度については、愛媛労働局やハローワーク等と連携し、広報紙の活用等により周知・啓発に努め、障がい者雇用の促進を図ります。
- ② 本市においても、事業主に対して、障害者雇用率制度に基づき、引き続き、障がい者雇用の促進を行うとともに、障がい者個人の能力・適性に応じた業務に就けるよう、制度の啓発に努めます。
- ③ 労働者である障がい者の適切な権利を保護するため、使用者による障がい者への虐待防止など、大洲市障がい者虐待防止センターが労働基準監督署等と連携しながら、個別の相談等への対応を行います。

## (4) 障がい特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保

- ① 職場内で精神障がいに関する事業主等の理解を一層促進するとともに、精神・発達障がい者の特性に応じた支援の充実・強化を通じて、精神障がい者の雇用拡大と定着促進を図ります。精神障がい者に対する就労支援に当たっては、就労支援機関が医療機関と連携を図りつつ、「医療」から「雇用」への流れを一層促進します。
- ② 障害者優先調達推進法に基づき、本市における調達方針を策定し、障がい者就労施設等の提供する物品・サービスの優先購入（調達）を推進します。
- ③ 障がい者就労支援の一環として、関係機関と連携しながら、農業分野での障がい者就労について検討します。

## (5) 福祉的就労の底上げ

障害者優先調達推進法に基づく、障がい者就労施設等の提供する物品・サービスの優先購入（調達）を通じ、就労継続支援B型事業所等における工賃の向上を目指し、取り組みます。

## 10 文化芸術活動・スポーツ等の振興、国際協力の推進

### 【基本的方向】

10 文化芸術活動・スポーツ等の振興、国際協力の推進
(1) 文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充実にに向けた社会環境の整備 ① 障がい者の文化芸術活動の普及 ② 社会参加活動を行うための環境の整備や必要な支援
(2) スポーツに親しめる環境の整備 ① 施設・設備の整備・充実。人材の養成 ② 愛媛県障がい者スポーツ大会への積極的な参加
(3) 国際協力等の推進 青年リーダーの育成

#### (1) 文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充実にに向けた社会環境の整備

- ① 全ての障がい者の芸術及び文化活動への参加を通じて障がい者の生活を豊かにするとともに、市民の障がいへの理解と認識を深め、障がい者の自立と社会参加の促進に寄与するため、障がい者の文化芸術活動の普及に努めます。また、民間団体等が行う文化芸術活動等に関する取組を支援します。
- ② レクリエーション活動を通じて、障がい者等の体力増強、交流、余暇等に資するため、各種レクリエーション教室や大会・運動会などを開催し、障がい者等が社会参加活動を行うための環境の整備や必要な支援を行います。

#### (2) スポーツに親しめる環境の整備

- ① 障がい者が地域においてスポーツに親しむことができる施設・設備の整備・充実を進めるとともに、障がい者のニーズに応じたスポーツに関する人材の養成等の取組を行い、障がいの有無にかかわらずスポーツを行うことのできる環境づくりに取り組みます。これまでに、健康寿命延伸事業の推進（ラケットテニス・100歳体操）、オンラインスポーツの普及促進（オンラインウォーキングイベントの開催）等を開催しました。
- ② 愛媛県障がい者スポーツ大会への積極的な参加を通じて、障がい者スポーツの普及を図ります。

#### (3) 国際協力等の推進

障がい者団体等による国際交流や障がい分野において社会活動の中核を担う青年リーダーの育成を支援します。

## 第2章 障がい福祉計画（第7期）

### 1 計画の基本的な考え方

この計画は、障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら地域社会において、市民がともに支え合い生きる地域共生社会の実現を目指し、自らの決定に基づき、必要な障害福祉サービスなどが利用できる基盤整備を進めることを目標とします。

計画の基本目標の実現のために、障害者総合支援法の基本指針の見直しを踏まえ、次の基本的な視点により計画を推進します。【基本指針の見直しを踏まえ再掲】

1 「基本指針」見直しの主なポイント
(1) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
(3) 福祉施設から一般就労への移行等
(4) 発達障がい者等支援の一層の充実
(5) 地域における相談支援体制の充実・強化
(6) 障がい者等に対する虐待の防止
(7) 地域共生社会の実現に向けた取組
(8) 障害福祉サービスの質の確保
(9) 障害福祉人材の確保・定着
(10) よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障がい（児）福祉計画の策定
(11) 障がい者による情報の取得利用・意思疎通の推進
(12) 障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化
(13) その他：地方分権提案に対する対応

#### (1) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

重度障がい者等のニーズについても把握し、可能な限り身近な地域において必要な支援を受けられる環境の整備を進めます。

地域生活支援拠点等の機能の充実を推進し、日中サービス支援型共同生活援助等のサービスを踏まえた地域移行の検討を進めます。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を一層推進するため、精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数を成果目標とします。

ギャンブル等依存症をはじめとする依存症について、自治体や関係者等の地域の包括的な連携協力体制の構築や依存症の理解促進等、依存症にかかる取組を進めます。

精神障がい者等の相談支援業務に対する実施体制を整え、関連する業務を通じた日頃からの県との連携を進めます。

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

一般就労への移行や工賃・賃金向上への取組を一層促進させます。さらに、就労定着支援事業の利用促進を図り、障がい者が安心して働き続けられる環境整備を進めます。また、障がい者本人の適性に合った事業所を選ぶための就労選択支援を創設します。

さらに、地域共生社会の実現に向け「農福連携ビジョン」を踏まえた農福連携のさらなる推進を図るとともに、多様なニーズに対応した就労支援として、大学在学中の学生や高齢者に対する就労支援についても検討していきます。

(4) 発達障がい者等支援の一層の充実

発達障がい者等に対して適切な対応を行うため、ペアレントプログラムやペアレントトレーニングなどの発達障がい者等の家族等に対する支援体制の充実を図り、ペアレントトレーニング等のプログラム実施者養成を推進します。

発達障がいを早期かつ正確に診断し、適切な発達支援を行う必要があることから、発達障がいの診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保するための支援に取り組みます。

(5) 地域における相談支援体制の充実・強化

基幹相談支援センターによる相談支援体制の充実・強化等に向けた取組を推進します。相談支援体制に関しては、計画相談支援、地域相談支援、一般的な相談支援及び基幹相談支援センター等が各々の機能を活かし相互に連携し、障がい者、家族、地域住民等にとってアクセスしやすい体制の構築を推進し、相談支援体制の検証・評価にも取り組みます。

(6) 障がい者等に対する虐待の防止

障害福祉サービス事業所等における利用者の人権擁護、虐待防止等のため、虐待防止委員会や職員研修、担当者の配置の促進に取組みます。また、市内の学校、保育所、医療機関における障がい者を含む虐待の防止の取組を推進するため、市の関連機関・部署との連携を図ります。



(7) 地域共生社会の実現に向けた取組

重層的支援体制整備事業実施計画との連携並びに市町村による包括的な支援体制構築推進

高齢者、障がい者及び障がい児等に対する福祉サービスについて、地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、相互に又は一体的に利用しやすくなる仕組みづくりを目指します。また、住民団体等によるボランティア活動等のインフォーマル活動への支援等、地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に関われる仕組みづくりにも取り組みます。このような仕組みづくりを推進するために、重層的支援体制整備の検討を進めます。

(8) 障害福祉サービスの質の確保

多様となっている障害福祉サービスを円滑に実施し、より適切に提供できるよう、サービス事業者や自治体における研修体制の充実や適正なサービス提供について検証を行います。

専門職に対しては、県による相談支援専門員等の養成並びに相談支援専門員及びサービス管理責任者等の意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の受講を促進します。

(9) 障がい福祉人材の確保・定着

障がい者の重度化、高齢化が進む中、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供するため、提供体制の確保と併せて、それを担う人材の確保を目的に、国・県が行う研修への参加を促すとともに、市独自の研修を行います。

障害福祉現場におけるハラスメント対策やICT・ロボットの導入による事務負担の軽減、業務の効率化に対して、関係者が取り組んでいけるよう情報提供や導入支援等を推進します。

(10) よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障がい（児）福祉計画の策定

障がい者等が可能な限りその身近な地域において自立した生活ができるよう、地域の実情に応じて、市のよりきめ細かな地域単位でのニーズや、医療的ケアを必要とする者や重度の障がい者等のニーズについても把握し、必要な支援を受けられる環境整備を進めます。

(11) 障がい者による情報の取得利用・意思疎通の推進

情報アクセシビリティの向上を踏まえ、障がい者等による情報の取得利用・意思疎通を推進するため、デジタル担当や情報通信担当、産業政策担当等の関係部局との連携を図りつつ、障がい特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進を図ります。

(12) 障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化

難病患者等が障害者総合支援法に基づく給付の対象となっているため、難病患者や難病相談支援センター等の専門機関の意見を踏まえ、計画策定を進めます。

(13) その他：地方分権提案に対する対応

障がい福祉計画等は、地域の実情等を考慮して、柔軟な期間設定が可能となったことを踏まえ、市の実情に応じた計画期間の設定を検討します。

## 2 令和8年度までの成果目標

国の基本指針を踏まえ、令和8年度を目標年度とし、福祉施設入所者の地域移行や一般就労への移行について目標を設定しました。

### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

#### 【国の基本指針】

- 令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上を令和8年度末までに地域生活へ移行する。
- 施設入所者数を令和4年度末時点から5%以上削減する。

令和4年度末時点の施設入所者数は107人となっており、障がい者の在宅介護の現状や介護者の高齢化等を考慮して、令和8年度末時点の施設入所者数は、令和4年度末時点の入所者数から5.6%削減し101人とします。

項目	数値	考え方
令和4年度末現在の入所者数(A)	107人	令和4年度末時点
目標年度入所者数	101人	令和8年度末時点の入所者数
【目標値】地域生活移行者数	7人 [地域移行率：6.5%]	施設入所から地域生活への移行者数(A)×6%以上
【目標値】5%削減見込み数	6人 [削減率：5.6%]	令和4年度末時点から入所者を5%以上削減した数

### (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

#### 【国の基本指針】

- 精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数 325.3 日以上とする。
- 令和8年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数（県が目標値設定）
- 令和8年度末における入院3か月後時点、入院後6か月時点及び入院後1年時点の退院率（県が目標値設定）

大洲市では、現在、1年以上の入院患者数が、118名（うち65歳未満36名、65歳以上82名）となっています。

令和8年度末における、長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）を22名（うち65歳未満15名、65歳以上7名）と見込み、入院中の障がい者の地域移行及び地域定着のため、県や病院、また相談支援事業所やサービス事業所との連携のもと、引き続き各種施策を推進します。

### (3) 地域生活支援の充実※

#### 【国の基本指針】

- 地域生活支援拠点等について、各市町村又は各圏域に少なくとも1つ以上を整備（複数市町村による共同整備含む）しつつ、年1回以上運用状況を検証及び検討する。
- 地域生活支援拠点等の機能の充実のため、コーディネーターの配置等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制を構築する。【新規】
- 各市町村又は圏域において、強度行動障害を有する障がい者の状況や支援ニーズを把握し、支援体制を整備する。【新規】

地域生活支援拠点等については、令和5年2月の自立支援協議会において整備済となりました。

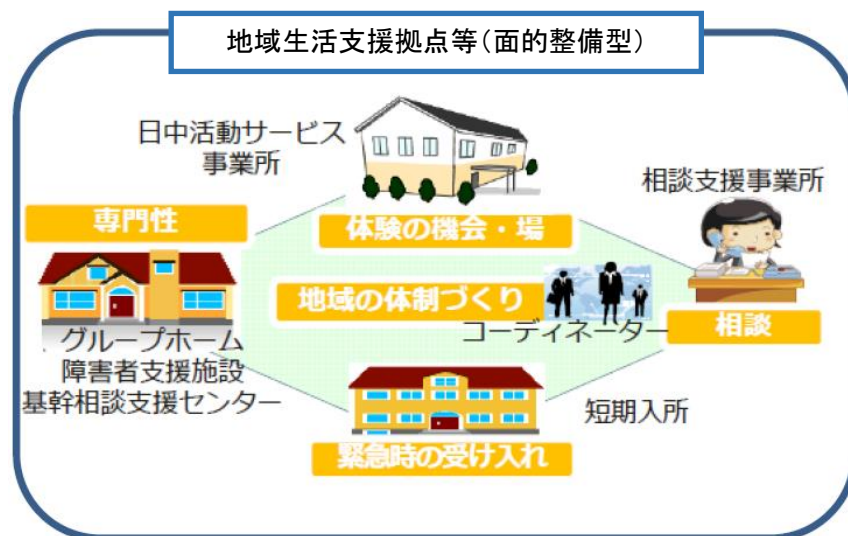
今後は、地域生活支援拠点等の機能の充実のため、コーディネーターの配置や緊急時の連絡体制の整備を含めた運用状況の検証及び検討について協議していきます。

また、本計画策定における事業所アンケート調査でも市内において、強度行動障がいの方がいることが確認できており、より安心して過ごせる環境構築のため、相談支援事業所等と連携し、支援ニーズを把握し、ニーズに沿ったサービス提供等ができるような支援体制の整備を進めていきます。

※地域生活支援拠点等の整備：

障がい者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、重度障がいにも対応できる専門性を有し、障がい者等やその家族の緊急事態に対応を図るため、機能として、5つの必要な機能（①相談、②緊急時の受入・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり）を集約し、グループホームや障がい者支援施設等に付加した「多機能拠点整備型」、また、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制の「面的整備型」等、地域の実情に応じた整備を行うものです。

大洲市では障がい者基幹相談支援センターを中心とした、「面的整備型」として整備しています。



(4) 福祉施設から一般就労への移行等

【国の基本指針】

- 福祉施設から一般就労への移行者数を令和3年度実績の1.28倍以上とする。  
(就労移行支援：1.31倍以上、就労継続支援A型：概ね1.29倍以上、  
就労継続支援B型：概ね1.28倍以上)
- 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業終了者に占める一般就労に移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とする。【新規】
- 一般就労への移行者のうち就労定着支援事業を利用する者が令和3年度実績の1.41倍以上とする。
- 就労定着支援事業所のうち就労定着率が7割以上の事業所が全体の2.5割以上とする。

① 福祉施設から一般就労への移行者数

令和3年度の一般就労移行者は4人で、地域の実情等を考慮して、令和8年度までの一般就労移行者数は6人とします。

項目	数値	考え方
令和3年度の一般就労移行者数	4人	令和3年度において、福祉施設から一般就労に移行した者の数
【目標値】 令和8年度までの一般就労移行者数	6人	令和3年度実績の1.28倍以上（福祉施設から一般就労に移行する者の数） ・就労移行支援：1.31倍以上 ・就労継続支援A型：概ね1.29倍以上 ・就労継続支援B型：概ね1.28倍以上

② 福祉施設から一般就労へ移行した者の割合【新規】

就労移行支援事業終了者に占める一般就労へ移行したものの割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とする。

③ 就労定着支援事業所の利用率

令和8年度における一般就労への移行者のうち就労定着支援事業を利用する者が令和3年実績の1.41倍とします。

④ 就労定着支援事業所の就労定着率

就労定着支援事業所のうち就労定着率が7割以上の事業所が就労定着支援事業所全体の2.5割以上とします。

(5) 相談支援体制の充実・強化等

【国の基本指針】

- 各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保すること。

- ① 令和8年度までに、総合的・専門的な相談支援を実施する体制を確保します。
- ② 令和8年度までに、地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保します。

(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【国の基本指針】

- 市町村において、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築すること。

令和8年度までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築します。

### 3 障害福祉サービスの利用状況と見込量

令和6年度から令和8年度までの障害福祉サービスの利用状況と必要量の見込みは次のとおりです。必要量の見込みは、これまでのサービス利用実績やニーズ調査、国の方針等を勘案し算出しています。

<p><b>【障害福祉サービスとは】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害福祉サービスには、訪問系、日中活動系、居住系サービスがあります。</li> <li>○ 訪問系サービスには、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援、同行援護があり、これはホームヘルパーの派遣によるサービスです。</li> <li>○ 日中活動系サービスには、生活介護、療養介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援などの通所・入所施設の昼間のサービスです。</li> <li>○ 居住系サービスには、共同生活援助・施設入所支援などの夜間の居住を提供するサービスです。</li> </ul>
---

#### (1) 訪問系サービス

項 目	内 容	
サービスの 内容	居宅介護	居宅での入浴、排せつ、食事などの介護や通院の介助を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由、知的、精神障がいのため常時介護が必要な人に対し居宅での生活全般にわたる介護や外出時における移動の介護を総合的に行います。
	行動援護	知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難があるため常時介護が必要な人に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出時における移動の介護を行います。
	重度障害者等 包括支援	常時介護を必要とする障がい者等に対して、介護の必要度が著しく高い場合に居宅介護等を包括的に行います。
	同行援護	重度視覚障がい児・者に対する外出時の移動、視覚的情報の支援、排せつ、食事等の介護の援助について支援を行います。
サービスの 利用状況	居宅介護の利用は、見込量の約7割の利用状況でした。障がい者の地域移行を進めるには在宅生活に必要なサービスであり、今後も増加を見込んでいます。	
	重度訪問介護、重度障害者等包括支援の利用は、常時介護が必要な人で利用はあまりありませんが、在宅での介護は、家族が主体のため今後の利用を見込んでいます。	
	行動援護の利用は1名と少ないですが、外出支援により社会参加できるように希望される方が増えていることから、増加を見込んでいます。	
	同行援護の利用は、見込量の約6割の利用状況でした。社会参加や外出等の利用希望が年々増加していることから、今後も増加を見込んでいます。	
利用見込量 確保の方策	訪問系サービスは、利用量に対しサービス提供体制は整備できましたが、サービス提供のヘルパーの人材不足のため、ヘルパー事業所等への働きかけや県の指導・支援を得ながら確保を図ります。また、サービスの質の確保と利用量の増加に伴う提供体制の確保に努めます。	

① 障がい者・障がい児の合算

(数値はひと月当たり)

サービス種別				令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
居宅介護	見込値	利用者数	人	52	54	56	50	52	54
		利用量	時間分	458	475	493	410	426	442
	実績値	利用者数	人	42	42	41			
		利用量	時間分	359	322	338			
重度訪問介護	見込値	利用者数	人	1	1	1	1	1	1
		利用量	時間分	60	60	60	60	60	60
	実績値	利用者数	人	1	0	0			
		利用量	時間分	1	0	0			
行動援護	見込値	利用者数	人	2	2	2	3	3	3
		利用量	時間分	50	50	50	45	45	45
	実績値	利用者数	人	1	1	1			
		利用量	時間分	8	7	6			
重度障害者等 包括支援	見込値	利用者数	人	1	1	1	1	1	1
		利用量	時間分	60	60	60	60	60	60
	実績値	利用者数	人	0	0	0			
		利用量	時間分	0	0	0			
同行援護	見込値	利用者数	人	18	19	20	16	17	19
		利用量	時間分	88	94	100	86	92	102
	実績値	利用者数	人	14	14	11			
		利用量	時間分	76	76	66			

② 障がい児のみ

(数値はひと月当たり)

サービス種別				令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
居宅介護	見込値	利用者数	人	1	1	1	1	1	1
		利用量	時間分	5	5	5	5	5	5
	実績値	利用者数	人	0	0	0			
		利用量	時間分	0	0	0			
重度訪問介護	見込値	利用者数	人	0	0	0	0	0	0
		利用量	時間分	0	0	0	0	0	0
	実績値	利用者数	人	0	0	0			
		利用量	時間分	0	0	0			
行動援護	見込値	利用者数	人	0	0	0	0	0	0
		利用量	時間分	0	0	0	0	0	0
	実績値	利用者数	人	0	0	0			
		利用量	時間分	0	0	0			
重度障害者等 包括支援	見込値	利用者数	人	0	0	0	0	0	0
		利用量	時間分	0	0	0	0	0	0
	実績値	利用者数	人	0	0	0			
		利用量	時間分	0	0	0			
同行援護	見込値	利用者数	人	0	0	0	0	0	0
		利用量	時間分	0	0	0	0	0	0
	実績値	利用者数	人	0	0	0			
		利用量	時間分	0	0	0			

(2) 日中活動系サービス（介護給付）

項目	内容	
サービスの 内容	生活介護	常時介護を必要とする人に対して、施設などで入浴、排せつ、食事の介護などを行い、また創作的活動や生産活動の機会を提供します。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、主に昼間において病院等への入院による医学的管理のもと、食事や入浴等の介護を提供します。
	短期入所	自宅で介護する人が病気などの場合に、昼夜を通して施設へ入所させ、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
サービスの 利用状況	生活介護の利用は、見込量を超えた利用状況でした。身近なサービスであることから今後も微増を見込んでいます。	
	療養介護の利用は、ほぼ横ばいです。	
	短期入所の利用は、地域移行を考慮して増加を見込んでいましたが、見込量の約6割でした。	
利用見込量 確保の方策	日中利用できる場所や家族介護の負担軽減等のため、市内の通所生活介護施設や短期入所の利用を勧めます。また、サービス利用について、県や近隣市町、事業者との調整に努め、新規参入の事業者の掘り起こしを推進します。	

(数値はひと月当たり)

サービス種別				令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
生活介護	見込値	利用者数	人	137	139	141	148	150	153
		うち重度障害者利用者数	人				5	5	6
		利用量	人日分	2,672	2,711	2,750	2,886	2,925	2,984
	実績値	利用者数	人	142	147	145			
		うち重度障害者利用者数	人						
		利用量	人日分	2,770	2,785	2,848			
療養介護	見込値	利用者数	人	9	9	9	9	10	10
		利用量	人分	271	271	271	258	287	287
	実績値	利用者数	人	8	9	8			
		利用量	人分	215	258	245			
短期入所 【障がい者・障がい児の合算】	見込値	利用者数	人	12	12	12	14	14	14
		うち重度障害者利用者数	人				2	2	2
		利用量	人日分	114	114	114	182	182	182
	実績値	利用者数	人	10	8	6			
		利用量	人日分	84	80	73			
短期入所 【障がい児のみ】	見込値	利用者数	人	2	2	2	2	2	2
		利用量	人日分	2	2	2	2	2	2
	実績値	利用者数	人	0	0	0			
		利用量	人日分	0	0	0			
短期入所（ショートステイ）福祉型 【障がい者・障がい児の合算】	見込値	利用者数	人	12	12	12	36	36	36
		うち重度障害者利用者数	人				1	1	1
		利用量	人日分	114	114	114	516	516	516
	実績値	利用者数	人	10	7	5			
		利用量	人日分	84	75	72			
短期入所（ショートステイ）医療型 【障がい者・障がい児の合算】	見込値	利用者数	人	3	3	3	2	2	2
		うち重度障害者利用者数	人				1	1	1
		利用量	人日分	7	7	7	10	10	10
	実績値	利用者数	人	0	1	1			
		利用量	人日分	0	5	1			



サービス種別				令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
短期入所（ショートステイ）福祉型 【障がい児のみ】	見込値	利用者数	人	1	1	1	1	1	1
		利用量	人日分	1	1	1	1	1	1
	実績値	利用者数	人	0	0	0			
		利用量	人日分	0	0	0			
短期入所（ショートステイ）医療型 【障がい児のみ】	見込値	利用者数	人	2	2	2	1	1	1
		利用量	人日分	2	2	2	1	1	1
	実績値	利用者数	人	0	0	0			
		利用量	人日分	0	0	0			

### (3) 日中活動系サービス（訓練等給付）

項目	内容	
サービスの 内容	自立訓練 （機能訓練・生活訓練）	身体障がい者の身体機能の維持向上を目的とする機能訓練及び、知的・精神障がい者を対象とする生活訓練の二種類に分かれます。いずれも自立した日常生活や社会生活を目指して身体機能又は生活能力の向上に必要な訓練を一定の期間行います。
	就労選択支援	障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に対して、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のための訓練を行います。
	就労継続支援	A型
B型		一般企業等での就労が困難な人や一定の年齢に達している人に対して、働く場や生産活動の機会を提供し、知識及び能力の向上を図るもので、雇用契約を伴わないものです。
サービスの 利用状況	自立訓練は、施設入所者や宿泊型自立訓練として、自立生活のための生活訓練を行います。機能訓練の利用は近隣の事業所の閉鎖により現在ありませんが、継続して事業量は見込むものです。	
	就労移行支援事業は、市内に事業所が2箇所ありましたが、利用者数の減少により休止となっています。	
	就労継続支援事業は、事業所数が増加し、10箇所となりました。就労希望内容により近隣の事業所を利用している人もあり、今後も増加を見込んでいます。	
利用見込量 確保の方策	就労系サービスは、市内に就労事業所が増え、障がい者の利用要望に対応できる体制は概ね整いました。今後は、一般就労等に向けて就労事業者、ハローワーク、障がい者就業・生活支援センター等と連携を図りながら就労支援に努めます。	

(数値はひと月当たり)

サービス種別				令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
自立訓練 【機能訓練・生 活訓練の合算】	見込値	利用者数	人	2	2	2	2	2	2
		利用量	人日分	40	40	40	40	40	40
	実績値	利用者数	人	1	1	1	/	/	/
		利用量	人日分	19	29	21	/	/	/
自立訓練 (機能訓練)	見込値	利用者数	人	1	1	1	1	1	1
		利用量	人日分	20	20	20	20	20	20
	実績値	利用者数	人	1	1	1	/	/	/
		利用量	人日分	19	29	21	/	/	/
自立訓練 (生活訓練)	見込値	利用者数	人	1	1	1	1	1	1
		利用量	人日分	20	20	20	20	20	20
	実績値	利用者数	人	0	0	0	/	/	/
		利用量	人日分	0	0	0	/	/	/
就労選択支援	見込値	利用者数	人	/	/	/	1	1	1
		利用量	人日分	/	/	/	1	1	1
	実績値	利用者数	人	/	/	/	/	/	/
		利用量	人日分	/	/	/	/	/	/
就労移行支援	見込値	利用者数	人	10	12	14	5	7	8
		利用量	人分	200	240	280	100	140	160
	実績値	利用者数	人	8	3	2	/	/	/
		利用量	人分	135	56	36	/	/	/
就労継続支援 (A型)	見込値	利用者数	人	12	13	14	20	20	20
		利用量	人日分	240	260	280	396	396	396
	実績値	利用者数	人	15	17	18	/	/	/
		利用量	人日分	292	338	358	/	/	/
就労継続支援 (B型)	見込値	利用者数	人	140	145	150	152	155	157
		利用量	人日分	2,746	2,846	2,946	2,857	2,914	2,951
	実績値	利用者数	人	143	148	140	/	/	/
		利用量	人日分	2,697	2,783	2,639	/	/	/
就労定着支援	見込値	利用者数	人	3	3	3	2	3	3
		利用量	人日分	12	12	12	2	3	3
	実績値	利用者数	人	1	1	0	/	/	/
		利用量	人日分	1	1	0	/	/	/

(4) 居住系サービス

項目	内容	
サービスの 内容	共同生活援助	共同生活援助は、知的障がい者や精神障がい者に対して、夜間や休日、共同生活を行う住居で相談や日常生活上の援助を行います。
	施設入所支援	施設に入所している人に、夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
サービスの 利用状況	グループホームの実績は、利用見込値どおりでした。障がい者の地域移行や、高齢の家族等が介護できなくなった場合が想定され、グループホームの利用が今後も増えるものと予想します。	
利用見込量 確保の方策	地域で安心して自立した生活が送れるようグループホームの利用量の確保をします。	
	市内に精神障がい者と知的障がい者を対象としたグループホームが6箇所ありますが、入居希望者は多く、今後も、近隣の入居状況を確認し新規参入事業者等の掘り起こしを推進します。	
	施設入所者の地域移行に向けて、事業者等と連携を図りながら、自立訓練や就労支援等のサービス活用を推進しながら地域移行を行います。	
	古い設備基準で建てられた施設について、社会福祉施設等整備費国庫補助金の活用を促し、地域移行を考慮しながら利用者の安心安全な環境整備を推進します。	

(数値はひと月当たり)

サービス種別				令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
共同生活援助+ 基準該当共同生 活援助	見込値	利用者数	人	60	62	64	64	68	71
		うち重度障害 者利用者数	人				1	1	2
		利用量	人分	1,710	1,770	1,830	1,830	1,945	2,031
	実績値	利用者数	人	56	57	62			
		利用量	人分	1,660	1,702	1,868			
施設入所支援	見込値	利用者数	人	101	100	99	102	101	99
		利用量	人分	3,060	3,030	3,000	3,090	3,060	3,000
	実績値	利用者数	人	108	107	104			
		利用量	人分	3,252	3,217	3,165			
自立生活援助	見込値	利用者数	人	1	1	1	1	2	2
		利用量	人分	5	5	5	5	10	10
	実績値	利用者数	人	0	0	0			
		利用量	人分	0	0	0			

(5) 相談支援（計画相談・地域相談支援）

項目	内容		
サービスの 内容	計画相談支援	障害福祉サービス等の利用者に対して、本人に必要なサービス内容やサービス量等の相談やサービス等利用計画の作成を行います。指定相談支援事業者がサービス等利用計画を作成し、サービス支給決定後に計画の見直し（モニタリング）や相談支援を行います。	
	地域相談支援 （地域移行支援・地域定着支援）	地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障がい者や精神科病院に入院している精神障がい者に住居の確保など地域生活移行のための相談等を行います。
		地域定着支援	地域で単身生活の障がい者や同居家族からの支援が受けられない障がい者に、地域生活定着のための相談やサポートを行います。
サービスの 利用状況	指定相談支援事業者は市内に4箇所あり相談支援専門員は9名いますが、障害福祉サービス利用者全員の計画相談を作成するには人員不足の状況です。		
	地域相談支援の利用は現在ありませんが、今後地域移行を推進するために、相談員の質の向上を図り提供体制の整備を推進します。		
利用見込量 確保の方策	指定相談支援事業者に相談支援専門員の増員、障害福祉サービス事業者等に参入の呼びかけを行い、提供体制の整備を推進します。		

（数値はひと月当たり）

サービス種別				令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
計画相談支援	見込量	利用者数	人	101	111	121	111	121	131
	実績	利用者数	人	87	95	101			
地域移行支援	見込量	利用者数	人	2	2	2	2	3	3
	実績	利用者数	人	0	0	0			
地域定着支援	見込量	利用者数	人	2	2	2	2	2	2
	実績	利用者数	人	0	0	0			

## 4 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障害者総合支援法に基づき実施する事業で、必須事業と地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に対応できる任意事業で構成されています。

### (1) 必須事業

#### ① 理解促進研修・啓発事業

障がい者等が日常・社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等に対する理解を深めるための研修・啓発を行います。

サービス種別		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	見込値	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	実績値	実施	実施	実施			

#### ② 自発的活動支援事業

障がい者等が自立した日常・社会生活を営むことができるよう、障がい者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援します。

サービス種別				令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援事業	見込値	実施回数	回	3	3	3	2	2	2
		実人数	人	7	8	9	8	8	8
		延べ人数	人	21	24	27	16	16	16
	実績値	実施回数	回	1	2	2			
		実人数	人	6	8	6			
		延べ人数	人	6	16	10			

#### ③ 相談支援事業

##### ・基幹相談支援センター等機能強化事業

相談支援事業が適正かつ円滑に実施できるよう、一般的な相談事業に加え、専門的な相談支援が必要となる困難な事例の対応や相談支援事業者に対する専門的指導・助言を行うため、相談支援機能の強化を図ります。

相談機関		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
大洲市障がい者基幹相談支援センター（専門的職員の配置）	見込値	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	実績値	実施	実施	実施			

#### ～ 大洲市障がい者基幹相談支援センターについて ～

大洲市障がい者基幹相談支援センターは、障がいのある方やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、相談支援の中核的機関として、平成29年4月から大洲市役所社会福祉課内に開設しました。同センターでは、専門職員（保健師、社会福祉士、精神保健福祉士）を配置し、専門相談、権利擁護、虐待防止、地域移行の普及啓発、地域の相談支援体制の強化や地域のネットワーク構築を図ります。

・相談支援事業

相談支援事業は、障がい者やその家族からの相談に応じて、必要な情報の提供及び助言、サービス利用の援助、サービス事業者や関係機関との連絡調整等を総合的に行います。

相談機関			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (R5.8末)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
大洲市障がい者基幹相談支援センター	見込値	件	1,060	1,080	1,100	1,550	1,710	1,790
	実績値	件	1,038	1,351	1,030			
相談支援事業所（大洲ホーム）	見込値	件	620	640	660	460	470	480
	実績値	件	427	449	596			
相談支援事業所（大洲育成園）	見込値	件	320	340	360	310	340	360
	実績値	件	215	275	386			
相談支援事業所（つなぐ）	見込値	件				520	550	570
	実績値	件	—	478	486			
相談支援事業所（あゆむ苑）	見込値	件	280	300	320	480	550	610
	実績値	件	298	409	475			

④ 成年後見制度利用支援事業

身寄りがないなどの理由で法定後見の申立てができない重度の知的障がい者又は精神障がい者で、障害福祉サービスを利用し、又は利用しようとする方等に対して、成年後見制度の利用について必要となる経費の助成を行います。

サービス種別				令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
成年後見制度利用支援事業（市長申立）	見込値	利用者数	人	2	3	3	3	3	3
	実績値	利用者数	人	2	0	1			
成年後見制度利用支援事業（申立費用助成）	見込値	利用者数	人	2	3	3	4	4	4
	実績値	利用者数	人	2	0	0			
成年後見制度利用支援事業（報酬費用助成）	見込値	利用者数	人	0	1	1	4	4	4
	実績値	利用者数	人	0	0	0			

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

社会福祉法人や社団法人、NPOなどの法人による法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、弁護士・司法書士等の専門職による支援体制の構築などを行います。

サービス種別				令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
成年後見制度法人後見支援事業	受任団体数	見込値		1	1	1	0	1	1
		実績値		0	0	0			
	受任数	見込値		1	2	3	0	1	2
		実績値		0	0	0			

⑥ 意思疎通支援事業

聴覚、言語・音声機能等の障がいにより、意思疎通を図ることに支援が必要な方に対する手話通訳者や要約筆記者の派遣事業、手話通訳者の設置を行います。

サービス種別			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
手話奉仕員派遣 事業	見込値	派遣人員 人	37	39	41	30	30	30
	実績値	派遣人員 人	10	16	14			
要約筆記者派遣 事業	見込値	派遣人員 人	25	25	25	25	25	25
	実績値	派遣人員 人	8	12	21			
手話通訳者設置 事業	見込値	実設置者数 人	1	1	1	1	1	1
	実績値	実設置者数 人	1	1	0			

⑦ 日常生活用具給付等事業

日常生活用具給付等事業は、日常生活を営むのに支障のある重度障がい者に対し、日常生活上の便宜を図るための用具を給付又は貸与します。（令和5年度は8月末現在）

サービス種別			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
介護・訓練支援用具 (特殊寝台、特殊マットなど)	見込値	件	5	5	5	4	4	4
	実績値	件	4	3	1			
自立生活支援用具 (入浴補助用具など)	見込値	件	7	7	7	10	10	10
	実績値	件	8	10	4			
在宅療養等支援用具(透析加 温器など)	見込値	件	10	10	10	7	7	7
	実績値	件	5	7	3			
情報・意思疎通支援用具(携 帯用会話補助装置など)	見込値	件	23	27	31	30	33	36
	実績値	件	24	27	12			
排せつ管理支援用具(ストマ 用装具など)	見込値	件	1,294	1,373	1,457	1,219	1,219	1,219
	実績値	件	1,219	1,166	636			
住宅改修費(居宅生活動作補 助用具)	見込値	件	4	4	4	3	3	3
	実績値	件	1	3	0			
合計	見込値	件	1,343	1,426	1,514	1,273	1,276	1,279
	実績値	件	1,261	1,216	656			

⑧ 手話奉仕員養成研修事業

手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等の自立した日常・社会生活を営むことができるよう手話奉仕員養成研修を含む各種講座を実施します。

サービス種別				令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
手話奉仕員	見込値	終了者数	人	10	10	10	10	10	10
		登録者数	人	2	2	2	2	2	2
	実績値	終了者数	人	16	9	21	/	/	/
		登録者数	人	0	0	0	/	/	/
要約筆記奉仕員	見込値	終了者数	人	3	3	3	3	3	3
		登録者数	人	1	2	3	3	3	3
	実績値	終了者数	人	2	中止	3	/	/	/
		登録者数	人	0	中止	0	/	/	/
点訳奉仕員	見込値	終了者数	人	3	3	3	3	3	3
	実績値	終了者数	人	4	3	3	/	/	/
朗読奉仕員	見込値	終了者数	人	12	12	12	10	10	10
	実績値	終了者数	人	中止	6	4	/	/	/
傾聴奉仕員	見込値	終了者数	人	30	33	36	12	12	12
	実績値	終了者数	人	11	9	14	/	/	/

※令和3年度の実績値については、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、講座の開設を取りやめたものや、利用者が減少したものがあります。

⑨ 移動支援事業

移動支援事業は、屋外での移動が困難な障がい者等に社会生活上必要不可欠な外出を円滑に行えるよう支援し、地域における自立した生活や社会参加の促進を図るものです。

サービス種別				令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
移動支援事業	見込値	利用者数	人	14	14	14	20	21	22
		延べ時間数	時間	1,768	1,768	1,768	1,514	1,590	1,665
	実績値	利用者数	人	19	17	18	/	/	/
		延べ時間数	時間	1642	1554	890	/	/	/



⑩ 地域活動支援センター機能強化事業

地域活動支援センター事業は、基礎的事業として、障がい者に創作的活動や生産活動などの機会を提供し、地域生活の支援を行います。

サービス種別				令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
地域活動支援センター(基礎的事業)	見込値	実施箇所数	箇所	2	2	2	2	2	2
		実利用人数	人	51	51	51	45	45	45
	実績値	実施箇所数	箇所	2	2	2			
		実利用人数	人	37	37	28			
上記のうち強化事業実施の箇所数	見込値	(Ⅰ型)	箇所	0	0	0	0	0	0
		(Ⅱ型)	箇所	1	1	1	1	1	1
		(Ⅲ型)	箇所	1	1	1	1	1	1
	実績値	(Ⅰ型)	箇所	0	0	0			
		(Ⅱ型)	箇所	2	1	1			
		(Ⅲ型)	箇所	1	1	1			

(2) 任意事業

地域生活支援事業の任意事業として、日中一時支援事業、生活支援事業、軽度生活援助事業、社会参加促進事業、障害者虐待防止対策支援事業、障害支援区分認定等事務(認定審査会)を実施しています。

① 日中一時支援事業

日中一時支援事業は、障がい児・者の家族の就労支援や障がい児・者を日常的に介護している家族の一時的な休息などを提供するものです。そのため、障がい児・者に対して、日中における活動の場を確保します。

(数値はひと月当たり)

サービス種別				令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
日中一時支援	見込値	利用箇所数	箇所	4	5	5	4	4	4
		利用者数	人	78	86	95	78	78	78
		延べ時間数	時間	655	722	798	663	663	663
	実績値	利用箇所数	箇所	4	4	4			
		利用者数	人	78	78	61			
		延べ時間数	時間	749	455	621			

② 軽度生活援助事業

軽度生活援助事業は、在宅において一人暮らしを継続するために必要な軽度の生活援助(衛生環境保持・住環境整備)を実施しています。

サービス種別				令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
軽度生活援助事業	見込値	利用件数	件	3	3	3	3	3	3
	実績値	利用件数	件	1	0	1			

③ 社会参加促進事業

社会参加促進事業は、障がい者等の社会参加の促進を目的として実施する事業です。

・スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障がい者の体力増進や交流を促進する障がい者スポーツ大会等の開催

・手話通訳、要約筆記に必要な技術等を習得する通訳者等養成講座の開催

・点訳、朗読により、広報等の情報を定期的に障がい者に提供する事業

・自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成する事業

サービス種別			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
スポーツの集い	見込値	人	300	300	300	300	300	300
	実績値	人	292	289	300			
文化芸術活動	見込値	回				1	1	1
	実績値	回	—	—	1			
点字・声の広報等発行事業	見込値	回	50	50	50	40	40	40
	実績値	回	40	36	36			
自動車運転免許取得費助成事業	見込値	人分	1	1	1	2	2	2
	実績値	人分	0	2	2			
自動車改造費助成事業	見込値	人分	2	2	2	2	2	2
	実績値	人分	1	2	1			

④ 地域移行のための安心生活支援事業

地域生活拠点等整備として、介護者の急病時等に必要となる緊急時の受入対応事業や、施設等からの地域移行や家族等からの自立を目的として、障害福祉サービスの利用体験を行う地域生活トライアル事業を実施しています。

サービス種別			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
緊急時の受入対応事業	見込値	人	1	2	3	3	3	3
	見込値	日	14	28	42	42	42	42
	実績値	人	0	1	0			
	実績値	日	0	7	0			
地域生活トライアル事業	見込値	人	2	3	4	3	4	4
	見込値	日	14	21	28	21	28	28
	実績値	人	0	2	1			
	実績値	日	0	12	3			

⑤ 障害者虐待防止対策支援事業

障がい者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため地域における関係機関等の協力体制や支援体制の強化を図ることを目的に行います。

サービス種別				令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
障害者虐待防止事業	見込値	訪問件数	件	5	5	5	5	5	5
	実績値	訪問件数	件	0	0	0			
大洲市障がい者虐待防止センター	見込値	相談対応件数	件	5	5	5	5	5	5
	実績値	相談対応件数	件	3	5	4			

⑥ (新) 発達障害児者及び家族等支援事業

保護者の子どもに対する否定的な視点を肯定的な視点に変え、子どもの行動を適切に捉えることができるようにし、前向きに子育てに取り組めるよう支援する。また、発達障がいのある子どもを育てた経験のある先輩保護者が一定の研修を受け、ペアレント・メンターとして子育てに悩んでいる家族の相談を行い、前向きに子育てに取り組めるよう支援することを目的に実施します。

サービス種別				令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
ペアレントプログラム ※1クール7回	見込値	実施回数	回				1	1	1
		実人数	人				8	8	8
	実績値	実施回数	回			1			
		実人数	人			8			
ペアレント・メンターカフェ	見込値	実施回数	回				2	2	2
		実人数	人				6	6	6
	実績値	実施回数	回			2			
		実人数	人			6			

⑦ 障害支援区分認定等事務（認定審査会）

認定は調査員による聞き取り調査の結果をコンピューターで判定し（一次判定）、その後、障がい福祉の専門家から構成される「障害支援区分審査会」において一次判定の結果と医師の意見書等をもとに、審査（二次判定）を行い決定されます。

審査に基づく障害支援区分の有効期間は原則3年となっており、有効期間の範囲内で障害福祉サービスを利用することになります。

なお、本市においてはサービスの更新手続をスムーズに進めるため、有効期間を3年を超えない範囲で認定し、利用者の誕生月の末日で更新ができるよう順次見直しながら区分認定を行っています。

サービス種別				令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
大洲市障害支援 区分審査会にお ける認定状況	見込値	合計	件	100	140	125	100	150	120
	実績値	合計	件	88	145	46			
	実績値	非該当	件	0	0	0			
		区分1	件	0	2	0			
		区分2	件	21	21	10			
		区分3	件	20	27	9			
		区分4	件	20	39	5			
		区分5	件	11	19	9			
		区分6	件	16	37	13			
		合計	件	0	0	0			

(3) 利用見込量確保の方策

大洲市地域生活支援事業は、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、実施するものです。

障がい者等が、地域生活を営む上で必要な支援やサービスの提供体制を計画的に整備するとともに、その上で必要になる福祉サービスの利用量の確保について、国・県の事業を有効に活用しつつ、安定的かつ継続的な支援の方向性を検討します。

## 5 大洲市障がい者自立支援協議会

大洲市障がい者自立支援協議会は、相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりについて、中核的な役割を担う定期的な協議の場として、現在9人の委員を委嘱し、年2回の全体会において諸課題について継続的な協議を実施しています。

また、協議会の下部組織である専門部会については、「就労部会」「地域移行部会」「こども福祉サービス部会」の3部会に加え令和5年度からは、相談支援部会（従来の相談支援事業所連絡会からの移行）を設置し、処遇困難事例や地域の支援体制づくりに関する取組を進めます。

サービス種別			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
大洲市障がい者自立支援 協議会	見込値	回	2	2	4	2	2	4
	実績値	回	2	2	4			
専門部会	見込値	回	8	8	18	18	18	18
	実績値	回	8	9	18			

※令和8年度は、大洲市障がい福祉計画（第7期）及び大洲市障がい児福祉計画（第3期）の計画期間が最終年度となるため、協議会の開催回数を例年より多く見込んでいます。

## 第3章 障がい児福祉計画（第3期）

### 1 計画の基本的考え方

この計画は、障がい児のサービス提供体制の計画的な構築のため、ライフステージに応じた切れ目のない支援と保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等と連携した支援を提供する体制の構築を図るとともに、児童発達支援センターについては、地域支援機能を強化することにより地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進することが重要であるため、必要となる体制整備に努めます。また、医療的ケア児支援のための保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関との協議をさらに進めます。

計画の基本目標の実現のために、障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正に伴う基本指針の見直しを踏まえ、次の基本的な視点により計画を推進します。【基本指針の見直しを踏まえ再掲】

#### 1 計画の基本的考え方

障がい児のサービス提供体制の計画的な構築のための基本的な考え方は以下のとおり。

- (1) 切れ目のない支援体制の構築
- (2) 地域支援体制の構築
- (3) 保育、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
- (4) 地域社会への参加・包容の推進
- (5) 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備
- (6) 障害児相談支援の提供体制の確保、関係機関との連携

#### (1) 切れ目のない支援体制の構築

- ① 令和5年に4月に施行されたこども基本法において、全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られること、その福祉に係る権利が等しく保障される旨が規定されています。

また、子ども・子育て支援法においては、「子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」と規定されています。

同法に基づく保育・教育等の利用状況を踏まえ、居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス、児童福祉法に基づく障害児通所支援等の専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、保健、医療、保育、教育、就労支援等とも連携を図った上で、障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ります。

- ② 地域の児童発達支援事業所に市直営の「大洲愛育ホーム」があります。大洲愛育ホームでは、保健センター、保育所等の関係機関との連携により早期療育に努めるとともに、

就学予定児童に対し教育委員会のこども発達支援室や入学予定小学校との連携により、切れ目のない支援に努めるものとします。また、利用者数は年々増加傾向にあることから、施設の充実について検討を行います。

## (2) 地域支援体制の構築

- ① 障害児通所支援等について、障がい種別や年齢別のニーズに応じた支援が身近な場所で提供できるように、地域における支援体制整備を図ります。
- ② 児童発達支援センターについては、障がいの重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能の強化を図るとともに、地域における中核的な支援施設として位置づけ、障害児通所支援等と緊密な連携を図り、重層的な障がい児支援の体制整備に努めます。また、地域支援機能を強化することにより地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。
- ③ 障害児入所支援についても、地域において虐待を受けた障がい児への対応等を含め、様々なニーズに対応する機関としての役割を担う必要があるため、支援にあたっては愛媛県福祉総合支援センター（児童相談所）や市教育委員会及び子育て支援課等が連携し支援に努めます。
- ④ 障害児通所支援及び障害児入所支援は、愛媛県による障害児通所支援の広域的な調整及び障害児入所支援の体制整備の双方の観点による一体的な方針の策定を受けて、障がい児支援の両輪として、相互に連携をとりながら進めていきます。特に、障害児入所支援については、入所している児童が18歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるように、愛媛県福祉総合支援センター（児童相談所）や障害児入所施設、相談支援事業所等の関係機関と連携し、「協議の場」を通じて移行調整を進めていきます。また、障害児通所支援及び障害児入所支援は、障がい児に対し、質の高い専門的な発達支援を行う機関であることから、支援の質の向上と支援内容の適正化を図っていきます。

## (3) 保育、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援

- ① 障害児通所支援の体制整備に当たっては、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）、幼稚園等の子育て支援施策との緊密な連携を図ることが重要であることから、該当児の障がいを早期に発見し、多様な支援を行うため、母子保健施策との緊密な連携を図るとともに、庁内においても市教育委員会及び子育て支援課等との連携体制を確保します。また、こども家庭センターとも連携した支援体制を構築していきます。
- ② 障がい児支援が適切に行われるために、就学時及び卒業時において、支援が円滑に引き継がれることも含め、学校、障害児通所支援事業所、障害児入所施設、障害児相談支援事業所、就労移行支援等の障害福祉サービスを提供する事業所等が緊密な連携を図るとともに、庁内においても市教育委員会及び子育て支援課等との連携体制を確保します。
- ③ 放課後等デイサービス等の利用は、利用実績動向やアンケート調査からも今後も増加することが見込まれます。放課後等デイサービス等の障害児通所支援の実施に当たって、学校の空き教室の活用等、関連施策との緊密な連携の促進に資する実施形態の検討を進めます。

#### (4) 地域社会への参加・包容の推進

- ① 保育所等訪問支援を活用し、障害児通所支援事業所等が保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）、幼稚園、小学校、特別支援学校等の育ちの場での支援に協力できるような体制を構築することにより、地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進を図ります。
- ② 地域共生社会の実現・推進の観点から、年少期からのインクルージョンを推進し、障がいの有無に関わらず、様々な遊び等を通じて共に過ごし、それぞれのこどもが互いに学び合う経験を持てるような体制の構築に取り組んでいきます。
- ③ 児童発達支援センターは、地域におけるインクルージョン推進の中核機関として、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）、幼稚園、小学校及び特別支援学校等に対し、障がい児及び家族の支援に関する専門的支援や助言を行う機能の確保を進めます
- ④ 障がい児の地域社会への参加・包容を推進する観点から、児童発達支援センターをはじめとする障がい児通所支援事業所等が、保育所等訪問支援等を活用し、保育所等の育ちの場において連携・協力しながら支援を行う体制の構築を進めます。

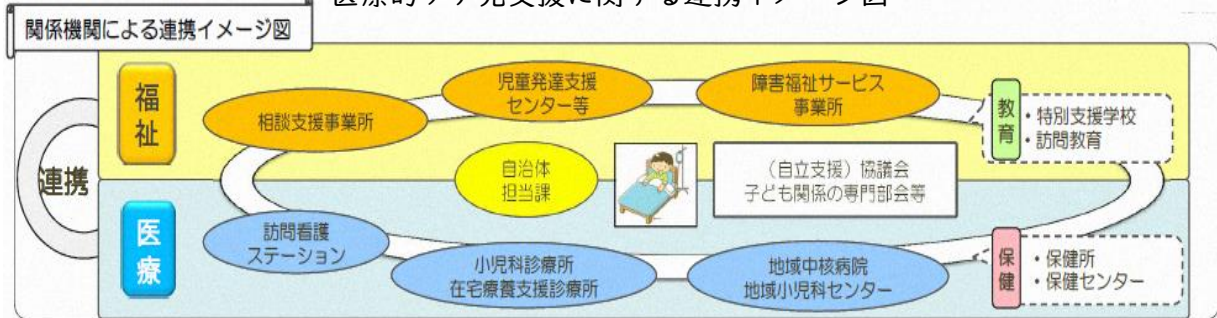
#### (5) 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備

- ① 重症心身障がい児が身近な地域にある児童発達支援や放課後等デイサービス等の障害児通所支援が受けられるように、地域での支援体制の充実に努めます。
- ② 医療的ケア児についても、身近な地域で必要な支援が受けられるように、障がい児支援に努めます。また、心身の状況に応じた保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の各関連分野の支援が受けられるよう、保健所、病院・診療所、訪問看護ステーション、障害児通所支援事業所、障害児入所施設、障害児相談支援事業所、保育所等、学校等の関係者が連携を図るための協議の場を設けること等により、各関連分野が共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制の構築に努め、医療的ケア児の支援が学齢期から成人期に円滑に引き継がれるものとし、加えて、医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等※の充実に努めます。事業所アンケート調査からも医療的ケア児に対する支援体制への要望が多く、引き続き解決に向けた取組を進めていきます。
- ③ 重症心身障がい児や医療的ケア児が利用する短期入所の実施体制の確保については、家庭的環境等を十分に踏まえた支援や家庭のニーズの把握が必要となるため、家庭等のニーズの多様化を踏まえ障がい者自立支援協議会において検討します。
- ④ 強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい児に対して、障害児通所支援等において適切な支援ができるよう、市内の支援ニーズを把握するとともに、地域の課題の整理や専門的人材育成、地域資源の開発等を行い、地域の関連機関との連携を図りつつ支援体制の整備を図ります。
- ⑤ 高次脳機能障害を有する障がい児については、市内の支援拠点機関や医療機関等とも連携して支援ニーズを把握することが重要である。
- ⑥ 虐待を受けた障がい児等に対しては、愛媛県福祉総合支援センター（児童相談所）や市子育て支援課等との連携により、障がい児の状況等に応じたきめ細かな支援を行うよう努めます。



- ⑦ 発達障がい及びその可能性のある幼児・児童・生徒に対して、特別支援教育巡回相談を活用し、その指導方法や支援について保護者及び教員へ助言を行います。また、発達に関する中核的支援機関を中心に、関係機関が連携し、早期からの一貫した支援を行うよう努めます。

医療的ケア児支援に関する連携イメージ図



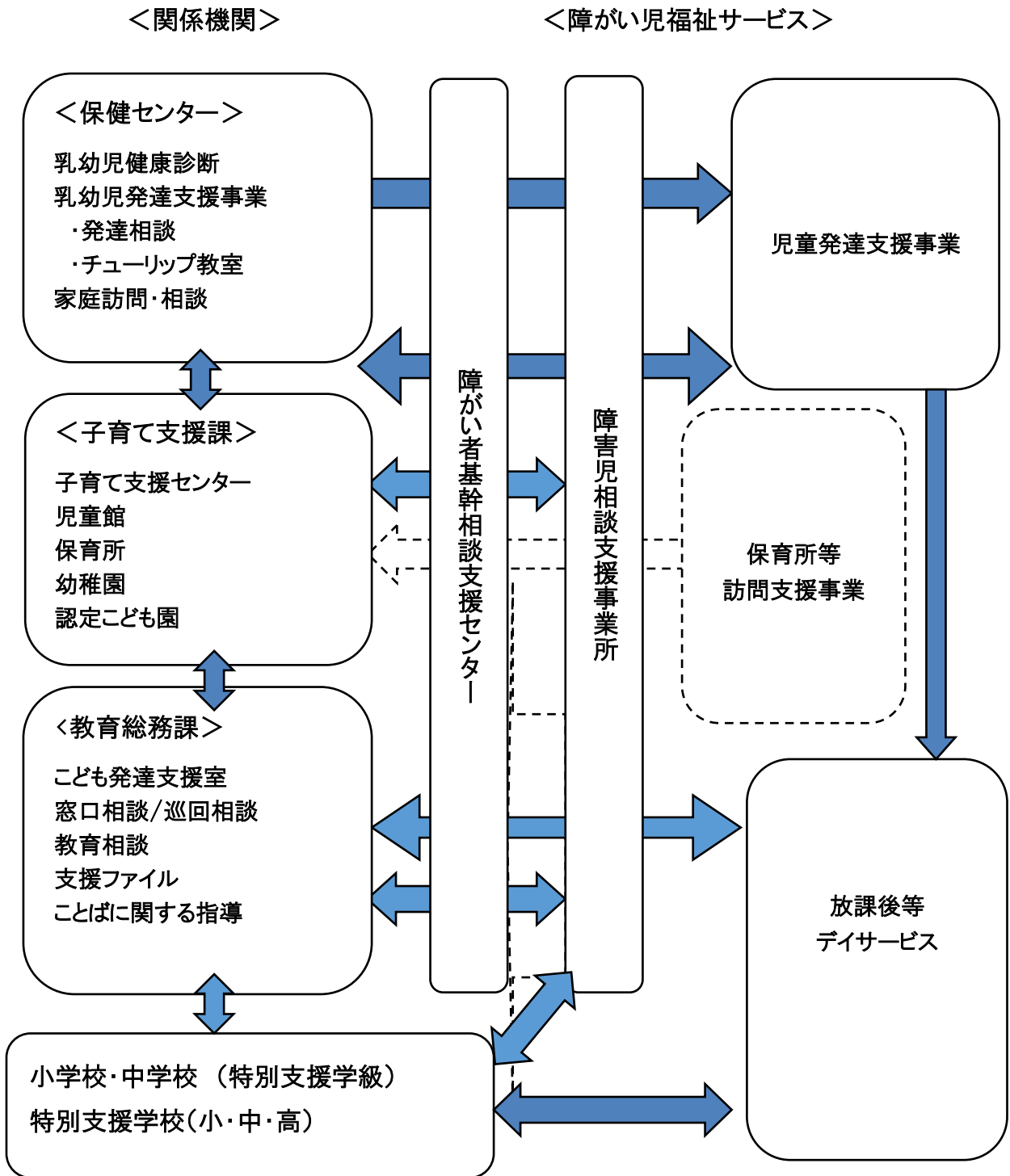
※コーディネーターとしての相談支援専門員等

- ア 医療的ケア児が必要とする他分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的・包括的な支援の提供につなげる。
- イ 自立支援協議会に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら医療的ケア児支援のための地域づくりを推進する。

(6) 障害児相談支援提供体制の確保・関係機関との連携

- ① 障害児相談支援は、障がいの疑いの段階から障がい児本人や家族に対する継続的な相談支援を行うとともに、支援を行うにあたって関係機関をつなぐ中心となる重要な役割も担っています。このため、障がい者の相談支援と同様に、障がい児の相談支援についても、保健センター、子育て支援課、教育総務課等、関係する担当課と連携を図りながら、質の確保と向上を目指して、支援提供体制の構築を図るものとします。なお、児童発達支援センターには、「気付き」の段階を含めた地域の多様な障がい児及び家族に対し、発達支援に関する入口としての相談機能が必要となるため、その役割を踏まえた相談支援の提供体制の構築を図ります。

障害児相談支援提供体制の確保・関係機関との連携



## 2 令和8年度までの成果目標等

国の基本指針を踏まえ、令和8年度末を目標年度とし、障がい児支援のための提供体制整備の目標を設定しました。

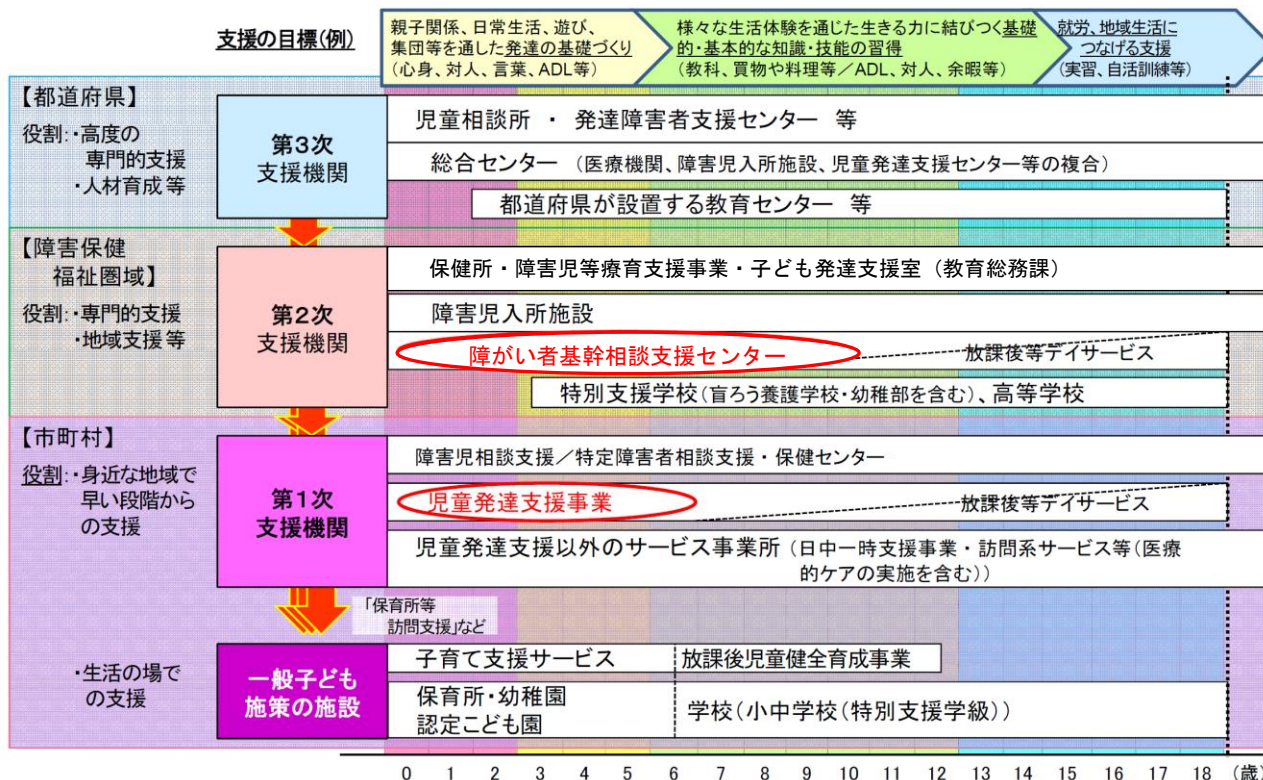
【国の基本指針】
○ 児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1箇所設置する。
○ 全ての市町村において、保育所等訪問支援等を活用し、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築する。【拡充】
○ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1箇所以上確保する。
○ 各都道府県、各市町村又は圏域において、医療的ケア児支援の協議の場を設置するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。

(1) 重層的な地域支援体制の構築を目指すための中核的機能を持つ場の設置及び保育所等訪問支援の拡充

- ① 重層的な地域支援体制の構築を図るために関係する各課との連携協議を押し進め、市民にわかりやすい窓口(ワンストップ窓口)の設置と必要な体制整備に努めます。
- ② 地域社会への参加・包容を推進するため、保育所等訪問支援等を活用し、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築に努めます。

### 地域における年齢に応じた重層的な支援体制のイメージ

年齢に従い利用するサービスが変わっても、関係機関による重層的な支援が継続されることを期待



(2) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

重症心身障がい児が身近な地域で支援が受けられるように、令和8年度末までに、圏域において主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保に努めます。

(3) 医療的ケア児支援のための保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関の連携の充実

令和3年12月に医療的ケア児等コーディネーター2名を指名し、令和4年度より障がい者自立支援協議会の下部組織であるこども福祉サービス部会に、「医療的ケア児等に特化したワーキングチーム」を設置し、協議を行っている。引き続き、関係機関と連携をとりながら医療的ケア児等が適切な支援を受けることができるよう地域づくりの推進に努めます。

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療的ケア児に関するコーディネーターの配置人数	3人	3人	3人

### 3 障がい児支援サービスの利用状況と見込み

令和6年度から令和8年度までの、障がい児福祉サービスの利用状況と必要量の見込みは次のとおりです。必要量の見込みは、これまでのサービス利用実績やニーズ調査、国の方針等を勘案し算出しています。

項目	内容		
サービスの 内容	児童 発達 支援	児童発達支援事業所	通所による日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与や集団生活への適応訓練等を行います。
		児童発達支援センター	上記サービスに加え、保育所等訪問支援や障害児相談支援などの実施が求められています。
	放課後等デイサービス	放課後や学校の休日、夏休み等長期休業中において、生活能力の向上のために必要な訓練等を行います。	
	保育所等訪問支援	保育所等を利用中の障がい児に対し、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。	
	医療型児童発達支援	児童発達支援及び治療を行うものです。	
	障害児相談支援	障害児通所等サービスを利用する場合、障がい児の心身の状況や保護者の利用意向等を勘案し、指定障害児相談支援事業者が障害児相談支援利用計画を策定します。計画策定後、モニタリングを行いサービスの見直しや保護者の相談等も行います。	
	居宅訪問型児童発達支援	居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与を行います。	
サービスの 利用状況	児童発達支援事業は、市内2事業所で提供しています。保健センター実施の乳幼児健診等から早期に利用につながっていることから増加傾向です。		
	放課後等デイサービスは、市内では、第6期計画中に2事業者増加し、7事業者となっています。身近で利用が可能となったことから利用者が大幅に増えています。特に長期休暇中（夏休み等）の利用が増えています。		
	保育所等訪問支援事業については、市外事業所にて1名利用があります。令和5年度中に市内に1事業者開始しています。		
	障害児相談支援は、障害児通所支援サービス等の相談や利用等の計画策定を行います。現在サービス利用者の計画は全員作成できており、利用者数は大幅に増加しています。		
利用見込 量確保の方策	保健センター主催の乳幼児健診等から発達障がい等の早期発見に努め、療育相談や適切な支援を行います。		
	医療・保健・福祉・教育関係との連携を図り、早期療育と必要なサービス等の推進を行います。		
	障がい児とその家族が身近に相談できるよう相談体制を整えます。		
	保育所等訪問支援事業について、効果的な施策に向けて関係機関の調整や支援を行います。		
	サービス利用時の計画作成を行う指定障害児相談支援事業者と連携を図り、スムーズな計画作成を行います。障害児相談支援利用者数が、大幅に増加していることを踏まえ、対応できる体制確保を進めます。		
医療型児童発達支援事業、居宅訪問型児童発達支援事業については、現時点での実績はありませんが、今後もニーズの把握に努めながら利用調整を行います。			

(数値はひと月当たり)

サービス種別				令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
児童発達支援	見込値	利用者数	人	51	53	55	50	52	52
		利用量	人日分	110	115	119	100	120	120
	実績値	利用者数	人	55	52	48			
		利用量	人日分	107	94	88			
放課後等デイ サービス	見込値	利用者数	人	70	75	80	95	97	99
		利用量	人日分	980	1,050	1,120	1,254	1,280	1,306
	実績値	利用者数	人	73	79	92			
		利用量	人日分	1,010	1,067	1,217			
保育所等訪問支 援	見込値	利用者数	人	1	1	1	2	2	4
		利用量	人日分	2	2	2	4	4	8
	実績値	利用者数	人	1	1	0			
		利用量	人日分	1	1	0			
医療型児童発達 支援	見込値	利用者数	人	0	0	0	0	0	0
		利用量	人日分	0	0	0	0	0	0
	実績値	利用者数	人	0	0	0			
		利用量	人日分	0	0	0			
居宅訪問型児童 発達支援	見込値	利用者数	人	0	0	0	0	1	1
		利用量	人日分	0	0	0	0	2	2
	実績値	利用者数	人	0	0	0			
		利用量	人日分	0	0	0			

(数値はひと月当たり)

サービス種別				令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
障害児相談支援	見込値	利用者数	人	44	54	64	36	38	40
	実績値	利用者数	人	32	32	34			

## 第4章 推進体制

### 1 連携・協力の確保

障がい者施策は、福祉、保健・医療、教育、雇用、生活環境、情報等広範な分野にわたっていることから、本計画を総合的かつ効果的に推進するため市内相互はもとより、国、県及びその他関係機関・団体並びに大洲市障がい者自立支援協議会と緊密な連携・協力を図ります。

### 2 広報・啓発活動の推進

#### (1) 広報・啓発活動の推進

本計画に基づく施策を市民の理解を得ながら推進するため、行政はもとより、民間団体、マスメディア等の多様な主体との連携による幅広い広報・啓発活動を推進します。

また、障害者基本法に定められた障害者週間（毎年12月3日から9日）等を通じて、市民、ボランティア団体、障がい者団体など幅広い層による啓発活動を推進します。

障がい者が自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性について市民の理解を深め、誰もが障がい者等に自然に手助けすることのできる「心のバリアフリー」を推進します。

#### (2) 障がい及び障がい者理解の促進

障がい及び障がい者に対する市民の理解を促進するため、障がいの特性や必要な配慮等について周知を図ります。

また、障がいのある幼児、児童、生徒と障がいのない幼児、児童、生徒との相互理解を深めるための活動を一層促進するとともに、小・中学校等の特別活動等における、障がい者に対する理解と認識を深めるための指導を推進します。

さらに、福祉施設、教育機関等と地域住民等との日常的交流により、地域社会における障がい者への理解を促進します。

#### (3) ボランティア活動等の推進

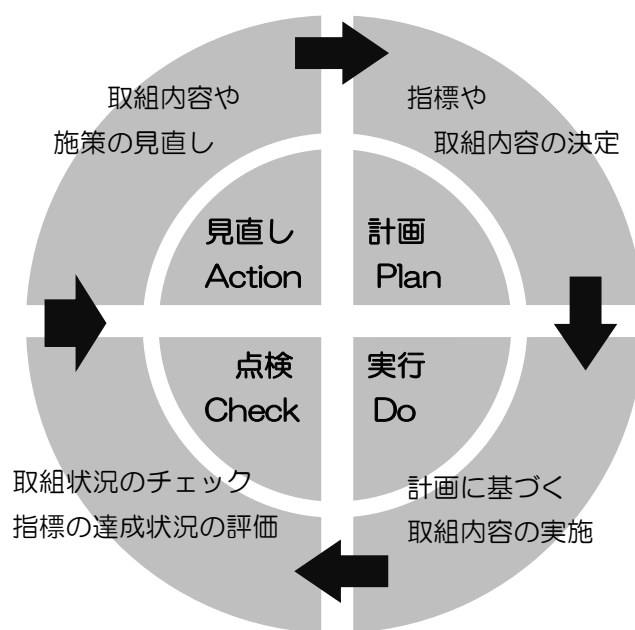
児童、生徒や地域住民等のボランティア活動に対する理解を深め、その活動を支援するよう努めるとともに、企業等の社会貢献活動に対する理解と協力を促進します。

また、障がい者自身のボランティア活動を促進します。

### 3 計画の評価・管理

障がい者施策の適切な企画、実施、評価及び見直し（P D C A※）の観点から、本計画の推進にあたっては、大洲市障がい者自立支援協議会や各障がい者団体との意見交換等を通じて、本計画の検証を行い、必要かつ効果的な施策・事業の実施に努めます。

また、社会情勢の変化等により本計画の変更の必要性が生じた場合には、対象期間の途中であっても、柔軟に見直します。



### 4 情報提供

広く市民に本計画の趣旨や施策が理解されるよう、市広報誌やホームページ等を通じて周知を行います。

※P D C A :

Plan (企画立案)、Do (実施)、Check (評価)、Action (企画立案への反映) という一連のサイクルの頭文字をつなげたもの。



# 策定に関する資料



## 大洲市障がい者自立支援協議会設置要綱

平成20年2月1日  
大洲市要綱第12号

### 大洲市障がい者自立支援協議会設置要綱

#### (設置)

第1条 本市における相談事業を始めとする地域の障がい福祉に係る支援体制の整備その他これらの事業に関する事項について協議し、もってこれらの事業の円滑な実施及び推進に資するため、地域生活支援事業実施要綱（厚生労働省社会・援護局平成18年8月1日付障発第0801002号）の規定に基づき、大洲市障がい者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

#### (所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 地域相談支援体制の整備に関する事。
- (2) 地域生活支援体制の整備に関する事。
- (3) 大洲市障がい者計画、大洲市障がい福祉計画及び大洲市障がい児福祉計画の検討及び審議に関する事。
- (4) その他障がい者自立支援に関する必要事項

#### (組織)

第3条 協議会は、15人以内の委員をもって組織する。

2 協議会の委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 地域福祉関係者
- (2) 保健・医療関係者
- (3) 教育・雇用関係機関
- (4) 障がい者（児）関係団体
- (5) 学識経験者
- (6) その他市長が必要と認める者

3 協議会の下部組織として専門部会を置く。専門部会の組織及び活動等については、別に定める。

#### (委員の任期等)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、前任者が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、委嘱されたときの要件を欠いたときは、その職を失うものとする。

3 委員は、再任されることができる。

#### (会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を各1人置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 副会長は、会長が委員の中から指名する。

- 4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。ただし、緊急を要する場合及び同一事件について再度招集してもなお半数に達しないときは、この限りでない。
- 3 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 協議会は、特に必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、市民福祉部社会福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年2月1日から施行する。

附 則(平成22年4月1日大洲市要綱第31号)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成24年7月13日大洲市要綱第53号)

この要綱は、平成24年7月13日から施行する。

附 則(令和2年2月12日大洲市要綱第5号)

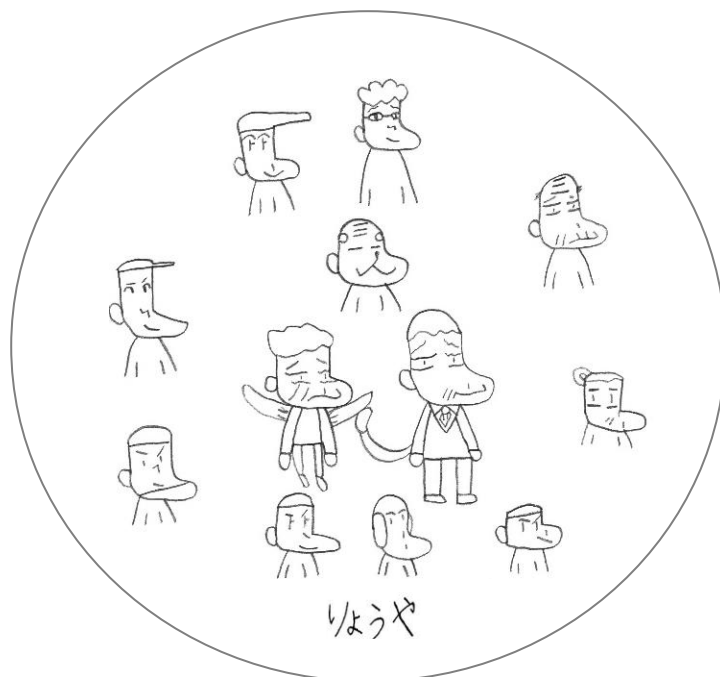
この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

## 大洲市障がい者自立支援協議会委員名簿（50音順）

No.	所属団体	委員名	備考
1	喜多医師会	大久保 博忠	
2	大洲市民生児童委員協議会	乙井 敏夫	副会長
3	ハローワーク大洲	川井 泰昌	
4	大洲喜多家族会	河野 静子	
5	大洲市教育支援委員会	下石 雅樹	
6	大洲市校長会	竹本 修二	
7	大洲手をつなぐ育成会	津田 芳徳	
8	大洲市社会福祉協議会	藤田 修	会長
9	大洲市身体障がい者協議会	松本 計三	

## 計画策定の経過（障がい者自立支援協議会の開催状況等）

年 月 日	内 容
令和5年 6月	アンケート調査実施 配布者 700 人 回答者 304 人 回答率 43.4%
7月31日	第1回大洲市障がい者自立支援協議会 市長から協議会へ諮問 アンケート調査結果について説明
8月	団体・事業所調査実施 障がい者団体 3 団体 障害福祉サービス事業所 14 事業所
10月27日	第2回大洲市障がい者自立支援協議会 団体及び事業所調査結果について説明 計画【素案】説明
12月12日	大洲市議会全員協議会で計画【素案】説明
12月18日 ～1月18日	パブリックコメント（意見募集）実施
令和6年 2月16日	第3回大洲市障がい者自立支援協議会 計画【原案】提示、承認 協議会から市長へ答申



表紙及び上記イラストは、大洲市在住の川田凌也さんのデザインです。

令和4年度愛媛県障がい者アートデザインコンペで今治タオルの企業の目にとまり、手ぬぐいが発売されています。また、せとうちTシャツアート展でキッズ大賞を受賞するなど活躍が期待されています。

障がい者計画の「分野別施策10」にもあるように、文化芸術活動の普及、取組の支援として今回、本計画に川田さんのイラストを採用いたしました。

今後も芸術家の卵をご紹介します。

大洲市障がい者計画（第6次）

大洲市障がい福祉計画（第7期）

大洲市障がい児福祉計画（第3期）

発行年月：令和6年3月

発行：愛媛県大洲市

編集：市民福祉部 社会福祉課

住所：〒795-8601

愛媛県大洲市大洲 690 番地の1

T E L：0893-24-1758

F A X：0893-24-0961

